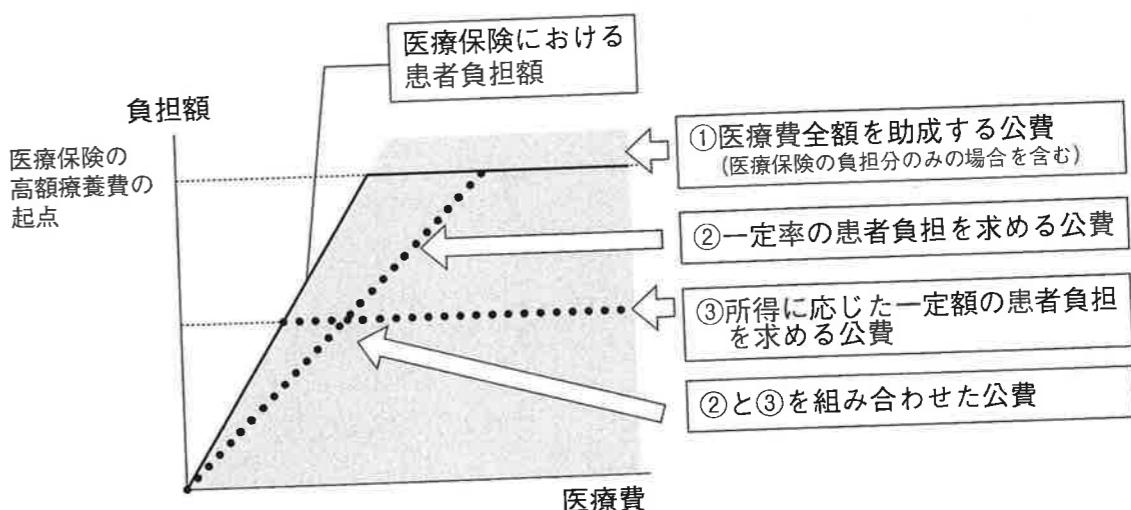


第7章 公費負担医療各制度の種類 と 生活保護法の医療扶助、 障害者自立支援医療、公害医療及び 労災医療等公費負担医療の実務

図7-1 公費負担医療の助成の仕組み



1. 公費負担医療の種類とその概要

公費負担医療には福祉・公衆衛生上の理念に基づくもの、難病治療の研究に加え労働災害や公害等社会的な理由から創設されたものもあります。医療全体の中で果たすウエイトも大きく、東京都における公費負担医療（国及び東京都公費の合計）が占める割合は、平成19年10月診療・調剤分ではレセプト件数ベースで8.9%、金額ベースで8.5%に達しています（東京都薬剤師会調べ）。全国的には、総医療費の6.6%を公費負担医療が担っています（「国民医療費」－平成17年度・厚生労働省推計）。

これら公費負担医療を外来・入院別に分類すると次のようになります。

外来及び入院医療を助成するもの (公費負担医療の名称)		入院医療を助成するもの (公費負担医療の名称)	
国が実施するもの (件数が多い順)	都が実施するもの (件数が多い順)	国が実施するもの (件数が多い順)	都が実施するもの
<input type="radio"/> 生活保護 <input type="radio"/> 精神通院医療 <input type="radio"/> 特定疾患 <input type="radio"/> 小児慢性疾患 <input type="radio"/> 更生医療（自立支援法） <input type="radio"/> 措置等（児童福祉法） <input type="radio"/> 原爆一般医療 <input type="radio"/> 結核医療 <input type="radio"/> 育成医療（自立支援法） <input type="radio"/> 医療観察 <input type="radio"/> 石綿救済 <input type="radio"/> 原爆認定医療 <input type="radio"/> 戦傷病者医療 <input type="radio"/> 肝炎治療（20年4月から） <input type="radio"/> 中国残留邦人（　々　）	<input type="radio"/> 乳幼児・義務教育就学児医療 <input type="radio"/> 心身障害者医療 <input type="radio"/> ひとり親家庭医療 <input type="radio"/> 大気汚染等医療 <input type="radio"/> C型ウイルス肝炎医療（平成20年度末に国の制度に統合予定） <input type="radio"/> 被爆者の子医療	<input type="radio"/> 障害児施設医療 <input type="radio"/> 母子保健医療 <input type="radio"/> 精神措置医療 <input type="radio"/> 結核入院医療 <input type="radio"/> 児童福祉法の療養給付 <input type="radio"/> 療養介護医療 <input type="radio"/> 感染症（一類・新感染症） <input type="radio"/> 麻薬取締	<input type="radio"/> 妊娠高血圧症候群医療 <input type="radio"/> B型・C型ウイルス肝炎医療 <input type="radio"/> 小児精神病医療 <input type="radio"/> 光化学スモッグ障害者医療

注) 統計がなく、
件数順ではありません。

なお、これらは特別法に基づき実施されるものが多く、健康保険法の保険薬局の指定を受けただけでは取扱うことができないものも多くなっています。各公費負担医療の項で“指定の必要性の有無”について解説しておりますので参照ください（一覧表44ページも参照ください）。

1) 外来医療に関する公費負担医療

【国が実施する外来医療を含む公費負担医療】

(優先順位の高い順)

○戦傷病者特別援護法による「療養の給付」(第10条関係)	
東京都における実施者番号	13136015
疾 病 等 の 範 囲	軍人・軍属等戦傷病者の公務上(勤務に関連する場合を含む)の疾病又はこれと医学的因果関係のある疾病
制度の目的 及び対象者	今なお一定程度以上の障害を有する場合や療養の必要がある場合に、国家補償の精神に基づき戦傷病者手帳を交付して、療養の給付、補装具の支給など相談・指導等の援護を行うことを目的に制定。平成19年4月1日現在、戦傷病者手帳交付者数は43,005人(医療保険の加入の有無を問わない)。また、傷病恩給等の年金を受けていない方には療養手当(月額29,400円)が支給されます。
認 定 期 間	必要と認められる期間(原則1年)
公費負担額	指定医療機関における医療費を全額国庫負担(公務上の疾病と関係のない傷病については医療保険のみ適用されます)
取 扱 薬 局	薬局では公費適用できません。
保険薬局における 一部負担金の有無	保険薬局では要した費用を全額徴収し、療養費払い(患者が還付請求する)とします。
主 管 課	指定申請先: 福祉保健局生活福祉部計画課援護係 TEL5320-4076
○戦傷病者特別援護法による「更生医療」(第20条関係)	
東京都における実施者番号	14136014
疾 病 等 の 範 囲	戦傷病者の公務上の傷病による視覚障害、聴覚又は平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害、中枢神経機能障害、肢体不自由、心臓・じん臓・呼吸器・ほうこう・直腸・小腸の機能障害のいずれかの障害の状態にある戦傷病者の方の更生のために必要な医療(主に手術)。
制度の目的 及び対象者	徴兵され国のために戦った戦傷病者の方に対し、国家補償の精神に基づき地域で自立して暮らせるよう生活機能の更生を支援する制度。戦傷病者手帳を交付されている方が対象。
認 定 期 間	必要と認められる期間
公費負担額	更生医療に要する費用の全額を国庫負担します(医療保険加入の有無を問わない)。ただし、公務上の疾病と関係のない傷病については医療保険のみ適用されます。
取 扱 薬 局	指定が必要(下記へ)。ただし、東京都内には更生医療の対象者となる方は居住していません(平成20年4月時点)。
保険薬局における 一部負担金の有無	なし
主 管 課	指定申請先: 福祉保健局生活福祉部計画課援護係 TEL5320-4076

○原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による「認定疾病医療」(第10条関係)

東京都における実施者番号	18136010
疾 病 等 の 範 囲	<ol style="list-style-type: none"> 原子爆弾の放射能に起因している負傷又は疾病 (例) 白血病、白血球減少症、再生不良性貧血、肝臓機能障害、甲状腺がん、皮ふがん、肺がん、原爆白内障、近距離早期胎内被爆症候群など 原子爆弾の傷害作用による負傷又は疾病であって、原子爆弾の放射能の影響により、その治癒が遅延している方 (例) 外傷性瘢痕治療障害、熱傷性瘢痕治療障害など
法別番号 18	<p>制度の目的 及び対象者</p> <p>広島及び長崎において直接被爆した方や当時胎児だった方、原爆が投下されてから2週間以内に救護活動・医療活動・親族探し等のために広島市内・長崎市内に立ち入った方及びその人の胎児など身体に放射線の影響を受ける事情があった方に対し、医療のみならず各種の生活支援(現金給付等)を行う制度。</p> <p>認定を受けて被爆者健康手帳を所持している方が対象。認定基準をめぐり各地で訴訟が起こされ、認定基準が拡大されました(平成20年4月)。しかし、その後の判決では「新認定基準」外の患者についても被爆者と認定する高裁判決が出され、国は敗訴しています。</p>
認 定 期 間	認定日からその負傷又は疾病に医療を要する状態にある期間
公費負担額	認定疾病の治療に要する医療費を全額国庫負担する(医療保険加入の有無を問わない)。
取 扱 薬 局	指定が必要です。申請書の入手・指定申請先とも下記東京都主管課。
保険薬局における 一部負担金の有無	なし
主 管 課	福祉保健局保健政策部疾病対策課被爆者援護係 TEL5320-4473
○心身喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律による 医療の実施に係る医療の給付(第81条関係)	
東京都における実施者番号	30111009(関東信越厚生局管内)
疾 病 等 の 範 囲	精神障害及び当該疾病に起因した疾病に罹患した場合の合併症に対して、対象者の医療を実施するために選定された指定入院医療機関又はその連携する医療機関若しくは選定された指定通院医療機関で行われる医療。
法別番号 30	<p>制度の目的 及び対象者</p> <p>心身喪失又は心身消耗状態で重大な他害行為を行い刑事責任が問えない者又は限定的な刑事責任しか問えない者に対し、従来の精神保健法で定められていなかった専門的な医療の提供及び社会復帰に向けたケア体制の整備を行うことを目的に創設された制度。</p> <p>当該事由に該当し、検察官が裁判所に申し立てて認められた人が対象。</p>
認 定 期 間	入院は裁判所が退院を許可するまで、通院は3年が原則限度
公費負担額	治療に要する医療費を全額国庫負担する。
取 扱 薬 局	厚生労働大臣の指定が必要(申請時に東京都薬剤師会の推薦状が必要となります)。保護監察官や主治医である精神科医との緊密な連携が必要となります。まず、東京都薬剤師会へご相談ください。

	保険薬局における一部負担金の有無	なし
	主 管 課	指定申請先：福祉保健局障害者施策推進部精神保健福祉課 精神保健係 TEL5320-4461
○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による結核患者の適正医療（第37条の2関係）		
	東京都における実施者番号	1013+0127~6579（区市町村単位）
法別番号 10	疾 病 等 の 範 囲	肺結核、肺外結核（29歳以下で比較的最近結核に感染したと考えられる方などで発病の危険が高い方への予防内服を含む）。 わが国で現在使用可能な抗結核薬は、その抗菌力と安全性に基づいて ①First-line drugs(a)：最も強力な抗菌作用を示し、菌の撲滅に必須の薬剤；RFP（リファンピシン）、INH（イソニアジド）、PZA（ピラジナミド） ②First-line drugs(b)：主に静菌的に作用し、①との併用で効果が期待される薬剤；SM（硫酸ストレプトマイシン）、EB（エタンプトール） ③Second-line drugs：①、②に比し抗菌力は劣るが、多剤併用で効果が期待される薬；KM（カナマイシン）、TH（エチオナミド又はプロチオナミド）、EVM（エンビオマイシン硫酸塩）、PAS（パラアミノサリチル酸塩）、CS（サイクロセリン） の3群に区分されています。 初回治療における標準的な化学療法は次のとおり（結核医療の基準－平成19年3月）。 (ア)まず、INH、RFP及びPZAにSM又はEBを加えた4剤併用療法を2ヶ月間行い、その後INH及びRFPの2剤併用療法又はINH、RFP及びEBの3剤併用療法を4ヶ月間行う。 (イ)まず、INH及びRFPの2剤にSM又はEBを加えた3剤併用療法を6ヶ月間行い、その後INH及びRFPの2剤併用療法又はINH、RFP及びEBの3剤併用療法を3ヶ月間行う。 ※PZA投与不可の場合を除き、原則として、全症例について、(ア)に掲げる化学療法を行う。PZA投与不可の症例に限っては(イ)に掲げる化学療法を行う。 重篤な滲出性病変を主体とする肺結核、気管支結核、粟粒結核、結核性の胸膜炎、髄膜炎、腹膜炎又は心膜炎等の治療上必要がある場合には、抗結核薬と併用して副腎皮質ホルモン剤を投与する。 なお、確実な薬の服用を目指したDOTS/直接監視下短期化学療法の実施拡大が求められています。
		かつては日本では国民病・亡国病とまで言われた感染症で、保健所長の認定を受け、結核と診断された方が対象。 現在でも日本や欧米を含む世界中に分布しており、毎年300万人が結核により命を落としています。日本では第二次世界大戦後、抗生素質を用いた化学療法の普及などによって激減しましたが、他の先進工業国に比べて感染率と死亡率は高い状態にあります。結核の危険性に対する日本国民の関心低下が指摘されており、今日では逆に「結核は過去の病気ではない」というスローガンで注意喚起が呼ばれています。
	制度の目的及び対象者	申請書を受理した日から6月以内の日まで（更新あり）

	公費負担額	承認された結核医療について、その費用の95%を公費負担します（医療保険加入の有無を問わない）。 〔都独自制度〕 区市町村民税非課税の方について自己負担分を助成するもの（ただし、もともと自己負担のない方を除く）。該当者には「結核医療給付金受給者証（法別番号93137008）」が交付されます。
	取扱薬局	指定が必要。指定申請先は保健所。
	保険薬局における一部負担金の有無	結核医療に要した費用の5%を徴収します。「結核医療給付金受給者証」の交付を受けている方は一部負担金はなし。
	主 管 課	給付関係は23区の区域：区結核医療担当課、市町村の区域：福祉保健局健康安全部感染症対策課結核係 TEL5320-4483、認定関係は各保健所
○障害者自立支援法による「精神通院医療」（第5条関係）		
法別番号 21	東京都における実施者番号	21136015
	疾 病 等 の 範 囲	統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患で、通院により継続的に治療を要する病状。 身体合併症も公費負担の対象となりますが、感染症、新生物、アレルギー（薬物副作用によるものを除く）、筋骨格系疾患については精神障害に起因するものとは考えられていません。
	制度の目的及び対象者	精神障害者の適正な医療を普及するため、上記の障害により継続的な通院医療を必要とする方で、医療保険に加入している方。 なお、生活保護受給者については全額自立支援医療が医療の給付を担います（「自立支援」優先）。
	認定期間	新規及び再申請（再開）の場合は、申請を受理した日を始期とし、1年内の日の属する月の末日が終期となります（1年ごとの更新あり）。
	公費負担額	認定疾病に要する費用の90%を公費負担します（医療の継続の必要性及び世帯の所得等の状況により月額自己負担上限額の設定がある）。また、医療保険を先に適用します。 〔都独自制度〕 区市町村民税非課税の方について自己負担分を助成するもの。該当者には「精神通院医療給付金受給者証（法別番号93133007）」又は「国保受給者証（法別番号93132009）」が交付されます。
	取扱薬局	精神通院医療の指定が必要。 ただし、指定を受けただけでは公費適用はできず、予定された医療として位置付けられたため「自立支援医療受給者証（精神通院医療）」の取扱機関等欄に当該患者の調剤を担当する薬局として明記されていなければなりません。⇒詳細は462ページ参照。
	保険薬局における一部負担金の有無	精神通院医療に要した費用の10%を徴収します。 ただし、自己負担額は医療証に記載された月額自己負担上限額を上限とします。また、「精神通院医療給付金受給者証」の交付を受けている方は一部負担金はなし。
	主 管 課	給付関係：福祉保健局障害者施策推進部精神保健福祉課生活支援係 TEL5320-4464 指定申請先：同部計画課事業者指定係 TEL5320-4325

○障害者自立支援法による「更生医療」(第5条関係)

法別番号 15	東京都における実施者番号	1513+8019~8506 (区市町村単位)
	疾病等の範囲	①眼科、②耳鼻咽喉科、③口腔、④整形外科、⑤形成外科、⑥中枢神経、⑦脳神経外科、⑧心臓脈管外科、⑨腎臓、⑩腎移植、⑪小腸、⑫歯科矯正の医療に係る調剤
	制度の目的及び対象者	身体障害者の生活支援と必要な医療支援を提供し、地域で自立して暮らせるよう総合的な福祉施策の増進を図ることが目的。 更生医療は身体障害者手帳を有する満18歳以上の方で、上記に該当する医療の給付が必要と福祉事務所長が認めた方が対象。なお、生活保護受給者については全額自立支援医療が医療の給付を担います（自立支援優先）。
	認定期間	更生医療として認定された期間
	公費負担額	認定疾病に要する費用の90%を公費負担します（医療の継続の必要性及び世帯の所得等の状況により月額自己負担上限額の設定があります）。入院の場合は入院時食事療養費標準負担額を負担します。 なお、医療保険を先に適用します。
	取扱薬局	更生医療の指定が必要。 ただし、指定を受けただけでは公費適用はできず、予定された医療として位置付けられたため「自立支援医療受給者証（更生医療）」の取扱機関等欄に当該患者の調剤を担当する薬局として明記されていなければなりません。
	保険薬局における一部負担金の有無	更生医療に要した費用の10%を徴収します。 ただし、自己負担額は医療証に記載された月額自己負担上限額（所得により0円、2,500円、5,000円又は医療保険自己負担限度額）を上限とします。なお、月額自己負担上限額は医療機関と薬局で支払った合算額となります。 ⇒詳細は464ページ参照。
	主管課	制度：福祉保健局障害者施策推進部施設福祉課施設福祉係 Tel320-4151 指定申請先：同部計画課事業者指定係 Tel5320-4325

○障害者自立支援法による「育成医療」(第5条関係)

法別番号 16	東京都における実施者番号	16136012
	疾病等の範囲	①肢体不自由、②視覚障害、③聴覚・平衡感覚障害、④音声・言語・そしゃく機能障害、⑤心臓障害、⑥腎障害〔1〕慢性透析療法、2)腎移植)、⑦小腸機能障害(中心静脈栄養法を行う者)、⑧その他の内臓障害(呼吸器、ぼうこう、直腸機能障害以外の先天性のものに限る)、⑨免疫の機能障害(ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害)
	制度の目的及び対象者	生活能力を獲得するために行われる手術等の医療費を助成する制度です。身体に障害のある18歳未満で、現在または将来において機能障害を残すおそれがあり、入院手術(一部例外あり)により機能の回復が見込まれ、福祉事務所長が認める方。なお、生活保護受給者については全額自立支援医療が医療の給付を担います(自立支援優先)。
	認定期間	最大1年間
	公費負担額	医療保険を適用し、その自己負担額から一部負担金(1割負担・月額自己負担上限額あり)と入院時食事標準負担額を控除した額。

育成医療の指定が必要。

ただし、指定を受けただけでは公費適用はできず、予定された医療として位置付けられたため「自立支援医療受給者証（更生医療）」の取扱機関等欄に当該患者の調剤を担当する薬局として明記されていなければなりません。

育成医療に要した費用の10%を徴収します。

ただし、自己負担額は医療証に記載された月額自己負担上限額(所得により0円、2,500円、5,000円、10,000円、40,200円又は医療保険自己負担限度額)を上限とします。なお、月額自己負担上限額は医療機関と薬局で支払った合算額となります。
⇒詳細は464ページ参照。

○23区内：各区役所保健衛生主管課、市町村内：福祉保健局少子社会対策部
子ども医療課医療助成係 Tel5320-4375
○指定申請先：福祉保健局障害者施策推進部計画課事業者指定係
Tel5320-4325

○原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による「一般疾病医療費」(第18条関係)

法別番号 19	東京都における実施者番号	19136019
	疾病等の範囲	認定疾病以外の次に掲げる一般の病気やケガが対象となります。(ただし、自己の犯罪行為、闘争、泥酔、故意又は重過失等による負傷又は疾病は対象外) (除外疾病) ①遺伝性疾病、②先天性疾病、③被爆時以前にかかった精神病、④軽度の虫歯(C1、C2)
	制度の目的及び対象者	被爆者の健康保持とその向上を図ることを目的に、認定疾病以外の一般疾患についても一部自己負担分を公費負担する制度。 被爆者健康手帳の交付を受けている方なら、特別の申請なしで、被爆者健康手帳を見せることで助成が受けられます(医療保険の加入の有無を問わない)。
	認定期間	認定日から終身
	公費負担額	認定疾病は全額国庫負担であるのに対し、この「一般疾病医療費」はまず医療保険を適用し、その自己負担分を公費負担します。ただし、医療保険に未加入の方については全額公費負担となります。
	取扱薬局	被爆者一般疾病的指定が必要。指定申請先は保健所。
	保険薬局における一部負担金の有無	なし
	主管課	福祉保健局保健政策部疾病対策課被爆者援護係 Tel5320-4473

○特定疾患治療費、先天性血液凝固因子障害等治療費、水俣病総合対策の国庫補助による療養費及び研究治療費、茨城県神栖町における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業要綱による医療費及びメチル水銀の健康影響による治療研究費

法別番号 51	東京都における実施者番号	51136018(一部負担がない方) 51136026(医療機関で一部負担がある方)
------------	--------------	---

法別番号 51	疾病等の範囲	<p>[第一類=国指定の45疾患] ベーチエット病、多発性硬化症、重症筋無力症、全身性エリテマトーデス、スモン、再生不良性貧血、サルコイドーシス、筋萎縮性側索硬化症、強皮症・皮膚筋炎及び多発性筋炎、特発性血小板減少性紫斑病、結節性動脈周囲炎、潰瘍性大腸炎、高安病、ビュルガー病、天疱瘡、脊髄小脳変性症、クローン病、劇症肝炎、悪性関節リウマチ、パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病）、アミロイドーシス（原発性アミロイド症）、後縦靭帯骨化症、ハンチントン病、モヤモヤ病（ウイリス動脈輪閉塞症）、ウェグナー肉芽腫症、特発性拡張型心筋症、多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリーブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレーガー症候群）、表皮水疱症（接合部型及び栄養障害型）、膿疱性乾癬、広範脊柱管狭窄症、原発性胆汁性肝硬変、重症急性膵炎、特発性大腿骨頭壊死症、混合性結合組織病、原発性免疫不全症候群、特発性間質性肺炎、網膜色素変性症、プリオント病、原発性肺高血圧症、神経線維腫症、亜急性硬化性全脳炎、バッド・キアリ症候群、特発性慢性肺血栓塞栓症（肺高血圧型）、ライソゾーム病（ファブリー病含む。）、副腎白質ジストロフィー</p> <p>[第二類=東京都指定27疾患] 悪性高血圧、ネフローゼ症候群、母斑症、シェーグレン症候群、多発性囊胞腎、特発性門脈圧亢進症、ミオトニー症候群、特発性好酸球增多症候群、強直性脊椎炎、びまん性汎細気管支炎、ミトコンドリア脳筋症、遺伝性（本態性）ニューロパチー、遺伝性QT延長症候群、先天性ミオパチー、網膜脈絡膜萎縮症、進行性筋ジストロフィー、ウィルソン病、慢性炎症性脱髓性多発神経炎、骨髄線維症、脊髄性筋萎縮症、アレルギー性肉芽腫性血管炎、原発性硬化性胆管炎、肝内結石症、自己免疫性肝炎、特発性肥大型心筋症（拡張相）、成人スティル病、脊髄空洞症</p> <p>[第三類] 先天性血液凝固因子欠乏症等</p> <p>[第四類] 人工透析を必要とする腎不全 (この疾患のみ法別番号は82138009:441ページ参照)</p>
	制度の目的及び対象者	<p>「特定疾患治療研究事業」は、昭和48年、原因が不明であって治療法が確立していない難病のうち治療が極めて困難であり、かつ、医療費も高額となる特定疾患について、医療の確立・普及を図るとともに患者の医療費の負担軽減を図ることを目的に制度化され、その後、先天性血液凝固因子障害などが追加されました。東京都では、医療費助成の必要性がある疾患を国が定めた特定疾患に加えて実施されています。</p> <p>一方で、水俣や茨城県神栖町における有害物質による環境汚染による健康被害者の救済策として環境省が治療研究事業を行っています。これら法に基づかない治療研究を一括して一つの公費番号としていますが、実態はそれぞれ独立した治療研究・医療費助成制度です。</p>
	認定期間	疾患により申請書を受理した日から6月を経過する日、直近の9月30日まで、当該年度の3月31日まで、とさまざまですが更新されます。
	公費負担額	<p>1. スモン、プリオント病、劇症肝炎、重症急性膵炎、先天性血液凝固因子欠乏等と認定された患者、重症認定申請に基づき都が認定した方及び住民税非課税世帯の方（実施者番号=51136018）</p> <p>○医療機関・薬局とも認定疾病に係る医療に要する費用について、医療保険を適用したのちの自己負担分を助成。</p>

法別番号 38	疾病等の範囲	<p>○認定疾病に係る介護保険法による訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、介護療養型サービスに要する費用について、介護保険を適用し、その自己負担額を助成。</p> <p>2. 上記1以外の場合 ○医療機関では、1. の助成額から所得によって定められた月額自己負担上限額を控除した額。 ただし、薬局・訪問看護ステーションの訪問看護、介護保険の訪問看護は一部負担なし。</p> <p>○認定疾病に係る介護保険法による訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、介護療養型サービスに要する費用について、介護保険を適用し、その自己負担額から月額自己負担上限額を控除した額を助成。</p>
	取扱薬局	<p>東京都と契約を結んだ薬局。ただし、東京都薬剤師会の会員のいる薬局は、それらの薬局を代表して東京都薬剤師会会长が契約を結んでいるため、直接契約をする必要はありません。</p> <p>なお、他府県の患者については当該患者が居住する道府県と契約する必要があります。</p>
	保険薬局における一部負担金の有無	<p>なし。 ただし、介護保険の居宅療養管理指導を実施する場合は月額自己負担上限額に至るまで患者負担があります。</p> <p>なお、一部負担金が医療機関より薬局の方が高額になることが見込まれる場合、月額自己負担上限額まで薬局で徴収するよう医療受給者証に記載されることがあります。この場合はこれに従います。</p>
	主管課	福祉保健局保健政策部医療助成課医療給付係マル都担当 Tel5320-4454

○肝炎治療特別促進事業に係る医療の給付

東京都における実施者番号 38136016	B型又はC型肝炎のインターフェロン治療。 抗ウイルス療法としてインターフェロンの投与のほかC型肝炎であれば併用が認められるリバビリン製剤が助成対象となります。一方、B型肝炎ウイルスの増殖を抑える核酸アナログ製剤（ラミブジン、アデフォビル、エンテカビル）はB型肝炎の根治療法として使用されるものでないことから、今回は助成対象となりません。
疾病等の範囲	また、インターフェロン治療による軽微な副作用が発生した際、当該治療の中止を防止するために併用せざるを得ない副作用の治療については、受給者証の認定期間に限り、本制度の趣旨に鑑み助成の対象となります（例えば発熱及びインフルエンザ様症候群に対する解熱鎮痛剤、アレルギー症状に対する抗ヒスタミン薬・抗アレルギー薬、皮膚症状に対する副腎皮質ステロイドホルモン（外用薬）、精神症状に対する睡眠導入薬、消化器症状に対する制吐薬・粘膜保護薬、など）。
制度の目的及び対象者	平成20年4月に創設されました。国内最大の感染症であるB型・C型ウイルス性肝炎は、インターフェロン治療が奏効すれば肝硬変、肝がんといったより重篤な疾病を予防することが可能となります。その一方で当該治療に要する医療費が高額（自己負担年額約80万円／月額約7万円）であることから、早期治療を推進し、すべての肝炎患者が当該治療を受けられるよう医療費助成する制度です。

	なお、平成19年10月から東京都は先行して“独自の医療費助成制度”を実施しましたが、既認定者の助成期間が終了した時点で国の制度に一本化される予定です。
認定期間	原則として1年を限度
公費負担額	医療保険の自己負担額から月額自己負担上限額（所得に応じ1万円、2万円又は3万円）を控除した額。 〔東京都の上乗せ〕住民税非課税世帯の方は自己負担なし
取扱薬局	東京都と契約を結んだ薬局。ただし、東京都薬剤師会の会員のいる薬局は、それらの薬局を代表して東京都薬剤師会会长が契約を結んでいるため、直接契約をする必要はありません。
保険薬局における一部負担金の有無	保険医療機関及び保険薬局での一部負担金の合計額が月額自己負担上限額に至るまで、医療保険の一部負担割合に基づき徴収します。月額上限額を超えている場合は、自己負担はありません。 〔東京都の上乗せ〕住民税非課税世帯の方は全額助成となります。
主管課	福祉保健局保健政策部疾病対策課難病認定係 TEL5320-4472

○児童福祉法による小児慢性特定疾患治療研究に係る医療の給付（第21条の5関係）

法別番号 52	東京都における実施者番号	52136017
		次の疾病に該当する方で、各疾病的認定基準に該当する方 (1)悪性新生物（がん） ①白血病、②悪性リンパ腫、③神経芽細胞腫、④ウィルムス腫瘍、 ⑤肝の悪性新生物、⑥網膜芽細胞腫、眼球及び眼窩内の悪性新生物 ⑦睾丸胎児性癌、⑧脳及び脊髄腫瘍、⑨骨の悪性新生物、 ⑩軟部組織の悪性新生物、⑪その他の悪性新生物 (2)慢性腎疾患 ①ネフローゼ症候群、②慢性糸球体腎炎、③慢性腎孟腎炎、 ④紫斑病性腎炎、⑤その他の慢性腎疾患 (3)慢性呼吸器疾患 ①気管支ぜんそく、②気管支拡張症、③その他の慢性呼吸器疾患 (4)慢性心疾患 ①先天性心疾患、②後天性心疾患（リウマチ熱及びリウマチ性心疾患を除く） (5)内分泌疾患 ①甲状腺機能低下症、②副腎性器症候群、③甲状腺機能亢進症、 ④成長ホルモン分泌不全性低身長症、⑤尿崩症、⑥その他の内分泌疾患 (6)膠原病 ①若年性慢性関節リウマチ（リウマチ熱を除く）、②リウマチ性心疾患、 ③川崎病性冠動脈病変、④自己免疫性肝炎、⑤自己免疫性腸炎、 ⑥その他の膠原病 (7)糖尿病 ①インスリン依存型糖尿病、②インスリン非依存型糖尿病 (8)先天性代謝異常 ①フェニールケトン尿症、②ウィルソン病、③脂質代謝異常症、 ④ムコ多糖類蓄積症、⑤シスチン尿症、⑥軟骨無形成症（軟骨異常症）、 ⑦その他の先天性代謝異常 (9)慢性血液・免疫疾患 ①血友病、②遺伝性球状赤血球症、③慢性活動性EBウイルス感染症、 ④後天性免疫不全症候群、⑤その他の血液・免疫疾患

法別番号 52	(10)神経・筋疾患 ①小児亜急性硬化性全脳炎、②ウエスト症候群（点頭てんかん）、 ③レット症候群、④結節性硬化症、 ⑤ミトコンドリアミオパシー（ミトコンドリア脳筋症）、 ⑥その他の神経・筋疾患 (11)慢性消化器疾患 ①肝硬変、②アラジール症候群、③ジルバール症候群、 ④その他の慢性消化器疾患
	小児慢性疾患のうち、その治療が長期にわたる特定疾患（上記）について、その治療研究を実施し、同時に患者家庭の医療費の負担軽減を図る助成制度。原則は満18歳未満の方が対象ですが、満18歳に達した時点で小児慢性疾患医療券を有し、引き続き認定疾病について医療を受ける場合は、満20歳に達するまで助成対象となります。
	認定期間 原則として申請書を受理した月の初日から1年間。
	公費負担額 重症認定者、血友病等の方及び住民税非課税世帯の方は、医療保険の自己負担額を全額助成。 その他の方は、医療保険の自己負担額から所得により設定された月額自己負担額を控除した額が助成されます。
	取扱薬局 東京都と契約を結んだ薬局。ただし、東京都薬剤師会の会員のいる薬局は、それらの薬局を代表して東京都薬剤師会会长が契約を結んでいるため、直接契約をする必要はありません。 なお、他府県の患者については当該患者が居住する道府県と契約する必要があります。
法別番号 53	保険薬局における一部負担金の有無 保険薬局では一部負担金はありません。 所得により設定された月額自己負担額までの支払いは医療機関に対してのみです。例外的に、一部負担金が医療機関より薬局の方が高額になることが見込まれる場合、月額自己負担上限額まで薬局で徴収するよう医療受給者証に記載されることがあります。この場合はこれに従います。
	主管課 認定関係：福祉保健局少子社会対策部子ども医療課医療助成係 TEL5320-4375 給付関係：福祉保健局保健政策部医療助成課医療給付係マル都担当 TEL5320-4454
○児童福祉法による措置等に係る医療の給付	
法別番号 53	東京都における実施者番号 5313+6009~6644（区市町村単位）
	疾病等の範囲 すべての疾病
	制度の目的及び対象者 保護者がいないか、保護者がいても児童を養育できないなど家庭環境に恵まれず、児童保護施設（乳児院、児童養護施設、児童自立支援施設、一時保護所、入院助産）に入所している児童又は里親に養育されている児童の健康保持のため医療費を助成する制度。身体及び知的障害があり、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、自閉症児施設、知的障害児施設、ろうあ児施設、盲児施設などに入所している児童も対象です。
認定期間 入所又は措置期間若しくは委託措置期間	

法別番号 66	公費負担額	<p>1. 入院助産 健康保険の算定基準に準じた額と分娩介助料等。</p> <p>2. 1以外 医療保険に入っている親の児童の場合は、医療保険の自己負担分を公費負担します。医療保険に入っているかどうか分からぬ場合は、全額公費負担されます。</p>
	取扱薬局	保険薬局なら取扱えます。
	保険薬局における一部負担金の有無	なし
	主管課	福祉保健局少子社会対策部計画課児童相談所運営係など TEL5320-4454
	○石綿による健康被害の救済に関する法律による医療費の支給（第4条関係）	
	東京都における実施者番号	66141011（環境再生保全機構が神奈川県にあるため都道府県番号が14となっています）
	疾病等の範囲	<p>中皮腫、気管支又は肺の悪性新生物及びその続発症 続発症とは</p> <p>①当該指定疾患との関連で発症するもの—中皮腫又は肺がんの遠隔転移、肺がんの癌性胸膜炎、癌性リンパ腫</p> <p>②指定疾患を母体として細菌感染等の外因が加わって発症するもの—肺炎、胸膜炎</p> <p>③指定疾患の治療に伴う副作用や後遺症—薬剤性肺障害、放射線肺、術後の肺機能障害など</p>
	制度の目的及び対象者	<p>石綿を原因とする中皮腫、肺がんについては、石綿に曝露してから30～40年の非常に長い期間を経て発病することや、石綿が長期間にわたって我が国の経済活動全般に幅広く、かつ、大量に使用されてきたこと等から、個々の健康被害の原因者を特定することが極めて困難です。このような重篤な疾患を発症するかもしれないことを知らないまま暴露し、自らに非がないにもかかわらず、何ら補償を受けられないで闘病するという状況が続きました。</p> <p>そこで、石綿を吸入することにより中皮腫や肺がんになられた方、及びこの法律の施行前にこれらの疾患に起因して死亡された方の遺族に対して「医療費等の救済給付」を支給する制度が平成18年3月から施行されています。</p> <p>この制度の適用を受けるには独立行政法人環境再生保全機構の認定を受けることが必要です。なお、この制度はすでに労災補償等の対象となっている方は除かれます。認定された方には石綿健康被害医療手帳が交付されます。</p>
	認定期間	5年（更新制あり）
	公費負担額	認定疾患に対する医療に要した費用のうち、健康保険等の対象となる費用のうち自己負担額分を給付
	取扱薬局	保険薬局なら取扱えます。
	保険薬局における一部負担金の有無	なし
	主管課	問合せ先：独立行政法人環境再生保全機構 TEL044-520-9614 又は保健所

法別番号 25	○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条の4項に規定する医療支援給付（一部を改正する法律附則第4条第2項における場合を含む）	
	東京都における実施者番号	2513+0014~6615（福祉事務所単位）
	疾病等の範囲	すべての疾病
	制度の目的及び対象者	<p>中国残留邦人は長年中国で生活してきたため、日本に永住帰国し定着自立するに当たっては、言葉、生活習慣、就労の面で様々な困難に直面することになります。このため、厚生労働省はじめ関係省庁や地方自治体が様々な支援策を講じてきたものの、帰国後に安定した職が得られず、多くの人が生活保護に頼って生活し、また、言葉が不自由なため地域にもとけ込めず引きこもる方々も見られました。</p> <p>このような中、老齢福祉年金の満額支給や老齢基礎年金を補完する支援給付、地域における生活支援に加えて医療給付については生活保護から独立して給付する法律が平成19年成立し、平成20年4月から施行されています。</p> <p>対象者には、本制度の支援を受ける資格を有する旨の「本人確認証」が交付されます。</p>
	認定期間	確認証に記載された有効期間（更新制あり）
	公費負担額	医療に要した費用の全額を支給。
	取扱薬局	<p>医療扶助、介護扶助とも本法による指定を受ける必要があります。</p> <p>ただし、平成20年3月31日までに生活保護の指定薬局は本法の指定を受けたものとみなされます。</p> <p>指定申請先は福祉事務所です。</p>
	保険薬局における一部負担金の有無	<p>なし。</p> <p>ただし、福祉事務所等から医療券又は介護券の交付を受ける必要があります。⇒453ページ参照</p>
	主管課	福祉保健局生活福祉部生活支援課中国帰国者対策係 TEL5320-4084
	○生活保護法による医療扶助（第15条関係）	
法別番号 12	東京都における実施者番号	1213+0019~6610（福祉事務所単位）
	疾病等の範囲	すべての疾病
	制度の目的及び対象者	<p>憲法第25条で「すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国は、すべての生活面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」と規定されています。この憲法の理念に基づいて、生活に現に困窮している国民に、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立の助長を図ることを目的とした制度です。</p> <p>保護は、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助の7種類で構成されています（医療扶助及び介護扶助は医療又は介護を現物給付することを原則、その他は金銭給付）。</p> <p>資産（不動産を含む）・能力、他の社会保障施策、扶養義務者による扶養など、すべてを活用した上でも生活に困窮する方が対象となります。</p>
	認定期間	生活保護を受給している期間

公費負担額	医療扶助：医療に要する費用。ただし、他の法令等による給付がある場合及び医療保険の給付がある場合には、これを控除した額。 介護扶助：介護保険の被保険者の場合、介護費用の1割分を公費で負担します。被保険者以外の方の場合は、介護費用の全額が公費で負担されますが、他の法令等による給付があるときは、その給付が優先されます。
取扱薬局	医療扶助、介護扶助とも本法による指定を受けることが必要です。指定申請先は福祉事務所です。
保険薬局における一部負担金の有無	なし。 ただし、福祉事務所等から医療券又は介護券の交付を受ける必要があります。⇒詳細は453ページ参照。
主管課	医療扶助：福祉保健局生活福祉部保護課医療係 Tel5320-4065 介護扶助：同課医療係介護担当 Tel5320-4059

【その他の公費負担医療制度】

○公害健康被害の補償等に関する法律による医療（公害医療）

公害により疾病や障害を受けた方の救済のため、各種手当のほか医療を全額公費負担する制度です。
⇒詳細は481ページ参照。

○労働者災害補償保険法による医療（労災保険）

業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、廃疾又は死亡に対して迅速かつ公正な保護を行うための保険制度で、医療の給付もこの一環として実施されています。
⇒詳細は488ページ参照。

○独立行政法人日本スポーツ振興センター法による医療

学校教育法に定める義務教育諸学校等の学校の管理下における児童、生徒等の負傷、疾病に対し日本スポーツ振興センターで負担する制度で、学校の設置者が請求するものです。
⇒詳細は502ページ参照。

○外国人留学生医療費補助制度

国内の大学等に在籍している外国人留学生が、日本国内の保険医療機関等で疾病又は負傷の治療を受け医療費を支払った場合に、財団法人日本国際教育協会がその医療費の一部を補助する制度です。
⇒詳細は505ページ参照。

○予防接種事故	
東京都における実施者番号	一（なし）
疾 病 等 の範 囲	①予防接種法による定期及び臨時の予防接種による健康被害 ②感染症法による定期及び定期外予防接種による健康被害
制 度 の 目 的 及 び 対 象 者	予防接種を受けたとき、上記の予防接種による健康被害を生じた方及び健康被害により死亡した方の被害を保障する予防接種法及び感染症法の規定に基づいて実施される制度。
認 定 期 間	認定された健康被害に係る医療が終了するまで
（なし）	
公費負担額	医療に要する費用（現金給付）。ただし、各種医療保険等を先に適用する。また、一定の条件に該当する場合には下記の給付がある。 1. 一類疾病 (1)医療手当、(2)障害児養育年金、(3)障害年金、(4)死亡一時金 (5)葬祭料 2. 二類疾病 (1)医療手当、(2)障害児養育年金、(3)遺族年金、(4)遺族一時金 (5)葬祭料
取扱薬局	保険薬局であれば取扱えます。
保険薬局における一部負担金の有無	医療保険を適用し通常の一部負担金を徴収すると同時に領収書を発行します。患者は支払った一部負担金を行政に還付請求します。
主 管 課	各区市町村予防接種担当課

【東京都が実施する外来医療を含む公費負担医療】



○難病等医療費助成

法別番号 51 都	東京都における実施者番号	51136018 (一部負担がない方) 51136026 (医療機関で一部負担がある方)
	疾 病 等 の 範 囲	国 の 公 費 負 担 医 療 と し て 特 定 疾 病 治 療 費 の 項 で 解 説 し た 432 ペ ジ の 第 二 類 に 掲 げ る 27 疾 患
制度の目的及び対象者・認定期間・公費負担額・主管課は特定疾病治療費の項を参照。		
取 扱 薬 局	東京都と契約を結んだ薬局。ただし、東京都薬剤師会の会員のいる薬局は、それらの薬局を代表して東京都薬剤師会会长が契約を結んでいるため、直接契約をする必要はありません。 なお、他府県の患者については当該患者が居住する道府県と契約する必要があります。	
保険薬局における一部負担金の有無	保険薬局では一部負担金はありません。 所得により設定された月額自己負担額までの支払いは医療機関に対してのみです。例外的に、一部負担金が医療機関より薬局の方が高額になることが見込まれる場合、月額自己負担上限額まで薬局で徴収するよう医療受給者証に記載されることがあります。この場合はこれに従います。	

○小児慢性疾患医療費助成

法別番号 52 都	東京都における実施者番号	52136017
	疾 病 等 の 範 围	疾 病 等 の 範 围・制度の目的及び対象者・認定期間・公費負担額・主管課は小児慢性疾患医療費の項を参照
取 扱 薬 局	東京都と契約を結んだ薬局。ただし、東京都薬剤師会の会員のいる薬局は、それらの薬局を代表して東京都薬剤師会会长が契約を結んでいるため、直接契約をする必要はありません。 なお、他府県の患者については当該患者が居住する道府県と契約する必要があります。	
保険薬局における一部負担金の有無	保険薬局では一部負担金はありません。 所得により設定された月額自己負担額までの支払いは医療機関に対してのみです。例外的に、一部負担金が医療機関より薬局の方が高額になることが見込まれる場合、月額自己負担上限額まで薬局で徴収するよう医療受給者証に記載されることがあります。この場合はこれに従います。	

○被爆者の子に対する医療費助成

法別番号 82 都	東京都における実施者番号	82134008
	疾 病 等 の 範 围	①造血機能障害、②肝臓機能障害、③細胞増殖機能障害、④内分泌腺機能障害、⑤脳血管障害、⑥循環器機能障害、⑦腎機能障害、⑧水晶体混濁による視機能障害、⑨呼吸器機能障害、⑩運動器機能障害、⑪潰瘍による消化器機能障害
制度の目的及び対象者		国 の 被 爆 者 医 療 は 直 接 被 爆 し た 方 や 当 時 胎 児 だ っ た 方 で 一 定 の 要 件 を 満 た し て い る 方 が 対 象 で 、 そ の 後 に 誕 生 し た 被 爆 者 の 子 に つ い て は 除 外 さ れ て い ま す 。 この た め 、 東 京 都 で は 次 の い ず れ に も 該 当 す る 方 に つ い て 医 療 費 の 助 成 を 行 っ て い ます 。 (1)被爆者の実子であり、健康診断受診票の交付を受けた方

(2)「疾病等の範囲」の障害を伴う疾病にかかり、6か月以上の医療を必要とする方
(3)医療保険等各法により医療に関する給付を受けている方。
ただし、他の法令等による給付により自己負担を生じない方を除く。

認 定 期 間	申請書を受理した日の属する月の初日から起算して1年間を限度。
公 費 負 担 額	認定疾病にかかる医療について、各種医療保険等を適用した後の自己負担額（入院時食事療養標準負担額を除く）が助成されます。
取 扱 薬 局	東京都と契約を結んだ薬局。ただし、東京都薬剤師会の会員のいる薬局は、それらの薬局を代表して東京都薬剤師会会长が契約を結んでいるため、直接契約をする必要はありません。
保険薬局における一部負担金の有無	なし
主 管 課	福祉保健局保健政策部医療課医療給付係マル都担当 TEL5320-4454

○人工透析を必要とする腎不全（難病医療の特殊型）

東京都における実施者番号	82138009
疾 病 等 の 範 围	腎不全の患者に実施される人工透析医療 (編者注：透析医療機関で投薬される医薬品で腎不全に係るものを含んで運用されているのが実態です。なお、透析医療機関で投薬される医薬品すべてが東京都の医療費助成の対象とはならない点、注意が必要です。)
制 度 の 目 的 及 び 対 象 者	この医療費助成を受ける方は、長期特定疾病高額療養費制度（月額負担限度額1万円又は2万円）に基づき「特定疾病療養受療証」の交付を受けている方が対象となります。健康保険法の制度とは別に、患者の負担軽減を図ることを目的に透析医療についてのみさらに医療費助成するものです。
認 定 期 間	申請書を受理した日から、申請書を受理した日以降の直近の9月30日まで（更新あり）
公 費 負 担 額	同一の医療機関、同一の薬局又は同一の訪問看護ステーションごとに1か月につき1万円を上限として本人負担額と同額が助成される。
取 扱 薬 局	東京都と契約を結んだ薬局。ただし、東京都薬剤師会の会員のいる薬局は、それらの薬局を代表して東京都薬剤師会会长が契約を結んでいるため、直接契約をする必要はありません。
保険薬局における一部負担金の有無	患者が自己負担すべき額から1万円を控除した額
主 管 課	福祉保健局保健政策部医療課医療給付係マル都担当 TEL5320-4454

○大気汚染関連疾病・成人ぜん息患者医療費助成

東京都における実施者番号	82137001
疾 病 等 の 範 围	①慢性気管支炎、②気管支ぜん息、③ぜん息性気管支炎、④肺気しづ、⑤①～④の続発症 注：続発症には、感冒・インフルエンザ・肺炎・気管支炎、アレルギー性鼻炎、アトピー性皮膚炎、薬剤の副作用による胃潰瘍（成人ぜん息には糖尿病、白内障）などは含まれません。

制度の目的及び対象者	ぜん息等については、公害による健康被害の救済に係る特別措置法（昭和44年）が制定されましたが、都内は対象地域に指定されませんでした。このため、東京都は公害健康被害補償制度とは別に、大気汚染の影響を受けると推定される疾患にかかった方に対し、健康障害の救済を図ることを目的に医療費助成がスタートしました。対象者は都内に住所を有する18歳未満の方です。 その後、移動発生源（自動車）による「東京大気汚染公害訴訟」が提起され、原告団と国・東京都・首都高速道路㈱・自動車メーカーとの和解が成立し、平成20年8月から「気管支ぜんそく」について <u>小児から大人まで一貫した</u> 医療費助成が実施されることになりました。
認定期間	申請を受理した日から約2年間。更新の場合は、前回の有効期間満了の翌月から2年間（ただし、18歳に達する場合は、その誕生日の属する月の末日まで）。「気管支ぜん息」については、年齢制限はありません（平成20年8月改正）。
公費負担額	認定疾病にかかる医療について、各種医療保険等を適用し、その自己負担額（入院時食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額を除く）を助成します。
取扱薬局	東京都と契約を結んだ薬局。ただし、東京都薬剤師会の会員のいる薬局は、それらの薬局を代表して東京都薬剤師会会长が契約を結んでいるため、直接契約をする必要はありません。
保険薬局における一部負担金の有無	なし
主管課	福祉保健局健康安全部環境保健課業務係 Tel5320-4491

○C型ウイルス肝炎インターフェロン治療

法別番号 86	東京都における実施者番号	86136017（一部負担のない方） 86136041（医療機関で一部負担のある方）
疾 病 等 の範 囲	C型ウイルス肝炎治療に用いるインターフェロン治療。ただし、根治療法として併用されるリバビリンも助成対象に含まれます。	
制度の目的及び対象者	国においてB型・C型ウイルス肝炎インターフェロン治療医療費助成が制度化されたことから、平成20年6月までに申請があった人が対象（21年6月まで）。	
認定期間	申請月の初日から1年間（更新なし）	
公費負担額	当該医療について、住民税非課税世帯の方（86136017）は自己負担分を助成、これ以外の方（86136041）は自己負担額が月額35,400円を超えた分を助成します。	
取扱薬局	保険薬局であれば取扱えます。	
保険薬局における一部負担金の有無	86136017、86136041とも保険薬局では自己負担なし。	
主管課	福祉保健局保健政策部疾病対策課疾病対策係 Tel5320-4471	

○心身障害者（児）医療		
東京都における実施者番号	8013+6013~6641（一部負担のある方） 8013+7011~7649（一部負担のない方）	
疾 病 等 の範 囲	すべての疾病	
制度の目的及び対象者	障害者自立支援法の更生医療・育成医療でカバーできない一般疾病及び知的障害者（児）の一般疾病について医療費助成を行うもの。身体障害者手帳の1級・2級（内部障害者については3級まで）、愛の手帳1度・2度をお持ちで一定所得以下の方。	
法別番号 80 障	認定期間	申請日の属する月の初日から、その日以降の直近の8月31日まで（更新あり）。更新の場合は、9月1日から翌年の8月31日まで。
公費負担額	80136×××の方は、医療保険の自己負担額から後期高齢者医療制度の一部負担金（1割負担、月額上限額外12,000円）を控除した額を助成。ただし、入院では入院時食事療養標準負担額及び入院時生活療養標準負担額については助成されません。 80137×××の方は、自己負担額全額を助成（入院では入院時食事療養標準負担額及び入院時生活療養標準負担額を助成）。	
取扱薬局	保険薬局であれば取扱えます。	
保険薬局における一部負担金の有無	80136×××の方は1割相当額（ただし、12,000円を限度） 80137×××の方はなし。	
主管課	福祉保健局保健政策部医療助成課障害者医療担当 Tel5320-4571	

○ひとり親家庭等医療

法別番号 81 親	東京都における実施者番号	8113+6012~6640（一部負担のある方） 8113+7010~7648（一部負担のない方）
疾 病 等 の範 囲	すべての疾病	
制度の目的及び対象者	経済的に恵まれない場合が多い一人親家庭又は両親がいない児童を養育している家庭の医療費負担の軽減を図る助成制度。養育者と18歳に達した年度末までの児童が対象。	
認定期間	申請のあった日から、その日以降の直近の12月31日まで（更新あり）。更新の場合は、1月1日から翌年の12月31日まで。	
公費負担額	81136×××の方は、医療保険の自己負担金（1割負担、月額上限額外12,000円）を控除した額を助成します。ただし、入院では入院時食事療養標準負担額及び入院時生活療養標準負担額については助成されません。 811137×××の方は、自己負担額全額を助成（入院では入院時食事療養標準負担額及び入院時生活療養標準負担額を助成）。	
取扱薬局	保険薬局であれば取扱えます。	
保険薬局における一部負担金の有無	81136×××の方は1割相当額（ただし、12,000円を限度）。 811137×××の方は、なし。	
主管課	福祉保健局保健政策部医療助成課子ども医療担当 Tel5320-4282	

○乳幼児医療・義務教育就学児医療	
東京都における実施者番号	○一部負担のない児童（区市町村単位） ① { 88138+011~649 88132+014~642 ② { 88133+012~624 88135+017~611 ○一部負担のある方（市町村単位） ③ { 88131+248~644 88134+267~507 200円 180円
疾病等の範囲	すべての疾病
制度の目的及び対象者	少子高齢化が進む中、少子化対策の一環として安心して子育てができる環境を提供するため平成6年に最初は3歳未満の乳幼児を対象にスタートし、その後、順次対象年齢が引き上げられ平成14年度には未就学児童まで助成が拡大されました。 さらに平成19年10月から助成制度は現在、拡充され23区では未就学児童のみならず中学生まで一部負担金なし、市町村では未就学児一部負担金なし、中学生まで2割負担（26市1町2村）又は一部負担なし（4町6村）という助成状況になっています。
法別番号 88 乳 子	認定期間 申請のあった日から、その日以降の直近の9月30日まで（更新あり）。更新の場合は、10月1日から翌年の9月30日まで。ただし、未就学から就学に変更となる場合は翌年の3月31日まで。
公費負担額	医療保険等を適用し、その自己負担額（入院時食事療養標準負担額を控除した額）を助成します。ただし、就学児童で「本人負担有」と表記されている児童については自己負担額から医療費の2割を控除した額を助成します。

2009.10から10割

	なお、日本スポーツ振興センター法に基づく給付（義務教育諸学校の管理下における負傷又は疾病に対する給付）があるときは適用しません。
取扱薬局	保険薬局であれば取扱えます。
保険薬局における一部負担金の有無	未就学児童は一部負担金なし。 就学児童は「本人負担有」と表記されている場合は2割自己負担、表記のない場合は一部負担金なし。
主管課	福祉保健局保健政策部医療助成課子ども医療担当 TEL5320-4283
○結核・精神通院医療給付金制度	
東京都における実施者番号	93137008 (結核一般医療公費をお持ちの方) 93133007 (精神通院公費をお持ちで社保の方) 93132009 (精神通院公費をお持ちで国保の方)
疾病等の範囲	結核一般医療は、肺結核、肺外結核 精神通院医療は、精神障害及び精神障害に起因して生じた病態
制度の目的及び対象者	区市町村民税非課税世帯の方で、結核一般医療（5%）又は精神通院医療の一部負担金（1割、月額自己負担上限あり）の自己負担分を助成する制度。
認定期間	申請を受理した日を始期とし、その始期から1年以内の日の月末
公費負担額	結核一般医療又は精神通院医療の自己負担額。
取扱薬局	各法の指定薬局
保険薬局における一部負担金の有無	なし
主管課	結核：福祉保健局障害者施策推進部精神保健課生活支援係 TEL5320-4464 精神通院：同局健康安全部感染症対策課結核係 TEL5320-4483 同局保健政策部国民健康保険課区市町指導係 TEL5320-4166

2) 入院医療のみの公費負担医療

【国が実施する入院医療のみの公費負担医療】

(優先順位の高い順)

○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による「新感染症の患者の入院」(第37条関係)	
法別番号 29	東京都における実施者番号 2913+0127~6561 (保健所別)
疾病等の範囲	「新感染症」=人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染症の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病の蔓延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められる感染症。

会員薬局 御中

北多摩支部発信

支部長殿

東京都薬剤師会
会長 桑原辰嘉

義務教育就学児医療費助成制度の給付率の統一実施について

平素より本会会務の推進に関してご尽力賜り感謝申し上げます。
も本年10月から10割給付となり、給付率の統一が図られる旨、平成20年度
国民健康保険調剤必携にて事前にお知らせしているところですが、今般、別紙の
とおり正式に通知がありました。

つきましては、下記について貢支部会員薬局にご周知くださいようお願い
申し上げます。また、「・ 医療証をお持ちの方へ」「 受給者証をお
持ちの方へ」等のポスターが8月31日を日途に東京都から貢支部宛て会員薬局相
当数が送付されますので、併せてご配布方よろしくお願ひ申し上げます。

記

1. 義務教育就学児医療費助成の対象者
従来どおり小学生・中学生が対象となります。
2. 惯用負担
○全区市町村とも“医療保険7割・公費3割”的10割給付で、 医療証
に「通院負担(200円)」と記載されている方であっても保険調剤で
は一部負担はありません
3. 医療証

武藏野・府中市、日の出・奥多摩町、檜原村、大島・八丈町、利島・新島・
神津島・三宅・御嶽島で一部又は全部が88132***と変更される児童
生徒がいます。

担当：薬事保険課 渋谷・向永
TEL 03-3294-0271

10月か

地図も 中学校3年生も薬局窓口負担
新規に登録する場合は

制度の目的 及び対象者	<p>近年の生活環境の改善、抗生物質やワクチンの開発など医学の進歩により感染症は著しく減少しましたが、エボラ出血熱、エイズなど少なくとも30種類の新たな感染症が出現しています。感染症は、ひとたび発生して拡大すれば個人の健康のみならず社会全体に深刻な影響を及ぼす恐れがあるので、日ごろから発生状況の把握と的確な流行状況の予測が求められます。そこで平成18年、感染症の再分類、また生物テロを未然に防止するため、これまで研究者の自主管理であった病原体の管理体制を定めた感染症法が改正されました。</p> <p>「新感染症」により、まん延を防止するため必要があると認められ、勧告を受け入院した方、及び措置により入院した方が対象。なお、特定感染症指定医療機関（国が指定、全国に数か所）へ、原則として入院させます。</p> <p>法別番号28に掲げる分類には含まれていない未知の感染症が万一出た場合に対応した制度（現在はインフルエンザ（H5N1）が指定されています）。</p>	
	認定期間	入院勧告・措置期間
	公費負担額	医療費は全額公費
	主管課	福祉保健局健康安全部感染症対策課指導調整係 TEL5320-4481
<p>○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による 「結核患者の入院」（第37条関係）</p>		
法別番号 11	東京都における実施者番号	1113+0127~6579（保健所単位）
	疾患等の範囲	1. 肺結核：菌陽性による肺結核及び排菌の疑いの濃い空洞性肺結核 2. 肺外結核：感染性肺外結核
	制度の目的 及び対象者	結核予防法が廃止され、平成20年4月から、結核対策は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に抱合して実施されています。他の感染症と同様に上記の疾患の場合に入院勧告・入院措置により入院した方が対象。 現在でも日本や欧米を含む世界中で毎年300万人が結核により命を落とし、日本は他の先進工業国に比べて感染率・死亡率とも高い状態にあります。「結核は過去の病気ではない」というスローガンで注意喚起が叫ばれています。
	認定期間	入院勧告・措置期間
	公費負担額	医療に要した費用。ただし、各種医療保険等を先に適用します。
	主管課	福祉保健局健康安全部感染症対策課結核係 TEL5320-4483
<p>○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による「措置入院」（第29条関係）</p>		
法別番号 20	東京都における実施者番号	20136016
	疾患等の範囲	精神障害
	制度の目的 及び対象者	精神保健指定医の診察の結果、精神障害者であり、かつ、医療及び保護のため入院させなければ、その精神障害のため自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認められ知事が措置入院させた方。
	認定期間	入院措置期間
	公費負担額	医療に要した費用。ただし、各種医療保険等を先に適用します。 なお、世帯員の総所得税額が基準額を超える場合は、一部負担を負担します。

法別番号 24	主 管 課	福祉保健局障害者施策推進部精神保健福祉課医療係 TEL5320-4462
	○障害者自立支援法による療養介護医療（第70条関係）及び基準該当療養介護医療（第71条関係）	
	東京都における実施者番号	2413+6012~6640（区市町村別）
	疾患等の範囲	療養介護のうち医療に係るもの
	制度の目的 及び対象者	<p>高額な医療費・介護費が見込まれる重度障害者を支援する制度。 医療及び常時の介護を必要とする障害者のうち、長期の入院による医療的ケアを要する方で、次のいずれかに該当する方。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている方であって、障害程度区分6（要介護度5）以上 ②筋ジストロフィー患者又は重症心身障害者であって、障害程度区分5（要介護度4程度）
法別番号 22	認定期間	療養介護医療の適用期間
	公費負担額	医療に要した費用から1割及び入院時食事療養標準負担額を控除した額（低所得者には負担上限あり）。ただし、各種医療保険等を先に適用する。
	主管課	福祉保健局障害者施策推進部施設福祉課施設福祉係 TEL5320-4156
	<p>○麻薬及び向精神薬取締法による入院措置（第58条の8関係）</p>	
	東京都における実施者番号	22135014
法別番号 22	疾患等の範囲	麻薬、大麻又はあへんの慢性中毒
	制度の目的 及び対象者	麻薬及び向精神薬の濫用による保健衛生上の危害を防止し、もって公共の福祉の増進を図るため、麻薬中毒者またはその疑いのある者について、必要があると認めるときは精神保健指定医に診察させることができ、診察の結果、受診者が麻薬中毒者であり、入院させなければその麻薬中毒のために麻薬、大麻またはあへんの施用を繰り返すおそれが著しい者と認めたとき、患者を「麻薬中毒者医療施設」に入院させて必要な医療を行うことができる制度。
	認定期間	措置入院期間
	公費負担額	各種医療保険等加入者は医療保険等を使って医療を受けた場合の自己負担額が助成されます。ただし、世帯員の総所得税額により一部負担額があります。
	主管課	福祉保健局健康安全部薬務課麻薬対策係 TEL5320-4505

○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による
「一類感染症等の患者の入院」(第37条関係)

法別番号 28	東京都における実施者番号	2813+0128~6562 (保健所別)
	疾病等の範囲	感染症法に規定する次の感染症 〔第1類感染症〕エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱 〔第2類感染症〕急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る） 〔第3類感染症〕コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス 〔指定感染症〕とは、既に知らされている感染性の疾病（一類感染症、二類感染症及び三類感染症を除く）であって、法律の規定を全部または一部準用しなければ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるものとして政令で定める疾病=現在では、インフルエンザ（H5N1）
	制度の目的及び対象者	上記の感染症により、まん延を防止するため必要があると認められ、入院の勧告を受け入院した方及び入院の措置により入院した方が対象。
	認定期間	入院勧告・措置期間
	公費負担額	医療に要した費用。ただし、各種医療保険等を先に適用します。
	主管課	福祉保健局健康安全部感染症対策課指導調整係 TEL5320-4481

○児童福祉法による「療養の給付」(第20条関係)

法別番号 17	東京都における実施者番号	1713+1012~1236 (区単位) 17136011 (市町村部)
	疾病等の範囲	結核児童で、骨関節結核又はその他の結核治療
	制度の目的及び対象者	上記疾病により入院を必要とする18歳未満の方が対象。児童が心身ともに健やかに生まれ、かつ育成されるよう、療養に併せて学習の援助を行うため入院させ、支援する制度。
	認定期間	療養給付意見書の治療見込期間（最大365日とし、満18歳の誕生日を迎える場合はその前日まで）。
	公費負担額	各種医療保険及び感染症法の結核医療給付を先に適用し、その自己負担分を助成します（世帯員の総所得税額により一部負担あり）。また、学習及び療養生活に必要な物品も現物給付されます。
	主管課	福祉保健局少子社会対策部子ども医療課医療助成係 TEL5320-4375

○児童福祉法による障害児施設医療（第24条の20関係）

法別番号 79	東京都における実施者番号	79136016
	疾病等の範囲	肢体不自由児施設（肢体不自由児通院施設を含む）及び重症心身障害児施設で障害児に対し行われる全疾病治療 （編者注）当該施設に通院する患者についても助成対象となっていますが、当該施設で行われる医療についてのみ公費助成されるので、ここでは入院の項に分類しました。

将来、独立自活を行うため、その障害の除去、または知識・技能を与えるために相当長期間の医療・訓練・生活指導などが必要である身体障害児に対しては、保護者と当該施設との契約により、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設等への入所措置が行われます。この障害児の医療費負担を軽減させる制度です。

肢体不自由児施設は、医療法の規定による病院としての設備機能のほか、機能訓練や日常生活指導などに必要な設備を有し、医師、看護師、保育士、児童指導員等の専門職員が配置されています。

重症心身障害児施設は医療法上の病院で、重症心身障害児を入所させ、これを保護するとともに個々の状況に適応した医療を行い、その残存能力を回復させるほか、生活指導や情緒面の指導により総合的な療育方針に基づき療育する施設です。

制度の目的及び対象者	将来、独立自活を行うため、その障害の除去、または知識・技能を与えるために相当長期間の医療・訓練・生活指導などが必要である身体障害児に対しては、保護者と当該施設との契約により、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設等への入所措置が行われます。この障害児の医療費負担を軽減させる制度です。
認定期間	支給決定を受けた障害児施設医療費の適用期間。
公費負担額	契約により入所した施設の医科入院に係る費用について、各種医療保険等を先に適用し、1割の自己負担を控除した額（世帯の収入状況に応じて負担軽減あり）。
主管課	福祉保健局障害者施策推進部居住支援課福祉施設係 TEL5320-4374

○母子保健法による「養育医療」(第20条関係)

法別番号 23	東京都における実施者番号	2313+6013~6237 (区単位) 23136005 (市町村部)
	疾病等の範囲	未熟児の入院医療
	制度の目的及び対象者	出生体重が2,000g以下又は生活力が特に薄弱であって一定の症状を示す未熟児で、医師が入院養育を必要と認めた未熟児が対象。
	認定期間	医師の意見書に記入されている診療予定期間。ただし、出生から満1歳の誕生日の前日まで。
	公費負担額	入院に要する医療。各種医療保険等を先に適用し、世帯員の総所得税額による一部負担額を控除した額。
	主管課	福祉保健局少子社会対策部子ども医療課医療助成係 TEL5320-4375

【東京都が実施する入院医療のみの公費負担医療】

法別番号 82 都	東京都における実施者番号	82134008
	疾病等の範囲	精神障害で入院医療を要する疾病及び精神障害に付随する軽易な傷病（付随する軽易な傷病とは、入院医療を担当する精神病室の医療担当者において行いうる医療をいう）。
	制度の目的及び対象者	医療保険等で現に上記の疾病に該当し精神病院又は精神科病床に入院している18歳未満の方（ただし、認定患者であって満18歳に達した時点で引き続き入院医療を受ける場合は満20歳まで）

認定期間	申請書を受理した日の属する月の初日から、助成開始日から起算して1年を経過する日まで。
公費負担額	各種医療保険等を適用し、その自己負担額（入院時食事療養標準負担額を除く）。
主管課	福祉保健局保健政策部医療助成課医療給付係マル都担当 Tel5320-4454

○妊娠高血圧症候群等

法別番号 87 都	東京都における実施者番号 87136008
疾患等の範囲	妊娠により入院医療を必要とする次の疾病及びその続発症 ①妊娠高血圧症候群及びその関連疾患、②糖尿病、③貧血、④産科出血、⑤心疾患
制度の目的及び対象者	上記疾病に該当し医療保険等により入院医療を受けている方で、前年の総所得税額が30,000円以下の世帯に属する方又は入院見込期間が26日以上の方が対象（生活保護受給者、他の法令により自己負担を生じない方を除く）。
認定期間	診断書における入院見込期間
公費負担額	認定疾病に係る医療に関する給付について、各種医療保険等を適用し、その自己負担額（入院時食事標準負担額を除く）。
主管課	福祉保健局保健政策部医療助成課医療給付係マル都担当 Tel5320-4454

○光化学スモッグ障害者医療

法別番号 87 都	東京都における実施者番号 一
疾患等の範囲	光化学スモッグの影響によると思われる健康障害
制度の目的及び対象者	都の区域内において、上記の健康障害を受けた方のうち、入院医療を要した方又は知事が必要と認めた方で、医療保険等により医療の給付を受けている方。
認定期間	認定された被害に係る医療が終了するまで。
公費負担額	医療保険等を適用し、その自己負担額（入院時の食事・生活療養標準負担額を除く）。
主管課	福祉保健局健康安全部環境保健課業務係 Tel5320-4491

2. 生活保護法の医療・介護扶助及び中国残留邦人帰国者に対する医療支援

生活保護法の医療扶助は、公費負担医療の中でも対象人員・金額とも最大です。保護を受けている世帯は全国で約108万世帯・約151万人、その約8割の方に対し医療扶助が給付され、年間総額は1兆3千億円を突破しています。一方、東京都では約15万世帯・約20万人に上り、給付費総額は1,650億円に達し、毎月、13万5千人前後の方が保険調剤を受けています。

また、永住帰国した中国残留邦人等にかかる医療費については、従来、生活保護法の医療扶助により給付が実施されてきました。しかし、生活保護とは異なる特別な事情に基づいて生じた境遇であること、加えて高齢化が進んでいることから特別法のもとで一貫した生活支援が行えるよう「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」が改正され、生活支援に加え同法に基づく「医療支援給付」が平成20年4月から実施されることになりました。都内在住対象者は約800人です。

いずれの公費医療も福祉事務所が担当するため、指定の取得や仕組みが大変似ています。このため両公費を一括して解説します。

1. 医療扶助・介護扶助を担当するには（指定）

生活保護法と永住帰国した中国残留邦人支援法は別々の法律で別々に指定が必要ですが、行政における担当部署が同じでかつこれまでの経緯から、1枚の指定申請書で済み、どちらか一方の指定を辞退しない限り両法の指定を受けることができます。

指定の種別は医療扶助（医療支援給付）と介護扶助（介護支援給付）があり、種別ごとに指定を受けることが必要です。在宅訪問管理指導を実施している患者さんが要介護認定を受け居宅療養管理指導を実施することになる可能性もありますので、両方の指定を受けることをお薦めします。

※介護保険法では、保険薬局の指定を受けると介護保険法“指定を受けたとみなされます”が、生活保護法ではみなし指定制は採用されていません。

医療扶助又は医療支援給付の指定申請書及び介護扶助（介護支援給付）の指定申請書と申請先は次のとおりです。

○医療扶助又は医療支援給の指定申請先は： 福祉事務所

○介護扶助又は介護支援給付の指定申請は申請書を次へ郵送又は持参します。

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第一庁舎26階北側
東京都福祉保健局生活福祉部保護課介護担当 電話 03-5320-4059（直通）
ただし、福祉事務所でも受け付けることもあるようですから念のため照会してみて下さい。

なお、指定を受けていない保険薬局で、生保等の患者から処方せんの提示を受け調剤を求められた場合、調剤後、「指定の遡及願い」により遡って指定を受けることもできます。

2. 医療扶助・介護扶助の指定後の変更届け

次の場合に該当する際は、福祉事務所等へ変更届けを提出します

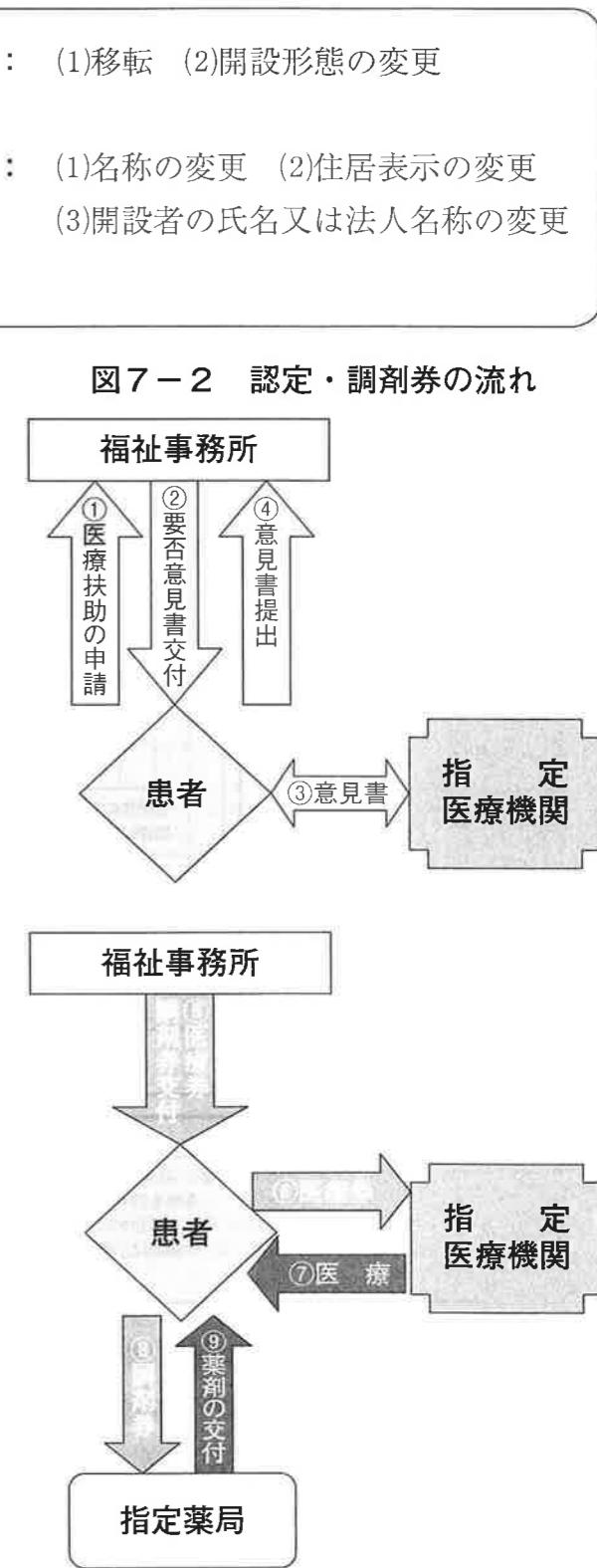
1. 保険薬局コードに変更があった場合 : (1)移転 (2)開設形態の変更
 2. 保険薬局コードに変更がない場合 : (1)名称の変更 (2)住居表示の変更
(3)開設者の氏名又は法人名称の変更
 3. 保険薬局を廃止したとき

3. 調剤券・介護券の入手

保護を受けている方が医療を受けようとするときは、まず福祉事務所長に申請（①）し、医師の「医療要否意見書」を提出（④）します。この「医療要否意見書」をもとに福祉事務所長は支給が必要か決定します。

支給決定がなされると歴月単位で「医療券・調剤券」が被保護者に発行されます。
(他の公費負担医療のように「医療受給者証」が発行される訳ではありません)。この「医療券・調剤券」は医科(入院又は入院外)、歯科、調剤に区分され、指定機関名が記入されています。したがって、患者は調剤券に記入された指定薬局へ調剤券を提示することになっています。

なお、患者が調剤券を持たずに生保と明記してある処方せんを持参した場合、患者の住所地を管轄する福祉事務所（714ページ一覧参照）へ連絡し、調剤券を入手します。（調剤券を持参せず薬局に処方せんを提示し調剤を求める方が実態になっています）



【調剤券の様式】

調剤券の様式は下図（個人票）ですが、毎月、同じ被保護者が調剤を受けることが見込まれる場合は、個人票に代えて、該当被保護者情報（患者氏名、公費負担者番号、受給者番号、有効期間、単独・併用の別、交付番号、備考）を1行とする一覧型調剤券連名リスト（次表）が薬局に交付されます。

様式第23号

生活保護法医療券・調剤券(年月分)

公費負担者番号							有効期間	日から 日まで	
受給者番号							単独・併用別	単 独 ・ 併 用	
※交付番号	交付								
氏 名	(男・女) 明・大・昭・平 年 月 日生								
居 住 地									
指定医療機関名									
傷 病 名	(1) (2) (3)			診 療 別	入 院	歯 科			
				入院外訪問	入 院	歯 科	調 剂		
				本人支払額	看 護		円		
地区担当員名	取扱担当者名								
福祉事務所長 印									
備考	社 会 保 険						あ り (健・共) な し		
	感染症の予防及び感染症の患者に対する 医療に関する法律第37条の2						あ り な し		
	そ の 他								

備考1 この用紙は、A列4番白色紙黒色刷りとすること。

2 「指定医療機関名」欄に指定訪問看護事業者の名称を記入する場合には、訪問看護ステーションの名称も併せて記入すること。

※ 交付番号については、レセプトの作成にあたり、医科は「保険医療機関の所在地及び名称」欄上部の余白に、歯科と調剤は摘要欄に記載すること。

- 「単独・併用別」欄の“単独”とは医療扶助のみ受給している被保護者、“併用”とは医療扶助とその他の扶助を受給している被保護者を言います。
 - “交付番号”は都独自の管理番号で、原則として毎月発行ごとに異なります。
 - 調剤券の保存期間は、原則、調剤報酬請求月の翌月から1年間とされています。

【生活保護法調剤券連名リスト（継続分）】

受給者番号 交付番号	氏名 生年月日 居住地	性別	診療年月 有効期限 本人支払額	診療別 入院外来 単・併	老 保	社 保 保険者番号 記号／番号	他法名 公費負担者番号 受給者番号	指定医療機関	地区担当者 取扱担当者	備考
印										

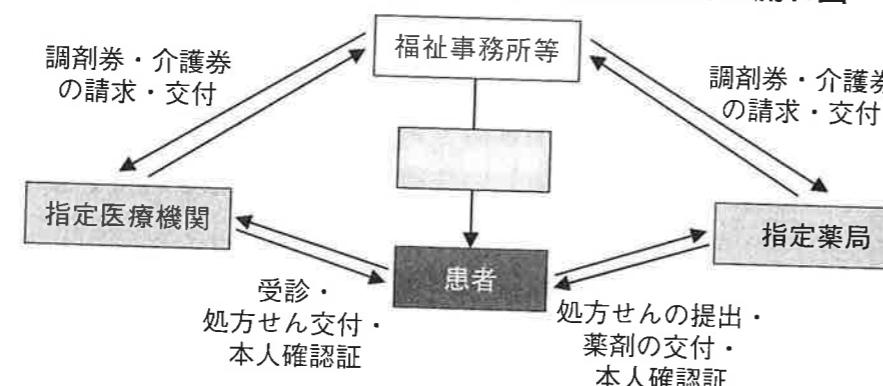
○永住帰国した中国残留邦人の場合

右図の本人確認証が交付されます。この点が生保と違うほか、調剤券の取扱いについては生保と原則同じです。

ただし、調剤券を持参しない場合も多く、薬局では、処方せんに「法別番号25」が記載されていれば本法の適用となります。なお、調剤券を持参しない場合は、調剤後、福祉事務所に対し調剤券の発行を依頼するのは生保と同様です。

初回受付などで処方せんに「法別番号25」の記載がない場合は、医療機関並びに「本人確認証」で資格確認をします。

図7-3 中国残留邦人等の医療支援給付の流れ



【生保及び中国残留邦人の公費負担者番号】

生活保護法の公費負担者番号	中国残留邦人の公費負担者番号
0019 12 + 13 + ↓ 6610 (公費番号) + (都道府県番号) + (福祉事務所番号)	0014 25 + 13 + ↓ 6615 (公費番号) + (都道府県番号) + (福祉事務所番号)

4. 医療扶助・介護扶助調剤報酬の請求

1) 調劑報酬

健康保険法の調剤報酬点数表を準用します。したがって、75歳以上の被保護者の方については、後期高齢者薬剤服用管理料並びに後期高齢者介護料

2) 他の公費がある場合の優先順位

生活保護法は、優先的に他の法律に基づく施策を活用することが原則で、最下位の公費負担医療という位置づけになっています。したがって、被保護者の方は自立支援医療（精

氏名	本人確認証	NO.
生年月日		写真
性別		
住所		
上記の者については、中国残留邦人等の円滑な 帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する 法律（平成6年法律第30号）に基づく支援給付の 支給決定されていることを照明する。		
発行日	平成 年 月 日	実施機関の長・印
この確認証の有効期間は、平成 年 月 日から 平成 年 月 日までとする。		

神通院・更生医療・育成医療)の給付対象者である場合は自立支援医療が優先して適用となり、同一処方せんで自立支援医療の対象外の疾病に係る薬剤が処方されている場合、その薬剤に係る調剤報酬にのみ生保が適用されます。

3) 一部負担金の有無

一部負担金はありません。なお、生保単独の場合は全額が公費助成され（この場合がほとんどです）、医療保険に加入している場合は医療保険の一部負担金分が公費助成されます。

① 調剤報酬明細書の作成方法

調剤券に記載されている公費負担者番号・受給者番号・氏名・生年月日を該当欄に、加えて、交付番号を摘要欄に転記するとともに、明細書に必要な事項を記載します。

○単独の場合

○自立支援医療と生保併用の場合

○ 調剤報酬明細書 平成20年10月分

調剤報酬明細書									
都道府県番号 13 01.5001.1 郡局コード									
公費負担割合の受取者番号① 2 1 1 3 6 0 1 5 公費負担割合の受取者番号② 1 2 3 4 5 6 7 4 1 社会保険後期4退職 1単独 2本外 8高外一 公費負担割合の受取者番号③ 1 2 1 3 1 0 1 7 公費負担割合の受取者番号④ 1 0 3 2 8 2 1 2併用 2六外 4六外 33 6家外 0高外7 6 10 9 8 7 ()									
保険者番号 保険者証・被扶養者の記載欄 第1公費に自立支援医療 第2公費に生活保護									
氏名 ○ ○ ○ ○ 特記事項 保険薬局の所在地及び名称 東京都千代田区神田錦町1-21 神田みやこ薬局 03-3294-0271									
職務上の事由 1就業上 2下船後3ヶ月以内 3通勤災害									
保険医療機関 東京都千代田区神田錦町1-1 錦町クリニック 1. 佐藤 正 6. 7. 8. 9. 10. 受付回数 保険会員① 2回 2. 渡辺 幸一 3. 4. 5. 調剤料 薬剤料 加算料 公費分点数 68 2352 1748 3. 薬剤A 3錠 4. 薬剤B 3錠 5. 薬剤C 3錠 6. 薬剤D 1錠 7. 薬剤E 1錠 8. 内服 分3 每食後服用 9. 総点数を記載する 10. 自立支援医療分を記載する 11. 内服 分1 就寝前服用 12. 総点数を記載する 13. 生保世帯の自立支援医療適用者は一部負担なし⇒0を記載 14. 摘要 交付番号: 99999 15. 総点数から自立支援医療の点数をマイナスした点数を記載 16. 保険請求額 定点 一部負担金額 内調剤基本料点 時間外等加算点 薬学管理料点 17. 公費① 2559 点 点 0 基 80 2 75 18. 公費② 973 点 点 0 80 75 19. 生保分についても0を記載(空白でも可) 0									

5) 調剤報酬の請求先

- 医療扶助又は医療支援給付の場合（生保単独又は生保併用等）の請求先は、社会保険診療報酬支払基金となります。
- 介護扶助及び介護支援給付（居宅療養管理指導費のみの請求）の場合の請求先は、東京都国民健康保険団体連合会となります。

3. 自立支援医療の指定と取扱い (精神通院、育成・更生医療)

平成17年11月、それまで身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法、その他障害者及び障害児の福祉に関する法律に基づいてそれぞれ実施されていた福祉サービス給付及び医療給付を、給付の仕組みや受益者負担を統一的な考え方に基づいて給付するため、障害者自立支援法という新たな法律が作されました。同法の給付には介護給付、訓練給付、高額障害福祉サービス給付、特定障害者特別給付などのほかに「自立支援医療給付」があり、それ以前は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律で実施されていた“精神通院医療”、児童福祉法で実施されていた“育成医療”及び身体障害者福祉法で実施されていた“更生医療”的3種の公費負担医療が、平成18年4月から、この新しい法律のもとで実施されています。

1. 自立支援医療の給付範囲

障害者自立支援法に移行しましたが、従来の医療給付の範囲に変更はありません。詳しくは精神通院医療については429ページ、更生医療及び育成医療については430ページを参照ください。

なお、精神通院医療が適用される疾病及び薬剤の範囲については次の「Q & A」がしめられていますので、ご留意ください。

精神通院医療の給付に関するQ & A

（平成14年3月29日、法の一部改正に伴う関係通知の改正に関する通知資料より）

問1) 公費負担の対象とならない合併症とは何か。

答) 一般的には、感染症、新生物、アレルギー（薬物副作用によるものを除く）、筋骨系の疾患であるが、当該精神障害に起因する病態であるか否かについては、個々の状況により異なるため、具体的に病名を挙げるのは難しい。

問2) 精神疾患が原因で無為自閉・自発低下になり終日自宅で過ごすため、肥満になり、高血圧の治療が必要な場合、公費負担の対象となるか。

答) 精神障害に起因して生じた病態であれば公費の対象となる。

問3) 胃薬を処方する場合は公費として認められるか。

答) 精神障害の治療薬の副作用のための処方であれば公費の対象となる。

問4) 花粉症に対する治療は公費の対象か。

答) 花粉症は、精神障害に起因して生じた病態とはいえないで公費の対象とならない。

問5) 感冒、急性気道炎などは公費で認められてきたが、今後はどうなつか。

答) 公費負担の対象外としていただきたい。

問6) 院外処方せんで公費負担の対象と対象外の薬剤を処方する場合、その書き方、処方せん料、調剤料はどうなるのか。

答) 院外処方せんの書き方は、調剤薬局が公費負担の対象と対象でない薬剤が明確に分かるよう記載していただきたい。(処方せんを2枚にし、公費負担の対象と対象外を記載していくだければ、より明確になる。)

処方せん料は、1回の通院で何枚書いても1回として数え、精神障害の薬剤が同時に処方されていれば、公費負担の対象となる。

調剤薬局における調剤料については、公費負担の対象と対象外を分けることができない場合は公費負担の対象としていただきたい。

問7) 2枚の処方せんを出さないでいい方法はないか。

答) 処方された薬剤が1枚の処方せんでも公費負担の対象と対象外が明確に分かれていれば問題ない。

2. 自立支援医療を取扱うには（指定）

自立支援医療を取扱うには、医療の種類ごと（精神通院医療、更生医療、育成医療ごと）に東京都知事の指定を受けることに加えて、“予定された医療”であるという考え方のもと患者により選定が必要で、いわば“二重指定制”となっています。

患者は受給申請の際に、診断書を作成してくれ、今後、自分が受診する医療機関名と調剤を受けようとする薬局名を申請書に記載することになっています。東京都は審査した上で（申請書に記載された医療機関及び薬局が指定機関であるとの確認を含む）、自立支援医療の給付決定をした場合、当該医療機関名及び薬局名を医療受給者証に記載して申請者に交付します。

したがって、自立支援医療が適用される患者さんの処方せんを受け付けた場合、必ず医療受給者証で自局薬局名が記載されていることを確認することが必須です。記載がないと

都知事の指定を受けていても自立支援医療の給付を担当することができません。

なお、医療受給者証に自局名が記載されていないにもかかわらず患者から調剤を求められた場合は、自立支援医療の適用を受けることができず一部負担金が発生することを説明することが求められます。また、調剤する薬局を変更したいと相談を受けた場合には、至急認定申請内容の「変更届け」を提出して医療受給者証の担当機関（薬局名）を変更する必要があることを説明してください。

(東京都送付用)①
受領印欄

自立支援医療費(精神通院)支給認定申請書

東京都知事殿 平成 年 月 日

私は、つぎの事項について申請します。(申請項目に○印を付けてください。)
障害者自立支援法に基づく自立支援医療費支給認定の
〔新規・更新・再開・受給証追加交付・他の道府県からの居住地変更による受給者証交付〕

氏名・医療機関等の変更がある場合は、項目に○をしてください。	本氏名	(姓)	(名)	年齢性別	生年月日	明・大・昭・平
	郵便番号			○印	男・女	年月日
保護者	氏名	(姓)	(名)	本人との関係	父母兄弟祖父母	配偶者その他
保険者	郵便番号			電話	()	
被保険者	種類 (○印)	健保(本人、家族)、国保(一般、退職本人、退職家族)、船保(本人、家族)、各種共済(本人、家族)、老保、生保(受給中、申請中:福祉事務所名) 災災、保険未加入、その他()				
被保険者	被保険者証記号	被保険者証番号	被保険者番号			
受診者と同一保険の加入者						
該当する所得区分	生保・低1・低2・中間1・中間2・一定以上	重度かつ継続	該当・非該当			
医療機関 (所在地)			医療機関コード			
薬局 (所在地)			薬局コード			
その他 (所在地)			その他コード			
申請者	氏名	○印	本人との関係			
住所	郵便番号	電話	()			

注) 1 保険者性別及び電話番号は本人と異なる場合に記入してください。
2 老人保険対象の方は、保険等種類別の老保に○印を上り、被保険者証記号番号等は、お手持ちの被保険者証の内容を記載してください。
3 有効期間が1年以上ある精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方が、「重度かつ継続」に該当しない申請を行う場合には、手帳の写しを添付すれば、診断書は必要ありません。

精神障害者保健福祉手帳番号
自立支援医療費受給者番号

ここから下の欄には記入しないでください

自治体記入欄	確認事項(区市町村)	所得区分(区市町村)	重度かつ継続(東京都)
	・医師の診断書(意見書)	生活保護 中間層1	該当・非該当
	・精神障害者保健福祉手帳(級)	低所得1 中間層2	東京都受領印
	・医療保険の被保険者証等の写	低所得2 一定以上	
	・生活保護受給世帯の証明書		
	・区市町村民税非課税証明書		
	・標準負担額減額認定証		
	・区市町村民税課税証明書		
	・その他収入等を証明する書類		

日薬業発第107号
平成21年5月29日

2009.07.02
(F)

都道府県薬剤師会会长 殿

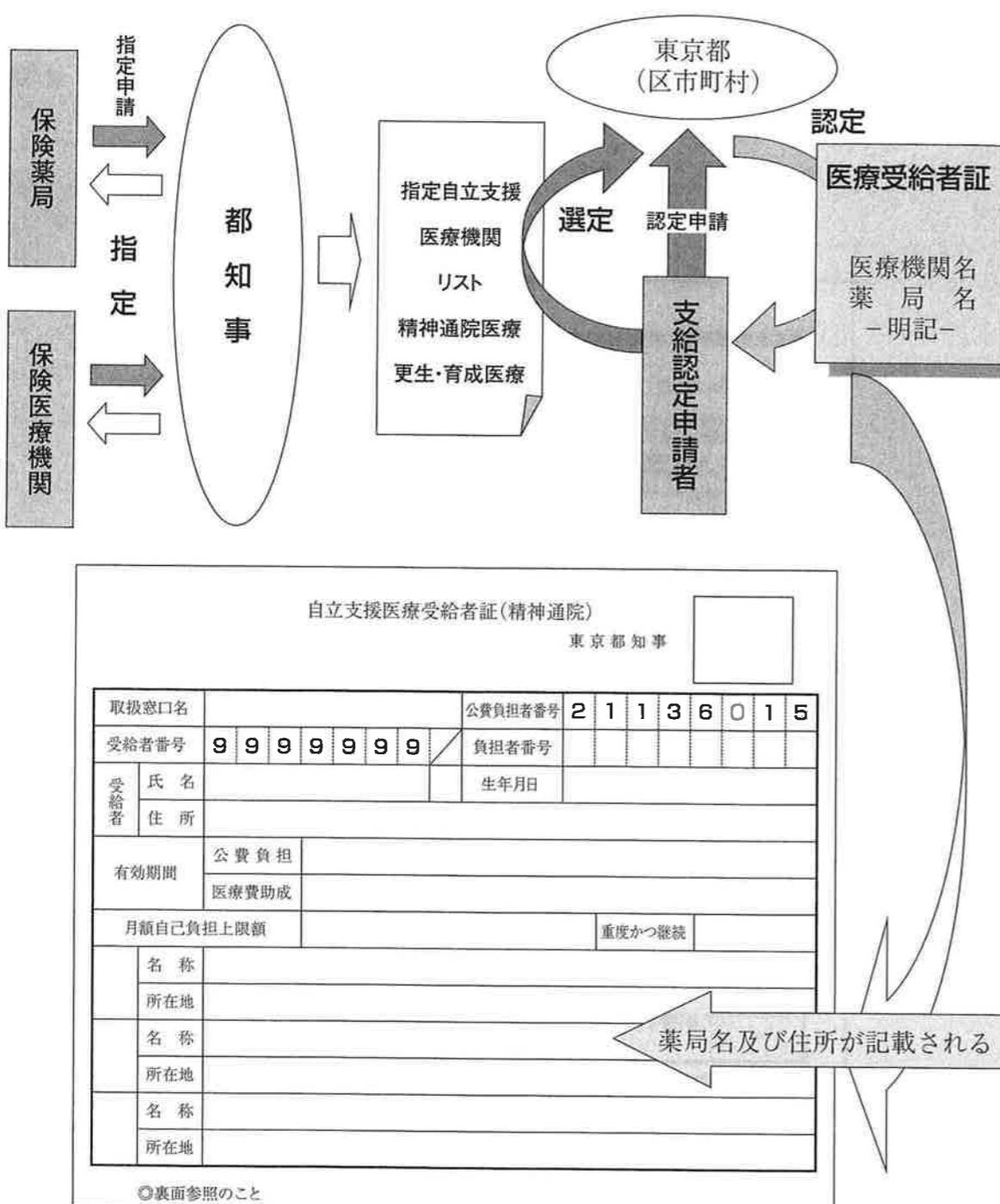
日本薬剤師会
会長 児玉 孝

「指定自立支援医療機関の指定について」の一部改正について

- 1
- 2
- 3 平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、指定自立支援医療機関の指定に係る通知（以下、「指定要領」）につきましては、平成18年3月16日付け日薬業発第233号でお知らせしたところですが、平成21年3月31日付けで当該指定要領が一部改正されておりましたのでお知らせいたします。
- 4 これまで、指定自立支援医療機関の指定要領（育成医療・更生医療、精神通院医療）では、薬局にあっては「複数の医療機関からの処方せんを受け付けている保険薬局」であることなどが要件とされていたため、新設薬局は指定自立支援医療機関として認められないものとして取り扱われてきました。
そのため、今回の一部改正では、新規開局する保険薬局についても一定要件(①当該新設薬局の管理薬剤師が、過去に他の指定自立支援医療機関において管理薬剤師としての経験を有している実績があり、かつ、②当該新設薬局に十分な調剤実務経験のある薬剤師を有していること)を満たしていれば、指定自立支援医療機関として認められるよう見直しが図られています。

ご連絡が遅くなりまして誠に申し訳ありませんが、貴会会員にご周知くださいますようお願い申し上げます。

図7-4 自立支援医療の認定申請者による指定医療機関の選定と
医療受給者証への指定医療機関名の記載



3. 自立支援医療の月額自己負担上限額管理

1) 自己負担割合と月額自己負担額

自立支援医療は、原則1割の自己負担があります。ただし、障害者の多くが低所得世帯に属することから、その所得状況により次表のとおり月の自己負担限度額が0円、2,500円、5,000円、10,000円、20,000円、40,200円と上限が定められています。

表7-1 自立支援医療の所得区分別自己負担上限額

一定所得以下			中間所得層		一定所得以上		
生活保護世帯	市町村民税非課税 本人収入≤80万	市町村民税非課税 本人収入>80万	市町村民税<2万 (所得割)	2万≤市町村民税 <20万 (所得割)	20万≤市町村民税 (所得割)		
0円	負担上限額 2,500円	負担上限額 5,000円	負担上限額 医療保険の自己負担限度額 (※1)		公費負担の 対象外 (医療保険の負 担割合・負担限 度額)		
			育成医療の経過措置 負担上限額 10,000円				
			負担上限額 40,200円				
			重度かつ継続 (※2) 負担上限額 5,000円				
			負担上限額 10,000円		負担上限額 20,000円 (※3)		

※1：医療保険における高額療養費が支給される自己限度額を超える場合、医療保険の自己負担限度相当額に達するまで1割自己負担します。

※2：「重度かつ継続」の範囲

- ①疾病、症状等から対象となる方

精神……………①統合失調症、躁うつ病・うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障害、薬物関連障害（依存症等）などの方
②集中的な通院医療を継続的に要する方

更生・育成…………腎臓機能・小腸機能・免疫機能障害の方

②疾病等に関わらず、高額な費用負担が継続することから対象となる方（医療保険の高額療養費該当月が直近12カ月に3回以上ある場合で4月目以降に該当する方）

自立支援医療受給者証の月額自己負担上限額記載欄

自立支援医療受給者証（育成医療・更生医療・精神通院）						
公費負担者番号						
自己実費割合負担者番号						
フリガナ					性別	年齢
氏名					男 女	年 月 日
フリガナ						
住所						
扶保扶助者の記号及び番号					認定者名	
重度かつ難治					該当	非該当
フリガナ					種類	
氏名						
フリガナ						
住所						
指定医療機関名	病院・診療所		所在地 電話番号			
	薬局		所在地 電話番号			
	訪問看護事業者		所在地 電話番号			
自己負担上級額		月額			円	
有効期間		平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで				
上記のとおり認定する。						
○○○知事 日○○○区市町村長 印						

別紙様式第〇号		自立支援医療受給者証（精神通院）													
		東京都知事													
取扱窓口名					管轄診療機関番号		2	1	1	3	6	0	1	5	
受給者番号		9	9	9	9	9	9		負担者番号						
受 給 者	氏名						生年月日								
	住所														
有効期間	公費負担														
	医療費助成														
額自己負担上限額						重度かつ継続		該当、非該当							
医療機関	名称														
	所在地														
薬局	名称														
	所在地														
その他	名称														
	所在地														

◎裏面参照のこと

公費負擔者番号

精神通院医療	更生医療	育成医療
21 + 13 + 6015 (公費番号) + (都道府県番号) + (実施者番号)	8019 15 + 13 + ~ 8506 (公費番号) + (都道府県番号) + (市区町村番号)	16 + 13 + 6012 (公費番号) + (都道府県番号) + (実施者番号)

2) 月額自己負担上限額管理の方法

この月額自己負担限度額は医療機関と薬局の合算額とされ、医療機関及び薬局でこの管理が容易に行えるよう患者に「自己負担上限額管理票」が交付されます。

薬局では、月額上限額の範囲内であればこの「管理票」に、調剤の都度、徴収した一部負担金を記載します。通算額が上限額を超えるときは、これまで徴収された一部負担金の通算額と上限額との差額を徴収し、この額を「管理票」に記載します。

なお、他の公費負担医療（例えば、東京都の精神通院医療給付金制度（法別番号93、心身障害医療（法別番号80）、ひとり親家庭医療費助成制度（法別番号81）、乳幼児・義務教育就学児医療費助成制度（法別番号88））が併用され、実際には一部負担金を徴収しなかった場合であっても、当該1割相当額を「管理票」に記載します。

また、当該「管理票」を患者さんが提出しなかった場合は、1割相当の一部負担金を徴

収します。

○○年○○月分自己負担上限額管理票			
受給者	厚労 太郎	受給者番号	9876543
下記のとおり月額自己負担上限額に達しました。 月額自己負担上限額 5,000 円			
日付	医療機関名	確認印	
○○月○○日	○○薬局	印	
日付	医療機関名	自己負担額	月額自己負担額 累積額
○○月○○日	○○○○病院	2,000	2,000
○○月○○日	○○薬局	1,000	3,000
○○月○○日	○○○○病院	1,500	4,500
○○月○○日	○○薬局	500	5,000
月 日			
月 日			

月額上限額の管理の有無	支給認定者の区分	公費併用等
管理の必要なし	生活保護世帯の月額上限額が「0」とされた方 中間所得層で月額上限額が記載されていない方	
管理の必要あり	月額上限額が2,500円の方 月額上限額が5,000円の方 月額上限額が10,000円の方 月額上限額が20,000円の方 月額上限額が40,200円の方	○93が併用される方 ○80が併用される方 ○精神通院について一部負担金を給付する国保組合の方 ○ひとり親(81)・乳幼児(88)が併用される方

4. 徴収した一部負担金の明細書への記載

自立支援医療は「原則1割負担」と「月額自己負担上限額」とが組み合わされているために、患者から徴収した一部負担額が明確にならないと公費負担医療が負担すべき額が決定できません。このため、自立支援医療の明細書には「公費①の一部負担金額」欄に、必ず“実際に徴収した一部負担の額”を記載することとされています。

○ 調剤報酬明細書												
平成20年10月分 都道府県番号 01,5001,7 13												
薬局コード 4 ①社・國 3 後期 1 単独 2 本外 調剤 2 公費 4 退職 2 2 併 4 三外 被保険者番号 3 併 6 家外 8 高外一 被保険者証・被保険者手帳等の記号・番号 01-04 4321 10 9 8 7 ()												
公費負担者番号①	2 1 1 3 6 0 1 6	公費負担医療の受給者番号①	6 1 2 9 3 0 1	保険者番号	1 3 8 0 1 6	被保険者番号	10 9 8 7 ()					
公費負担者番号②	9 3 1 3 2 0 0 9	公費負担医療の受給者番号②	6 1 2 9 3 0 1	被保険者証・被保険者手帳等の記号・番号	01-04 4321							
氏名	渡辺香住				特記事項	東京都千代田区神田錦町1-21 神田みやこ薬局 03-3294-0271						
1男 2女 1明 2大 3招 4平 39・8・10 生					職務上の事由	1職務上 2下船後3月以内 3通勤災害						
保険医療機関	東京都千代田区大手町1-1-1 大手町病院				佐藤晴信	6.	保険医師氏名	2.	受付回数			
1. 佐藤晴信	7.	2. 保険医師氏名	3.	3. 保険医師氏名	4.	4. 保険医師氏名	5.	5. 保険医師氏名	6. 保険医師氏名			
1. 佐藤晴信	6.	7.	8.	9.	10.	11.	12.	13.	14.			
医師番号	処方月日	調剤月日	処 方				調剤数量	調 剤 報 酬 点 数				公費分点数
1	10・4	10・4	医薬品名・規格・用量・剤型・用法				単位薬剤料	調剤料	薬剤料	加算料	公費分点数	
	10・18	10・18	デプロメール錠25mg 3錠				20	14	63	280	8	
	.	.	ワイパックス錠1.0 3錠					14	63	280	8	
	.	.	アモキサンカプセル10mg 3Cap									
	.	.	内服 1日3回 每食後									
1	10・4	10・4	デパス錠1mg 1錠				16	14	63	224	224	
	10・18	10・18	テシップル錠1mg 1錠					14	63	224	224	
	.	.	パキシル錠10mg 1錠									
	.	.	内服 1日1回 就寝前									
摘要					高額度差賃	円						
保険	請求点	※ 決定点	負担金額 円	調剤基本料点	時間外等加算点	学 管理 料 点						
	1,431		基 80	2 1	75							
公費①			減額	割(円)免除・支払額予								
公費②				円								
			1,431									
公費①欄は医療保険と同点数のため省略												

4. 肝炎治療特別促進事業に係る 医療の給付における月額自己負担上限額管理

我が国のウイルス肝炎の持続感染者は、B型が110万人～140万人、C型が200万人～240万人存在すると推定され、国内最大の感染症と言われています。感染者の中には汚染されたフィブリノゲン製剤の投与で感染した人が1万人はいると推計されており、日本各地で薬害肝炎訴訟が起こされ、国の責任を認める判決が次々と出されています。このため国会は、平成20年1月、特定フィブリノゲン製剤等によるC型肝炎感染被害者を救済するための特別措置法を成立させ、国に感染被害者の救済を課しました。

このような環境のもと、ウイルス肝炎が肝硬変や肝がんへ移行し死に至る割合も高いことから、国は①インターフェロン治療の促進のための環境整備、②肝炎ウイルス検査の推進、③健康管理の推進と安全・安心の肝炎治療の推進、肝硬変・肝がん患者への対応、④国民に対する正しい知識の普及と理解の推進、⑤研究の推進の5本柱からなる「肝炎治療7カ年計画」を定め、総合的な対策の実施に乗り出しました。

その一つが「インターフェロン治療の促進のための環境整備」の一環として、平成20年4月から実施されたインターフェロン治療に対する医療費助成事業です。B型・C型ウイルス性肝炎は、インターフェロン治療が奏効すれば肝硬変、肝がんといったより重篤な疾病を予防することが可能となります。その一方で、当該治療に要する医療費が高額（自己負担年額約80万円／月額約7万円）であることから、当該事業はすべての肝炎患者が当該治療を受けられるよう医療費を助成し、早期治療を推進することを目的としています。

なお、平成19年10月から東京都は国に先行して“**独自の医療費助成制度（公費負担者番号：86136041）**”を実施しましたが、国において医療費助成制度が整備されたことから、既認定者の助成期間が終了した時点で国の制度に一本化される予定です。

1. 助成される医療の範囲

抗ウイルス療法としてインターフェロンの投与のほか、C型肝炎であれば併用が認められるリバビリン製剤が助成対象となります。一方、B型肝炎ウイルスの増殖を抑える核酸アナログ製剤（ラミブジン、アデフォビル、エンテカビル）はB型肝炎の根治療法として使用されるものでないことから、今回は助成対象となりません。

なお、インターフェロン治療による軽微な副作用が発生した際、当該治療を中断しない

ように、併用せざるを得ない薬剤については、本制度の趣旨に鑑み助成の対象となります（例えば発熱及びインフルエンザ様症候群に対する解熱鎮痛剤、アレルギー症状に対する抗ヒスタミン薬・抗アレルギー薬、皮膚症状に対する副腎皮質ステロイドホルモン（外用薬）、精神症状に対する睡眠導入薬、消化器症状に対する制吐薬・粘膜保護薬、など）。

2. 取り扱える保険薬局

東京都と契約を結んだ薬局が取り扱うことができます。ただし、東京都薬剤師会の会員のいる薬局は、それらの薬局を代表して東京都薬剤師会会长が契約を結んでいるため、直接契約をする必要はありません。

3. 認定期間と医療券

認定期間は、申請日の初日から1年間で、更新はありません。認定された方には次の医療券が交付されます。

自己負担相当額全額が助成される方（やまぶき色）

都 医 療 券	
(食事療養・生活療養標準負担額のみ本人負担)	
負担者番号	
受給者番号	
対象者	住 所
	氏 名
	生年月日
病名	
有効期間	
助成内容	上記認定疾患について医療保険各法を適用し、入院時の食事療養・生活療養標準負担額を除いた自己負担相当額全額
認定条件	ウイルス肝炎インターフェロン治療医療費のみ適用

上記のとおり決定します。
東京都知事 印

自己負担のある方（ラベンダー色）

都 医 療 券	
(本 人 負 担 有 り)	
負担者番号	
受給者番号	
対象者	住 所
	氏 名
	生年月日
病名	
有効期間	
月額自己負担限度額	
認定条件	ウイルス肝炎インターフェロン治療医療費のみ適用 自己負担限度額管理票もあわせて窓口に提示してください。

上記のとおり決定します。
東京都知事 印

第 8 章

介護保険法の居宅療養管理指導費

・
その実務と請求方法

1. 居宅療養管理指導の実施上の留意事項

介護保険の要介護認定等を受けている方に在宅訪問薬剤管理指導を行う場合、医療保険の「在宅患者訪問薬剤管理指導」ではなく介護保険の「居宅療養管理指導費」又は「介護予防居宅療養管理指導費」が優先して適用されます。以下に居宅療養管理指導を行う上の留意事項及び調剤報酬及びその請求方法について解説します。

1. 介護保険を取扱える薬局

介護保険法に基づくサービス（居宅療養管理指導を含む）を被保険者に提供する場合には、同法の指定を受けることが必要となります。ただし、同法第71条で、病院、診療所又は薬局は健康保険法第63条第3項第1号の規定による保険医療機関若しくは保険薬局の指定があったときは、その指定の時に、当該病院、診療所又は薬局により行われる居宅サービス（薬局にあっては居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導に限る。）に係る法第41条第1項の指定があったものとみなされます。これを「みなし指定」と呼んでいます。

保険薬局は介護保険法71条のみなし指定の適用を受け、同法の「指定居宅療養管理指導（指定介護予防を含む）事業所」の指定があったものとみなされます。

指定を辞退するには、厚生労働省令の定めるところにより「別段の申出」書を下記へ提出します。また、保険薬局の指定取消しがあった場合、自動的に介護保険の指定も効力を失います。

「指定を不要とする届出」の届出先
東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課
介護事業者調整係
〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1
TEL 03-5320-4175

なお、要介護者が生活保護を受けている場合、薬局は生活保護法の医療扶助の指定に加えて指定介護機関として（居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の事業双方について）の指定が必要です。指定申請先は、所轄の福祉事務所です。（714ページ参照）

2. 運営規程の策定と重要事項説明書の準備等

保険薬局は「みなし指定」により介護保険を取扱うことができますが、介護保険法ではサービス提供事業者の1業種（指定居宅療養管理指導事業所）として位置づけられています。このため、介護保険法がサービス事業者に求める事項が保険薬局にも適用されます。具体的には「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」で「指定居宅療養管理指導事業者」については次の事項が求められています。

- ①運営規程を定めること。
- ②運営規程の概要や従業員の勤務体制等を薬局の見やすい所に掲示すること。
- ③運営規程の概要、訪問薬剤師の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制及びサービス内容など重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等を交付して利用者の同意を得ること。
- ④身分証を携帯して業務に当たること。
- ⑤他の事業会計と区別すること。
- ⑥居宅介護支援事業者との連携を図ること。

以下に、基本的に整備しなければならない「運営規程」、「重要事項説明書」及び「契約書」について日本薬剤師会が策定した規程例等を例示します。

指定居宅療養管理指導事業者 運営規程（試案）

日薬介護保険対策特別委員会作成 平成12年3月6日作成

日薬職能対策委員会 高齢者・介護保険等検討会 平成18年8月一部改定

（事業の目的）

第1条

1. ○○薬局（指定居宅サービス事業者）が行う居宅療養管理指導または介護予防居宅療養管理指導（以下、「居宅療養管理指導等」という。）の業務の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、要介護状態または要支援状態にあり、主治の医師等が交付した処方せんに基づき薬剤師の訪問を必要と認めた利用者に対し、○○薬局の薬剤師が適正な居宅療養管理指導等を提供することを目的とする。
2. 利用者が要介護状態または要支援状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、担当する薬剤師は通院困難な利用者に対してその居宅を訪問し、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、そ

れらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図る。

（運営の方針）

第2条

1. 要介護者または要支援者（以下、「利用者」という）の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
2. 地域との結びつきを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健、医療、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
3. 適正かつ円滑なサービスを提供するため、以下の要件を満たすこととする。
 - ・保険薬局であること。
 - ・在宅患者訪問薬剤管理指導の届出を行っていること。
 - ・麻薬小売業者としての許可を取得していること。
 - ・利用者に関して秘密が保持でき、利用者やその家族、連携する他職種者と相談するスペースを薬局内に確保していること。但し、他の業務との兼用を可とする。
 - ・居宅療養管理指導等サービスの提供に必要な設備および備品を備えていること。

（従業者の職種、員数）

第3条

1. 従業者について
 - ・居宅療養管理指導等に従事する薬剤師を配置する。
 - ・従事する薬剤師は保険薬剤師の登録を行う。
 - ・従事する薬剤師の数は、居宅療養管理指導等を行う利用者数および保険薬局の通常業務等を勘案した必要数とする。
2. 管理者について
 - ・常勤の管理者1名を配置する。但し、業務に支障がない限り、○○薬局の管理者との兼務を可とする。

（職務の内容）

第4条

1. 薬剤師の行う居宅療養管理指導等の提供に当たっては、医師および歯科医師の交付する処方せんの指示に基づき訪問等を行い、常に利用者の病状および心身の状況を把握し、継続的な薬学的管理指導を行う。また、医薬品が要介護者のADLやQOLに及ぼしている影響を確認し適切な対応を図るなど、居宅における日常生活の自立に資するよう妥当適切に行う。
2. 訪問等により行った居宅療養管理指導等の内容は、速やかに記録を作成するとともに、処方医等および必要に応じ介護支援専門員、他のサービス事業者に報告する。

（営業日および営業時間）

第5条

1. 原則として、営業日および営業時間は保険薬局として許可された営業日、営業時間とする。

但し、国民の祝祭日、年末年始（12月〇〇日～1月〇日）を除く。

2. 通常、月曜日から金曜日の午前〇：〇〇～午後〇：〇〇、土曜日の午前〇：〇〇～午後〇：〇〇とする。
3. 利用者には、営業時間外の連絡先も掲示する。

(通常の事業の実施地域)

第6条

1. 通常の実施地域は、〇〇区、〇〇市、〇〇町の区域とする。

(指定居宅療養管理指導等の内容)

第7条

1. 薬剤師の行う居宅療養管理指導等の主な内容は、次の通りとする。

- 処方せんによる調剤（患者の状態に合わせた調剤上の工夫）
- 薬剤服用歴の管理
- 薬剤等の居宅への配送
- 居宅における薬剤の保管・管理に関する指導
- 使用薬剤の有効性に関するモニタリング
- 薬剤の重複投与、相互作用等の回避
- 副作用の早期発見、未然防止と適切な処置
- A D L、Q O L等に及ぼす使用薬剤の影響確認
- 使用薬剤、用法・用量等に関する医師等への助言
- 麻薬製剤の選択および疼痛管理とその評価
- 病態と服薬状況の確認、残薬および過不足薬の確認、指導
- 患者の住環境等を衛生的に保つための指導、助言
- 在宅医療機器、用具、材料等の供給
- 在宅介護用品、福祉機器等の供給、相談応需
- その他、必要事項（不要薬剤等の廃棄処理、廃棄に関する指導等）

(利用料その他の費用の額)

第8条

1. 利用料については、介護報酬の告示上の額とする。
2. 利用料については、居宅療養管理指導等の実施前に、予め利用者またはその家族にサービスの内容及び費用について文書で説明し、同意を得ることとする。
3. 居宅療養管理指導に要した交通費は、薬局からの往復交通費を実費徴収する。なお、自動車を利用した場合は、以下の距離別徴収額を基準とする。
 - 片道 〇～〇km 〇〇円
 - 片道 〇～〇〇km 〇〇円
 - 片道 〇〇km超 〇〇円

(緊急時等における対応方法)

第9条 居宅療養管理指導等を実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた場合には、速やかに主治医等に連絡する。

(その他運営に関する重要事項)

第10条

1. 〇〇薬局は、社会的使命を十分認識し、従業者の質的向上を図るため定期的な研修の機会を設け、また質の保証ができる業務態勢を整備する。
2. 従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
3. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
4. サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、予め文書により得ておくこととする。
5. この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、〇〇薬局と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

本規程は平成18年4月1日より施行する。

平成〇〇年〇月〇日 〇〇薬局

居宅療養管理指導のサービス提供に係る重要事項等説明書（試案）

日薬介護保険対策特別委員会 平成12年3月作成、平成15年4月一部改定
日薬職能対策委員会 高齢者・介護保険等検討会 平成18年8月一部改定

居宅療養管理指導または介護予防居宅療養管理指導（以下、「居宅療養管理指導等」という。）サービスの提供開始にあたり、厚生労働省令第37号第8条に基づいて、当事業者が_____様に説明すべき重要事項は次の通りです。

1. 事業者概要

事業者名称	〇〇薬局（〇〇県知事指定居宅療養管理指導サービス事業者）
事業所の所在地	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇
指定番号	〇〇県指定□□□号
代表者名	〇〇 〇〇
電話番号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

2. 事業の目的と運営方針

事業の目的	要介護状態または要支援状態にあり、主治の医師等が交付した処方せんに基づき薬剤師の訪問薬剤管理指導を必要と認めた利用者に対し、○○薬局の薬剤師が適正な居宅療養管理指導等を提供することを目的とします。
運営の方針	<p>①利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。</p> <p>②上記①の観点から、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健、医療、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。</p> <p>③利用者の療養に資する等の観点から、当該利用者に直接係わる上記関係者に必要な情報を提供する以外、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を他に漏らすことにはいたしません。</p>

*上記③の前段は、基本的に利用者等の秘密を保持するものの、サービス担当者会議等において利用者や家族の個人情報を用いる場合があることについて、あらかじめ利用者等の同意を得ておくための文言として盛り込んだもの。

3. 提供するサービス

当事業所がご提供するサービスは以下の通りです。

【居宅療養管理指導等サービス】

- ①当事業所の薬剤師が、医師の発行する処方せんに基づいて薬剤を調製するとともに、利用者の居宅を訪問し、薬剤の保管・管理や使用等に関するご説明を行うことにより、薬剤を有効かつ安全にご使用いただけるよう努めます。
- ②サービスのご提供に当たっては、懇切丁寧に行い、分かりやすくご説明いたします。もし薬について分からぬことや心配なことがあれば、担当の薬剤師にご遠慮なく質問・相談してください。

注) 居宅療養管理指導または介護予防居宅療養管理指導におけるサービスの提供及び内容は同じです。

4. 職員等の体制

当事業所の職員体制は以下の通りです。

従業者の職種	員 数	通常の勤務体制
薬剤師	○ 名	<ul style="list-style-type: none"> • 常勤者 (○名) 勤務時間 - 午前○ : ○○～午後○ : ○○ • 非常勤者 (○名) 勤務時間 - 午前○ : ○○～午後○ : ○○
事務員	○ 名	<ul style="list-style-type: none"> • 常勤者 (○名) 勤務時間 - 午前○ : ○○～午後○ : ○○

*この他、各薬局の実状に応じ、介護支援専門員、福祉用具専門相談員、その他従業員の数等を記載。

5. 担当薬剤師

担当薬剤師は、以下の通りです。

担当薬剤師 : ①	(主担当)
: ②	
責 任 者 :	

- ①担当薬剤師は、常に身分証を携帯していますので、必要な場合はいつでも、その提示をお求めください。
- ②利用者は、いつでも担当薬剤師の変更を申し出ることができます。その場合、当事業所は、このサービスの目的に反するなどの変更を拒む正当な理由がない限り、変更の申し出に応じます。
- ③当事業者は、担当薬剤師が退職するなどの正当な理由がある場合に限り、担当薬剤師を変更することができます。(その場合には、事前に利用者の同意を得ることといたします。)

6. 営業日時

当事業所の通常の営業日時は、次の通りです。

- ①営 業 日 月曜日から土曜日まで。但し、国民の祝祭日及び年末年始（12月○○日～1月○○日）を除きます。
- ②営業時間 月曜日から金曜日の午前○ : ○○～午後○ : ○○、土曜日の午前○ : ○○～午後○ : ○○まで。

7. 緊急時の対応等

- ①緊急時等の体制として、携帯電話等により24時間常時連絡が可能な体制を取っています。
- ②必要に応じ利用者の主治医または医療機関に連絡を行う等、対応を図ります。

8. 利用料

サービスの利用料は、以下の通りです。

介護保険制度の規定により、以下の通り定められています。

- ①居宅療養管理指導サービス提供料として
居宅療養管理指導費
 - 1. 月の1回目の算定の場合 500円
 - 2. 月の2回目以降の算定の場合 300円
 - 算定する日の間隔は6日以上、かつ、月4回を限度。ただし、がん末期患者の場合は、1週間に2回、かつ、月に8回を限度。
- ②麻薬等の特別な薬剤が使用されている場合
1回につき100円 (①に加算)

- 第6条 乙は、丙を派遣し、契約書別紙サービス内容説明書に記載した内容の居宅療養管理指導サービスを提供します。
- 2 乙は、甲に対して居宅療養管理指導サービスを提供するごとに、当該サービスの提供日及び内容、介護保険から支払われる報酬等の必要事項を、甲が依頼する居宅介護支援事業者が作成する所定の書面に記載し、甲の確認を受けることとします。
- 3 乙は、甲の居宅療養管理指導サービスの実施状況等に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければなりません。
- 4 甲及びその後見人（後見人がいない場合は甲の家族）は、必要がある場合は、乙に対し前項の記録の閲覧及び自費による謄写を求めるることができます。ただし、この閲覧及び謄写は、乙の業務に支障のない時間に行うこととします。
- (居宅介護支援事業者等との連携)**
- 第7条 乙は、甲に対して居宅療養管理指導サービスを提供するにあたり、甲が依頼する居宅介護支援事業者又はその他保健・医療・福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
- 第8条 甲は、乙が甲のため居宅療養管理指導サービスを提供するにあたり、可能な限り乙に協力しなければなりません。
- (苦情対応)**
- 第9条 乙は、苦情対応の責任者及びその連絡先を明らかにし、乙が提供した居宅療養管理指導サービスについて甲、甲の後見人又は甲の家族から苦情の申立てがある場合は、迅速かつ誠実に必要な対応を行います。
- 2 乙は、甲、甲の後見人又は甲の家族が苦情申し立て等を行ったことを理由として、甲に対し何ら不利益な取扱いをすることはできません。
- (費用)**
- 第10条 乙が提供する居宅療養管理指導サービスの利用単位毎の利用料その他の費用は、別紙重要事項説明書に記載したとおりです。
- 2 甲は、サービスの対価として、前項の費用の額をもとに月ごとに算定された利用者負担額を乙に支払います。
- 3 乙は、提供する居宅療養管理指導サービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には、特にそのサービスの内容及び利用料金を説明し、甲の同意を得ます。
- 4 乙は、前二項に定める費用のほか、居宅療養管理指導サービスの提供に要した交通費の支払いを甲に請求することができます。
- 5 乙は、前項に定める費用の額にかかるサービスの提供にあたっては、あらかじめ甲に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、甲の同意を得なければなりません。
- 6 乙は、甲が正当な理由もなく居宅療養管理指導サービスの利用をキャンセルした場合は、キ

- ヤンセルした時期に応じて、契約書別紙サービス内容説明書に記載したキャンセル料の支払いを求めることができます。
- 7 乙は、居宅療養管理指導サービスの利用単位毎の利用料及びその他の費用の額を変更しようとする場合は、1カ月前までに甲に対し文書により通知し、変更の申し出を行います。
- 8 乙は、前項に定める料金の変更を行う場合には、新たな料金に基づく別紙重要事項説明書及び契約書別紙サービス内容説明書を添付した利用サービス変更合意書を交わします。
- (利用者負担額の滞納)**
- 第11条 甲が正当な理由なく利用者負担額を2カ月以上滞納した場合は、乙は、30日以上の期間を定めて、利用者負担額を支払わない場合には契約を解除する旨の催告をすることができます。
- 2 前項の催告をしたときは、乙は、甲の居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者と、甲の日常生活を維持する見地から居宅サービス計画の変更、介護保険外の公的サービスの利用について必要な協議を行うものとします。
- 3 乙は、前項に定める協議を行い、かつ甲が第1項に定める期間内に滞納額の支払いをしなかったときは、この契約を文書により解除することができます。
- 4 乙は、前項の規定により解除に至るまでは、滞納を理由として居宅療養管理指導サービスの提供を拒むことはありません。
- (秘密保持)**
- 第12条 乙は、正当な理由がない限り、その業務上知り得た甲及びその後見人又は家族の秘密を漏らしません。
- 2 乙及びその従業員は、サービス担当者会議等において、甲及びその後見人又は家族に関する個人情報を用いる必要がある場合には、甲及びその後見人又は家族に使用目的等を説明し同意を得なければ、使用することができません。
- (甲の解除権)**
- 第13条 甲は、7日間以上の予告期間をもって、いつでもこの契約を解除することができます。
- (乙の解除権)**
- 第14条 乙は、甲が法令違反又はサービス提供を阻害する行為をなし、乙の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、このサービス利用契約の目的を達することが困難になったときは、30日間以上の予告期間をもって、この契約を解除することができます。
- 2 乙は、前項によりこの契約を解除しようとする場合は、前もって甲の居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者や公的機関等と協議し、必要な援助を行います。
- (契約の終了)**
- 第15条 次に掲げるいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。
- 一 甲が要介護（支援）認定を受けられなかったとき。
- 二 第2条1項及び2項により、契約期間満了日の7日前までに甲から更新拒絶の申し出があり、かつ契約期間が満了したとき。

- 三 甲が第13条により契約を解除したとき。
- 四 乙が第11条又は第14条により契約を解除したとき。
- 五 甲が介護保険施設や医療施設等へ入所又は入院等をしたとき。
- 六 甲において、居宅療養管理指導サービスの提供の必要性がなくなったとき。
- 七 甲が死亡したとき。

(損害賠償)

第16条 乙は、居宅療養管理指導サービスの提供にあたって、事故が発生した場合には、速やかに甲の後見人及び家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

- 2 前項において、事故により甲又はその家族の生命、身体、財産に損害が発生した場合は、乙は速やかにその損害を賠償します。ただし、乙に故意・過失がない場合はこの限りではありません。
- 3 前項の場合において、当該事故発生につき甲に重過失がある場合は、損害賠償の額を減額することができます。

(利用者代理人)

第17条 甲は、代理人を選任してこの契約を締結させることができ、また、契約に定める権利の行使と義務の履行を代理して行わせることができます。

2 甲の代理人選任に際して必要がある場合は、乙は成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の内容を説明するものとします。

(合意管轄)

第18条 この契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じたときは、〇〇地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

(協議事項)

第19条 この契約に定めのない事項については、介護保険法等の関係法令に従い、甲乙の協議により定めます。

この契約の成立を証するため本証2通を作成し、甲乙各署名押印して1通ずつを保有します。

平成 年 月 日

利用者甲 住所

氏名

代理人（選任した場合）

住所

氏名

印

印

「指定居宅療養管理指導事業者運営規程（試案）」、「居宅療養管理指導のサービス提供に係る重要事項等説明書（試案）」及び「居宅療養管理指導・契約書（例）」は、“日本薬剤師会ホームページ／会員向け情報／介護保険関連情報／在宅医療における薬剤師向け支援ツール「在宅服薬支援マニュアル」について”から入手できます。

なお、訪問薬剤師用に次のような「身分証明証」を準備しておきましょう。

身分証明書	
下記の者は当薬局の薬剤師であることを証明します。	
氏名	○ ○ ○ 子
生年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日
写真	
平成〇〇年〇〇月〇〇日	
東京都千代田区神田錦町1-21	
神田みやこ薬局 開設者	△ △ △ △
Tel	03-3294-0271

3. 介護保険を適用するか、健康保険を適用するか

サービスの内容が同じ場合、介護保険法が健康保険法に優先する原則があります。したがって、在宅訪問薬剤管理指導を実施する場合、患者が介護保険法の要介護者又は要支援者である場合は“(介護予防) 居宅療養管理指導費”を適用し、要介護者又は要支援者でない場合は“在宅患者訪問薬剤管理指導”を適用します。

健 康 保 险 法

第55条の2 被保険者に係る療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家庭訪問看護療養費の支給は、同一の疾病又は負傷について、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定によりこれらに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

診療報酬の算定方法（点数表）（厚生労働省告示第59号）の総則

1～5（省略）

6 前各号の規定により保険医療機関又は保険薬局において算定する療養に要する費用の額は、別に厚生労働大臣が定める場合を除き、介護保険法（平成9年123号）第62条に規定する要介護被保険者等については、算定しない。

保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則

第3条の2で要介護又は要支援認定を受けているかを確認することが義務化されています。（94ページ参照）

図8-1 処方せんによる在宅訪問薬剤管理指導の指示

処方せんには介護保険の被保険者番号が記載されることはなく医療保険の記号・番号のみが記載され、介護保険適用かは処方せん受付時では判断できない場合がほとんどです。

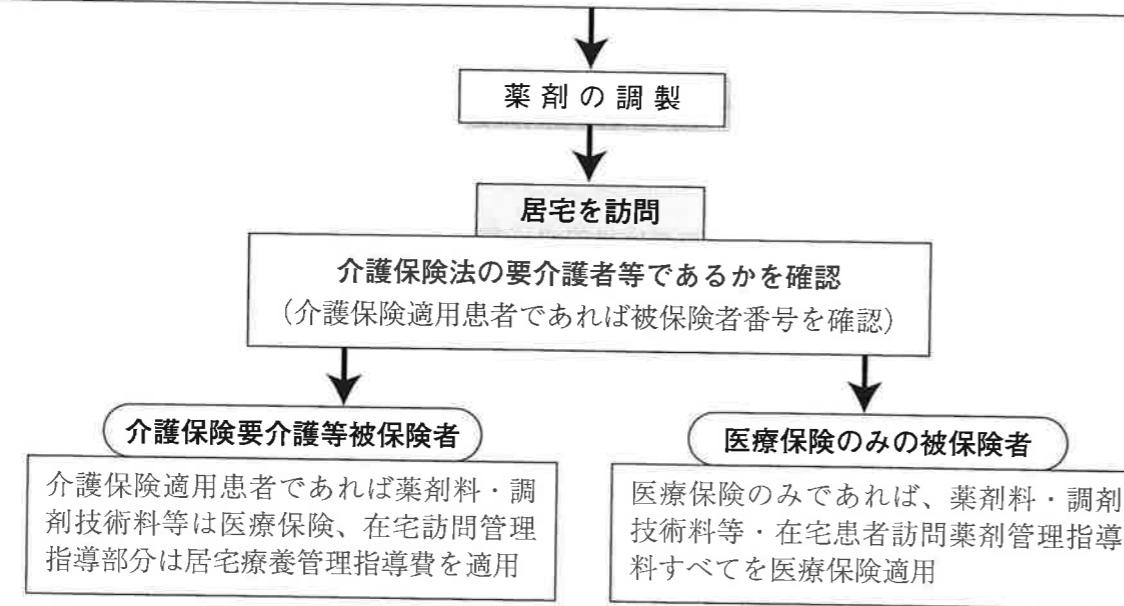


図8-2 患者の療養の場所と適用される保険別の在宅訪問薬剤管理指導の算定の考え方

介護保険の患者（要介護・支援者） 〔居宅療養管理指導算定（介護予防を含む）の可否〕	患者の療養の場所	医療保険の患者 〔在宅患者訪問薬剤管理指導算定の可否〕
○	入院中以外の者	○
○	自 宅	○
○	有料老人ホーム	○
○	認知症対応型グループホーム	介護保険優先のため該当者なし
○	特定施設入居者	介護保険優先のため該当者なし
×	入所者	特別養護老人ホーム （末期の悪性腫瘍の患者に対し実施する場合に限り算定可）
×	介護老人保健施設	×
×	入院中の者	介護療養病床以外の病室 （末期の悪性腫瘍の患者に対し実施する場合に限り算定可）
×	介護療養病床の病室	×

なお、月の途中で、医療保険から要介護・要支援者（介護保険適用）になった場合、在宅患者訪問薬剤管理指導又は居宅療養管理指導費（介護予防を含む）は通算して回数制限が適用されます。

4. 要介護状態の確認

処方せんには介護保険の要介護者等であること、また、介護保険の保険者番号、被保険者番号が記載されることはないようですが、したがって、介護報酬の請求に当たつて必要となる次の事項を「介護保険被保険者証」で確認します。

- | | |
|--------------|-----------|
| ① 保険者番号 | ④ 要介護状態区分 |
| ② 被保険者番号 | ⑤ 認定有効期間 |
| ③ 患者氏名及びふりがな | |

介護保険被保険者証 (一)		(二)		(三)		
有効期間	平成〇〇年〇〇月〇〇日	要介護状態区分	要介護〇	給付制限	内容	期間
被保険者番号	0000012345	認定年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日			
		認定の有効期限	平成〇〇～〇〇			
		居宅サービス	区分支給限度基準額			
		氏名				
被保険者	生年月日	うち種類支給限度基準額			居宅介護支援事業者及びその事業所の名称	
		交付年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日			
被保険者番号及び に保険者の名称 及び印	13〇〇〇〇 〇〇区	認定審査会の意見及びサービスの種類の指定			介護保険施設等	

軽度者（要支援1・要介護1）が増加している一方、軽度者に対するサービスが「状態の改善」につながっていないという現状の改善を目指し、平成18年4月の介護保険改定で介護予防サービスという新しいサービス区分が導入されました。このため、保険薬局が給付するサービスにも居宅療養管理指導費とは別に介護予防居宅療養管理指導費が設けられました。これはサービス区分のことであって、保険薬局が提供するサービス内容に違いはありません。

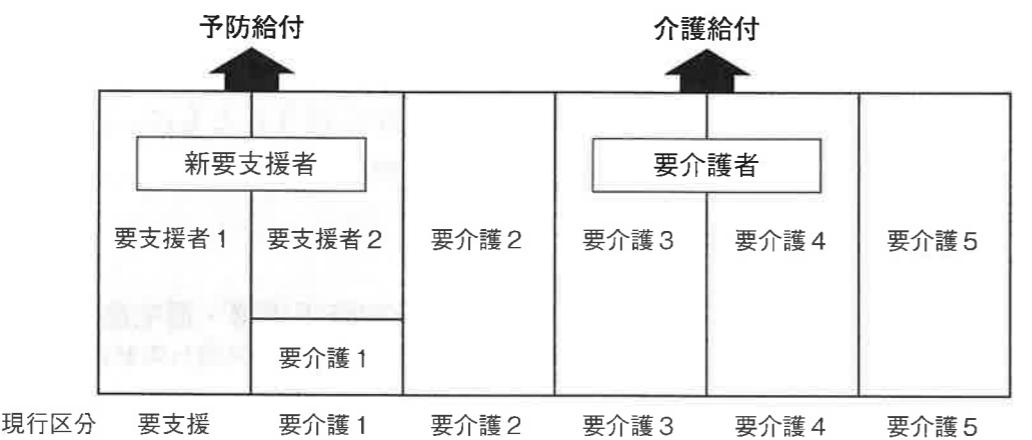
新予防給付の対象者

旧状態区分の「要支援」又は「要介護1」の方のうち、「新予防給付の適切な利用が見込まれない状態像」を有する方々を除いた方

図8-3 (旧) 軽度者の状態像の特性

状態区分	典型的な状態像	
要支援	○食事・着替え	→ほぼ自立
	○入浴・歩行	→ほぼ自立
	○起き上がり・立ち上がり・片足での立位 （つかまれば可能」「支えが必要）	→一部介助が必要
要介護1	○電話・服薬管理・金銭管理	→ほぼ自立
	○食事・着替え	→ほぼ自立
	○入浴・歩行 ○起き上がり・立ち上がり・片足での立位 （つかまれば可能」「支えが必要） ○電話・服薬管理・金銭管理	→一部介助が必要

図8-4 保険給付と要介護状態区分のイメージ



◆新予防給付の適切な利用が見込まれない状態像

- ①疾病や外傷等により心身の状態が安定していない方
- ②認知機能や思考、感情等の障害により、十分な説明を行ってもなお、新予防給付の利用に係る適切な理解が困難である状態
- ③その他、心身の状態は安定しているが、新予防給付の利用が困難な身体の状況にある状態

5. 居宅療養管理指導と介護支援専門員が作成する「介護サービス計画」及び支給限度額との関係

居宅療養管理指導は、介護支援専門員が作成する「介護サービス計画」に記載されなくとも、医師の処方せん等による指示で実施することができます。

また、被保険者の介護状態によって設定される「支給限度額」には含まれません。

参考：訪問ヘルパー等が行える医行為類似行為

医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について（通知）

（平成17年7月26日、医政発第0726005号）

医師、歯科医師、看護師等の免許を有さない者による医業（歯科医業を含む。以下同じ。）は、医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法31条その他の関係法規によって禁止されている。ここにいう「医業」とは、当該行為を行うに当たり、医師の医学的判断及び技術をもつてするのでなければ人体に危害を及ぼし、又は危害を及ぼすおそれのある行為（医行為）を、反復継続する意思をもって行うことであると解している。

ある行為が医行為であるか否かについては、個々の行為の態様に応じ個別具体的に判断する必要がある。しかし、近年の疾病構造の変化、国民の間の医療に関する知識の向上、医学・医療機器の進歩、医療・介護サービスの提供の在り方の変化などを背景に、高齢者介護や障害者介護の現場等において、医師、看護師等の免許を有さない者が業として行うことを禁止されている「医行為」の範囲が不必要に拡大解釈されているとの声も聞かれるところである。

このため、医療機関以外の高齢者介護・障害者の現場等において判断に疑義が生じることの多い行為であって原則として医行為でないと考えられるものを別紙の通り列挙したので、医師、看護師等の医療に関する免許を有しない者が行うことが適切か否か判断する際の参考とされたい。

なお、当然のこととして、これらの行為についても、高齢者介護や障害者介護の現場等において安全に行われるべきものであることを申し添える。

（別紙）

1. 水銀体温計・電子体温計により腋下で体温を計測すること、及び耳式電子体温計により外耳道で体温を測定すること
2. 自動血圧測定器により血圧を測定すること
3. 新生児以外の者であって入院治療の必要がないものに対して、動脈血酸素飽和度を測定するため、パルスオキシメータを装着すること
4. 軽微な切り傷、擦り傷、やけど等について、専門的な判断や技術を必要としない処置を行うこと（汚物で汚れたガーゼの交換を含む）
5. 患者の状態が以下の3条件を満たしていることを医師、歯科医師又は看護職員が確認し、これらの免許を有しない者による医薬品の使用の介助ができることを本人又は家族に伝えている場合に、事前の本人又は家族の具体的な依頼に基づき、医師の処方を受け、あらかじめ薬袋等により患者ごとに区分し授与された医薬品について、医師又は歯科医師の処方及び薬剤師の服薬指導の上、看護職員の保健指導・助言を遵守した医薬品の使用を介助すること。具体的には、皮膚への軟膏の塗布（縫瘍の処置を除く。）、皮膚への湿布の貼付、点眼薬の点眼、一包化された内服薬の内服（舌下錠の使用も含む）、肛門から坐薬挿入又は鼻腔粘膜への薬剤噴霧を介助すること

① 患者が入院・入所して治療する必要がなく容態が安定していること

② 副作用の危険性や投薬量の調整等のため、医師又は看護職員による連続的な容態の経過観

察が必要である場合でないこと

- (3) 内服薬については誤嚥の可能性、坐薬については肛門から出血の可能性など、当該医薬品の使用の方法そのものについて専門的な配慮が必要な場合でないこと

注1 以下に掲げる行為も、原則として、医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の規制の対象とする必要がないものであると考えられる。

① 爪そのものに異常がなく、爪の周囲の皮膚にも化膿や炎症がなく、かつ、糖尿病等の疾患に伴う専門的な管理が必要でない場合に、その爪を爪切りで切ること及び爪ヤスリでやすりがけすること

② 重度の歯周病等がない場合の日常的な口腔内の刷掃・清拭において、歯ブラシや綿棒又は巻き綿子などを用いて、歯、口腔粘膜、舌に付着している汚れを取り除き、清潔にすること

③ 耳垢を除去すること（耳垢塞栓の除去を除く）

④ ストマ装置のパウチにたまつた排泄物を捨てること（肌に接着したパウチの取り替えを除く。）

⑤ 自己導尿を補助するため、カテーテルの準備、体位の保持などを行うこと

⑥ 市販のディスポーザブルグリセリン浣腸器（※）を用いて浣腸すること

※挿入部の長さが5から6センチメートル程度以内、グリセリン濃度50%、成人用の場合40グラム程度以下、6歳から12歳未満の小児用の場合20グラム程度以下、1歳から6歳未満の幼児用の場合10グラム程度以下の容量のもの

注2 上記1から5まで及び注1に掲げる行為は、原則として医行為又は医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の規制の対象とする必要があるものでないと考えられるものであるが、病状が不安定であること等により専門的な管理が必要な場合には、医行為であるとされる場合もあり得る。このため、介護サービス事業者等はサービス担当者会議の開催時等に、必要に応じて、医師、歯科医師又は看護職員に対して、そうした専門的な管理が必要な状態であるかどうか確認することが考えられる。さらに、病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、医師、歯科医師又は看護職員に連絡を行う等の必要な措置を速やかに講じる必要がある。

また、上記1から3までに掲げる行為によって測定された数値を基に投薬の要否など医学的な判断を行うことは医行為であり、事前に示された数値の範囲外の異常値が測定された場合には医師、歯科医師又は看護職員に報告するべきものである。

注3 上記1から5まで及び注1に掲げる行為は原則として医行為又は医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の規制の対象とする必要があるものでないと考えられるものであるが、業として行う場合には実施者に対して一定の研修や訓練が行われることが望ましいことは当然であり、介護サービス等の場で就労する者の研修の必要性を否定するものではない。

また、介護サービスの事業者等は、事業遂行上、安全にこれらの行為が行われるよう監督することが求められる。

注4 今回の整理はあくまでも医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法等の解釈に関するもの

であり、事故が起きた場合の刑法、民法等の法律の規定による刑事上・民事上の責任は別途判断されるべきものである。

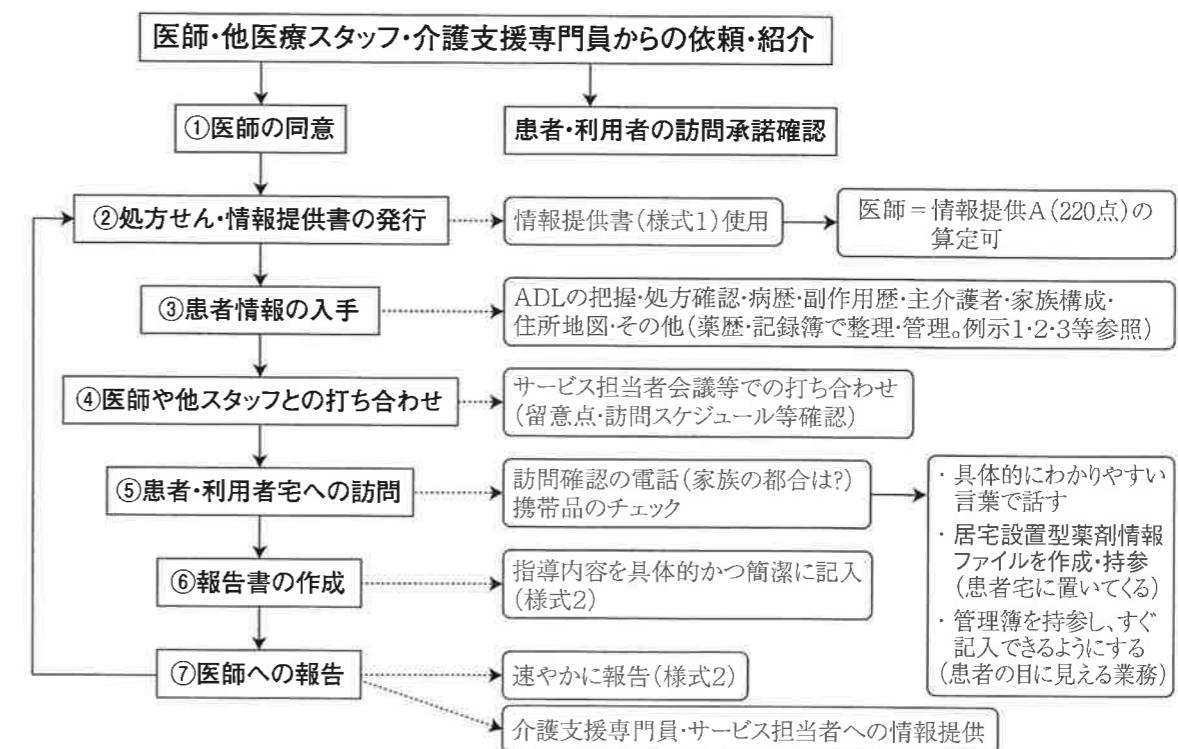
注5 上記1から5まで及び注1に掲げる行為について、看護職員による実施計画が立てられている場合は、具体的な手技や方法をその計画に基づいて行うとともに、その結果について報告、相談することにより密接な連携を図るべきである。上記5に掲げる医薬品の使用の介助が福祉施設等において行われる場合には、看護職員によって実施されることが望ましく、また、その配置がある場合には、その指導の下で実施されるべきである。

注6 上記4は、切り傷、擦り傷、やけど等に対する応急手当を行うことを否定するものではない。

6. 居宅療養管理指導業務の実際

居宅療養管理指導の対象は、病気治療のため服薬していることに加え、なんらかの介護を必要とする方です。したがって、服薬管理もADL（日常生活動作）、QOL（生活の質）、生活機能の維持や向上といった観点から行うとともに、多職種との連携も非常に重要となります。以下に一連の業務の流れを例示します。

図8-5 薬剤師の訪問薬剤管理指導・居宅療養管理指導業務の流れ
(日本薬剤師会:薬剤師の介護保険への参画一平成12年)



また、記録簿は医療保険の薬歴簿にかえて介護保険専用の記録簿を用意したほうが、全体管理がしやすくなります。会員の用に供するため、日本薬剤師会の「在宅服薬支援マニュアル」に収載されている“訪問薬剤指導記録簿”及び“薬学的管理指導計画書”を例示します。

日本薬剤師会：在宅服薬支援マニュアルより

訪問薬剤指導記録簿（例1）

初回作成日： 年 月 日		○○薬局		
利用者名		生年月日	年 月 日	性別 男・女
		住所	緊急連絡先 電話 ()	
主介護者 関係 ()		住所 電話	薬剤管理支援 有・無	
介護度		介護保険者番号	被保険者番号	
難病 他		医療保険者番号	被保険者番号	
病院名		担当医		
居宅支援事業所		担当ケアマネ		
身体状況		視力低下・聴力低下・麻痺あり()・認知低下・精神疾患あり・意思疎通可・不可		
介護状況		独居・家族同居(高齢者・Ⅱ世帯)・家族の介護力(良・不良・過重)		
日常生活自立度		障害度	自立・J1・J2・A1・A2・B1・B2・C1・C2	
		認知度	自立・I・Ⅱa・Ⅱb・Ⅲa・Ⅲb・Ⅳ・M	
その他のサービス利用状況		訪問介護		
		訪問看護		
		その他	通院時介助(あり・なし)	
初回訪問までの経緯				
初回訪問の状況				
訪問の目的				
注意事項(処方せんの流れ上の注意を含む)		訪問前のTEL(必要・不要)		
訪問開始時処方・他科受診・併用薬 及び主な処方変更				
訪問頻度		回(週・月)	曜	希望時間
				午前・午後 時頃

日本薬剤師会：在宅服薬支援マニュアルより

薬学的管理指導計画書（例1）		年 月分	薬局・薬歴保存用	
1部：薬歴簿保存、2部：主治医提出				
提出医療機関名：				
患者氏名：	訪問薬局：	薬局 店		
生年月日： 年 月 日	薬剤師氏名：			
訪問予定日		月 日()	月 日()	
		月 日()	月 日()	
項目	今月の重点項目	重点的にチェックする項目に○を付けています。	項目2、3、5について対象薬品名	効果の評価(／)
	1 服薬状況チェック(管理状況・服用状況等)			
	2 薬効説明			
	3 服用法・使用法の説明			
	4併用薬チェック			
	5 副作用・相互作用チェック			
	6 生活状況チェック(食事・睡眠等)			
	7 アレルギーチェック			
	8 介護状況チェック(おむつの使用状況等)			
その他特記事項				

薬学的管理指導計画書（例2）		
年 月 日作成		
作成者 ○○薬局 薬剤師氏名：		
年 月 分	患者氏名	年 月 日生(歳)
訪問回数	2週間毎 1週間毎 1ヶ月毎 ○曜日訪問	その他()
医師からの情報 (診断名) (既往歴)		
患者の心身の特性		
注目すべき点 問題・課題など	(管理方法・副作用・ADLへの影響・相互作用等)	
今月行った主な指導内容(確認項目・指導項目)		
計画に加味すべき追加・変更項目⇒次回に反映させる。		

日本薬剤師会：在宅服薬支援マニュアルより

訪問薬剤管理指導記録簿（例1・2）、薬学的管理指導計画書（例1・2）は、“日本薬剤師会ホームページ／会員向け情報／介護保険関連情報／在宅医療における薬剤師向け支援ツール「在宅服薬支援マニュアル」について”から入手できます。

2. 居宅療養管理指導の調剤報酬

1. 居宅療養管理指導の調剤報酬単価

介護報酬は「点数」ではなく全てのサービスにおいて「単位」という概念が採用されています。この「単位」は全国一律に設定されていますが、人件費等の地域差を報酬に反映させるため地域ごとに1単位当たりの単価を定め、介護報酬は「単位数」×「地域単価(10円～10.72円)」で算定されています。ただし、“居宅療養管理指導費”など医療系の居宅サービス費単位は全国一律の10円となっています。

厚生労働大臣が定める1単位の単価(抄)

(平成18年3月30日、厚生省告示第194号)

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年2月、厚生省告示第19号)、(中略) 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第127号)の規定に基づき、厚生労働大臣が定める1単位の単価(平成12年厚生省告示第22号)を次のように改正し、平成18年4月1日から適用する。

注：1単位の単価は、10円に次の表の上欄に掲げる介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービスを行う事業所が所在する地域区分及び同表の中欄に掲げるサービスの種類に応じて同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。

地域区分	居宅療養管理指導及び 介護予防居宅療養管理指導の割合	訪問介護の割合(例示)
特別区	千分の千	千分の千七十二
特甲地	千分の千	千分の千四十
甲 地	千分の千	千分の千二十四
乙 地	千分の千	千分の千十二
その他	千分の千	千分の千

注) 大まかに「特別区」は東京都区部、「特甲地」は東京都の市部及び大都市及びその近隣市、「甲地」は大都市周辺市、「乙地」は地方の中心都市、「その他」は上記以外の地域と理解してください。

2. 一部負担金の徴収

○介護保険では年齢に関係なく保険給付は9割で、サービス利用者は費用の1割を負担します。



なお、領収書は医療保険と介護保険のそれぞれで発行します。領収書の標準様式については医療保険では示されています（100ページ参照）が、介護保険では示されておりません。したがって、介護保険の一部負担金であることが明確に分かるよう下記のような領収書を発行しましょう。



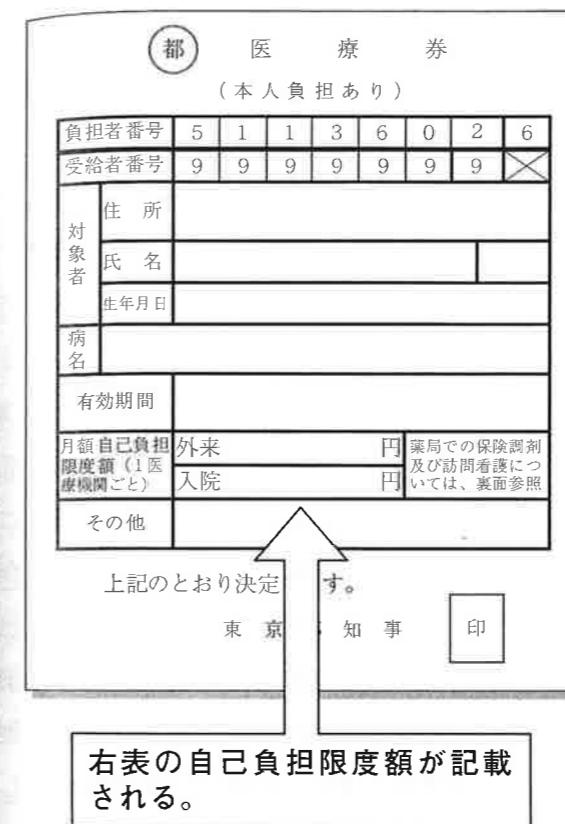
3. 一部負担金の徴収と居宅療養管理指導に適用される公費負担医療

居宅療養管理指導に適用される公費負担医療は次の3つに限られ、自立支援法（法別番号15、16、21）や東京都心障者医療費助成制度（法別番号80）、感染症の結核適正医療（法別番号10）などは介護保険には適用されません。

- ① 原爆（一般疾病）=法別番号19 は一部負担金なし
- ② 特定疾患治療及び先天性血液凝固障害等
51136026（一般） は限度額まで一部負担あり
51136018（重症者） は一部負担金なし
- ③ 生保（介護扶助）=法別番号12 は一部負担金なし

【51136026が併用された場合の一部負担金の徴収】

介護保険と併用される場合は、医療券の月額自己負担限度額欄に記載された額まで一部負担金を徴収します。したがって、居宅療養管理指導費1回の一部負担金は1割（加算がない場合500円又は300円）なので、公費負担医療が意味をなさない場合がほとんどとなります。



5.1 一部負担額の限度額表（月額）

階層区分	対象者別の一部負担額の月額限度額		
	生計中心者が患者本人以外の場合		生計中心者が患者本人の場合
	入院	外来	
A 生計中心者の市町村民税が非課税の場合	0	0	0
B 生計中心者の前年の所得税が非課税の場合	4,500	2,250	
C 生計中心者の前年の所得税課税額が5,000円以下の場合	6,900	3,450	
D 生計中心者の前年の所得税課税額が5,001円以上15,000円以下の場合	8,500	4,250	
E 生計中心者の前年の所得税課税額が15,001円以上40,000円以下の場合	11,000	5,500	
F 生計中心者の前年の所得税課税額が40,001円以上70,000円以下の場合	18,700	9,350	
G 生計中心者の前年の所得税課税額が70,001円以上の場合	23,100	11,500	

左欄により算出した額の2分の1に該当する額

4. 居宅療養管理指導費単位表と実施上の留意事項

居宅療養管理指導費の調剤報酬は「指定居宅サービス介護給付費単位数表（平成18年）」で定められています。なお、介護報酬の大改定は3年に1回とされているため、平成20年度中は医療保険と介護保険で調剤報酬に異なりが生じています。

指定居宅サービス介護給付費単位数表

(最終改正：平成20年4月10日、厚生労働省告示第262号 ただし居宅療養管理指導費部分は平成18年4月より不变)

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準	算定要件（厚労省老健局老人保健課長通知）
1 指定居宅サービスに要する費用の額は、別表指定居宅サービス介護給付単位数表により算定するものとする。	6の(2) 薬剤師が行う居宅療養管理指導について
2 指定居宅サービスに要する費用の額は、別に厚生労働大臣が定める1単位の単価に別表に定める単位数を乗じて算定するものとする。	<p>① 薬剤師が行う居宅療養管理指導については、医師又は歯科医師の指示に基づき、薬剤師が薬学的管理指導計画を策定し、また、医療機関の薬剤師が行う場合にあっては、医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の居宅を訪問して、薬歴管理、服薬指導、薬剤服用状況及び薬剤保管状況の確認等の薬学的管理指導を行い、提供した居宅療養管理指導の内容について、<u>利用者又はその家族等に対して積極的に文書等にて提供するよう努め、速やかに記録</u>（薬局の薬剤師にあっては、薬剤服用歴の記録、医療機関の薬剤師にあっては、薬剤管理指導記録）を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告することとする。また、必要に応じて、<u>指定居宅介護支援事業者等に対して情報提供するよう努めることとする</u>。薬局薬剤師にあっては当該居宅療養管理指導の指示を行った医師に対し訪問結果について必要な情報提供を文書で行うこととする。また、<u>提供した文書等の写しがある場合は、記録に添付する等により保存することとする</u>。</p> <p>なお、請求明細書の摘要欄に訪問日を記入することとする。</p> <p>② 薬局薬剤師の策定する「薬学的管理指導計画」は処方医から提供された<u>医師・歯科医師の居宅療養管理指導における情報提供等</u>に基づき、又は必要に応じ処方医と相談しながら、利用者の心身の特性及び処方薬剤を踏まえ策定されるものであり、薬剤の管理方法、処方薬剤の副作用、相互作用等を確認した上、実施すべき指導の内容、利用者宅への訪問回数、訪問間隔等を記載する。</p> <p>策定した薬学的管理指導計画書は、薬剤服用歴の記録等に添付する等の方法により保存する。</p> <p>原則として、利用者の居宅を訪問する前に策定する。訪問後、必要に応じ新たに得られた利用者の情報を踏</p>
別表 指定居宅サービス介護給付費単位数表	
5 居宅療養管理指導費	
□ 薬剤師が行う場合	
(1)病院又は診療所の薬剤師が行う場合	
(一) 月の1回目又は2回目の算定の場合	550単位
(二) 月の3回目以降の算定の場合	300単位
(2)薬局の薬剤師が行う場合	
(一) 月の1回目の算定の場合	500単位
(二) 月の2回目以降の算定の場合	300単位
注1 通院が困難な利用者に対して、指定居宅療養管理指導事業所の薬剤師が、医師又は歯科医師の指示（薬局の薬剤師にあっては、医師又は歯科医師の指示に基づき、当該薬剤師が策定した薬学的管理指導計画）に基づき、当該利用者の居宅を訪問し、薬学的な管理指導を行った場合に、1月に2回	

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準	算定要件（厚労省老健局老人保健課長通知）
	<p>(薬局の薬剤師にあっては4回)を限度として算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める者に対して、当該利用者の居宅を訪問し、薬学的な管理指導を行った場合には、(1)(二)又は(2)(二)の場合について、1週に2回、かつ、1月に8回を限度として算定する。</p> <p>※ 別に厚生労働大臣が定める者とは次のとおり。 ○がん末期の患者</p> <p>注2 居宅において疼痛緩和のために別に厚生労働大臣が定める特別な投薬が行われている利用者に対して、当該薬剤の使用に関する必要な薬学的管理指導を行った場合は、1回につき100単位を所定単位に加算する。</p> <p>(厚生労働大臣が定める特別な投薬：麻薬を含む投薬)</p>
	<p>まあ計画の見直しを行う。少なくとも1月に1回は見直しを行うほか、処方薬剤の変更があった場合にも適宜見直しを行うこと。</p> <p>③ 居宅療養管理指導費を月2回以上算定する場合（がん末期患者に対するものを除く。）にあっては、算定する間隔は6日以上とする。がん末期患者については、週2回かつ月8回に限り算定できる。</p> <p>④ 居宅療養管理指導を行った場合には、薬局薬剤師にあっては、薬剤服用歴の記録に、少なくとも以下のア～ツについて記載しなければならない。</p> <p>ア 利用者の氏名、生年月日、性別、介護保険の被保険者証の番号、住所、必要に応じ緊急時の連絡先等の利用者についての記録</p> <p>イ 処方した医療機関名及び処方医氏名、処方日、処方内容等の処方についての記録</p> <p>ウ 調剤日、処方内容に関する照会の要点等の調剤についての記録</p> <p>エ 利用者の体質、アレルギー歴、副作用歴等の利用者についての情報の記録</p> <p>オ 利用者又はその家族等からの相談事項の要点</p> <p>カ 服薬状況</p> <p>キ 利用者の服薬中の体調の変化</p> <p>ク 併用薬（一般用医薬品を含む。）の情報</p> <p>ケ 合併症の情報</p> <p>コ 他科受診の有無</p> <p>サ 副作用が疑われる症状の有無</p> <p>シ 飲食物（現に利用者が服用している薬剤との相互作用が認められているものに限る。）の摂取状況等</p> <p>ス 指導した薬剤師の氏名</p> <p>セ 訪問の実施日、訪問した薬剤師の氏名</p> <p>ソ 処方医から提供された情報の要点</p> <p>タ 訪問に際して実施した薬学的管理の内容（薬剤の保管状況、服薬状況、投薬後の併用薬剤、投薬後の併診、</p>

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準	算定要件（厚労省老健局老人保健課長通知）	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準	算定要件（厚労省老健局老人保健課長通知）
<p>副作用、重複作用、相互作用の確認等)</p> <p>チ 訪問に際して行った指導の要点</p> <p>ツ 処方医に対して提供した訪問結果に関する情報の要点</p> <p>⑤ 居宅療養管理指導を行った場合には、医療機関の薬剤師にあっては薬剤管理指導記録に、少なくとも以下のア～カについて記載しなければならない。</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>⑥ 居宅療養管理指導を算定している利用者に投薬された医薬品について、医療機関又は薬局の薬剤師が以下の情報を知ったときは、原則として当該薬剤師は、速やかに当該利用者の主治医に対し、当該情報を文書により提供するものとする。</p> <p>ア 医薬品緊急安全性情報</p> <p>イ 医薬品等安全性情報</p> <p>⑦ 現に他の医療機関又は薬局の薬剤師が居宅療養管理指導を行っている場合は、居宅療養管理指導費は算定しない。</p> <p>⑧ 居宅において疼痛緩和のために厚生労働大臣が別に定める特別な薬剤（以下「麻薬」という。）は、「麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第2条第1項に規定する麻薬」のうち、使用薬剤の購入価格（薬価基準）（平成14年厚生労働省告示第87号）に収載されている医薬品であり、以降、改定がなされた際には、改定後の最新の薬価基準に収載されているものを意味する。</p> <p>⑨ 麻薬管理指導加算は、麻薬の投薬が行われている利用者に対して、麻薬の服用及び保管取扱い上の注意事項等に関し必要な指導を行うとともに、麻薬による鎮痛効果や副作用の有無の確認を行った場合に算定する。なお、薬局薬剤師にあっては、処方せん発行医に対して必要な情報提供を行うことが必要である。</p> <p>⑩ 麻薬管理指導加算を算定する場合にあっては、薬局薬剤師にあっては薬剤服用歴の記録に④の記載事項に加え</p>	<p>て、少なくとも次の事項について記載されていなければならない。</p> <p>ア 訪問に際して実施した麻薬に係る薬学的管理の内容（麻薬の保管管理状況、服薬状況、麻薬注射剤等の併用薬剤、疼痛緩和の状況、麻薬の継続又は增量投与による副作用の有無などの確認等）</p> <p>イ 訪問に際して行った患者又は家族への指導の要点（麻薬に係る服薬指導、保管管理の指導等）</p> <p>ウ 処方医に対して提供した訪問結果に関する情報（麻薬の服薬状況、疼痛緩和及び副作用の状況、服薬指導の内容等に関する事項を含む。）の要点</p> <p>エ 利用者又は家族から返納された麻薬の廃棄に関する事項（都道府県知事に届け出た麻薬廃棄届の写しを薬剤服用歴の記録に添付することで差し支えない。）</p> <p>⑪ 麻薬管理指導加算を算定する場合にあっては、医療機関の薬剤師にあっては薬剤管理記録に⑤の記載事項に加えて、少なくとの次の事項について記載されていなければならない。</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>⑫ 医師又は歯科医師は、薬剤師への指示事項及び実施後の薬剤師からの報告による留意事項を記載する。なお、当該記載事項については、医療保険の診療録に記載することとしてもよいが、下線又は枠で囲う等により、他の記載と区別できるようにすることとする。また、薬局薬剤師による訪問結果についての必要な情報提供についての文書は、診療録に添付する等により保存することとする。</p>		

5. 介護予防居宅療養管理指導費の単位数と実施上の留意事項

介護サービスの体系上は「介護予防サービス」と「居宅サービス」は別のサービスと位置付けられています。このため、指定介護予防サービス介護給付費単位数表に介護予防居宅療養管理指導費が独立項目として設定されています。ただし、単位数並びに算定要件は居宅療養管理指導と全く同じです。

指定介護予防サービス介護給付費単位数表

(最終改正:平成20年4月10日、厚生労働省告示第263号 ただし介護予防居宅療養管理指導費部分は平成18年4月より不变)

指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準	算定要件 (厚労省老健局老人保健課長通知)
別表 指定介護予防サービス介護給付費単位数表	(編者注) 下記の左欄を右欄と読み替える以外は、指定居宅サービス給付費単位表の居宅療養管理指導の算定要件と同じ。 記 居宅療養管理指導⇒介護予防居宅療養管理指導 居宅療養管理指導費⇒介護予防居宅療養管理指導費 指定介護支援事業者⇒指定介護予防支援事業者
5 介護予防居宅療養管理指導費 □ 薬剤師が行う場合 (1)病院又は診療所の薬剤師が行う場合 (一) 月の1回目又は2回目の算定の場合 場合 550単位 (二) 月の3回目以降の算定の場合 300単位 (2)薬局の薬剤師が行う場合 (一) 月の1回目の算定の場合 500単位 (二) 月の2回目以降の算定の場合 300単位	
注1 通院が困難な利用者に対して、指定介護予防居宅療養管理指導事業所の薬剤師が、医師又は歯科医師の指示（薬局の薬剤師にあっては、医師又は歯科医師の指示に基づき、当該薬剤師が策定した薬学的管理指導計画）に基づき、当該利用者の居宅を訪問し、薬学的な管理指導を行った場合に、1月	

指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準	算定要件 (厚労省老健局老人保健課長通知)
	<p>に2回（薬局の薬剤師にあっては4回）を限度として算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める者に対して、当該利用者の居宅を訪問し、薬学的な管理指導を行った場合は、(1) (2) 又は(2)(二)の場合について、1週に2回、かつ、1月に8回を限度として算定する。</p> <p>※ 別に厚生労働大臣が定める者とは次のとおり。 ○がん末期の患者</p> <p>注2 居宅において疼痛緩和のために別に厚生労働大臣が定める特別な投薬が行われている利用者に対して、当該薬剤の使用に関する必要な薬学的管理指導を行った場合は、1回につき100単位を所定単位に加算する。</p> <p>(厚生労働大臣が定める特別な投薬：麻薬を含む投薬)</p>

3. 居宅療養管理指導費の請求実務

介護給付費の審査・支払いは東京都国民健康保険団体連合会が担当しています。

また、介護報酬の請求は、①伝送（請求・通信ソフト）又は②磁気媒体（フロッピーディスクなど）による請求が原則ですが、③帳票（請求書・明細書）によっても請求できます。

伝送による場合はISDN回線の敷設と請求・通信ソフトを購入し、東京都国保連合会に登録することが必要です。

ソフト内容の詳細は国民健康保険中央会ホームページ（<http://www.kokuho.or.jp>）で、購入申し込みは国保中央会介護伝送ソフト受付センター（FAX3556-5387）へ。

なお、伝送も帳票提出の場合も、請求書・明細書の記載方法は基本的に同じです。

1. 振込み銀行

調剤報酬の振込み銀行と同じでよければ、届け出る必要はありません。

2. 請求書提出日

同一月に居宅療養管理指導を実施した同一患者ごとに1枚の居宅サービス介護給付費明細書を作成し、全明細書を合計した介護給付費請求書に添付して、翌月の10日までに請求します。

3. 介護給付費請求書の記載方法

1) 請求年月欄

請求対象のサービス提供年月を記載します。なお、介護給付費請求書は、返戻分の再請求分がある場合、別途サービス提供月ごとに作成します。

2) 保険者（別記）欄

記載を省略して差し支えありません。

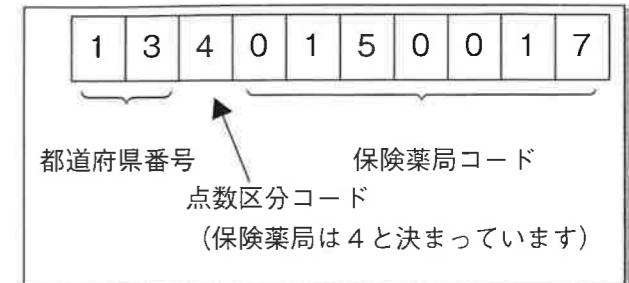
3) 請求年月日欄

請求する日の年月日を記載します。

4) 事業所番号欄

保険薬局の事業所番号は、都道府県番号、

点数区分コード、保険薬局コードで構成されています。



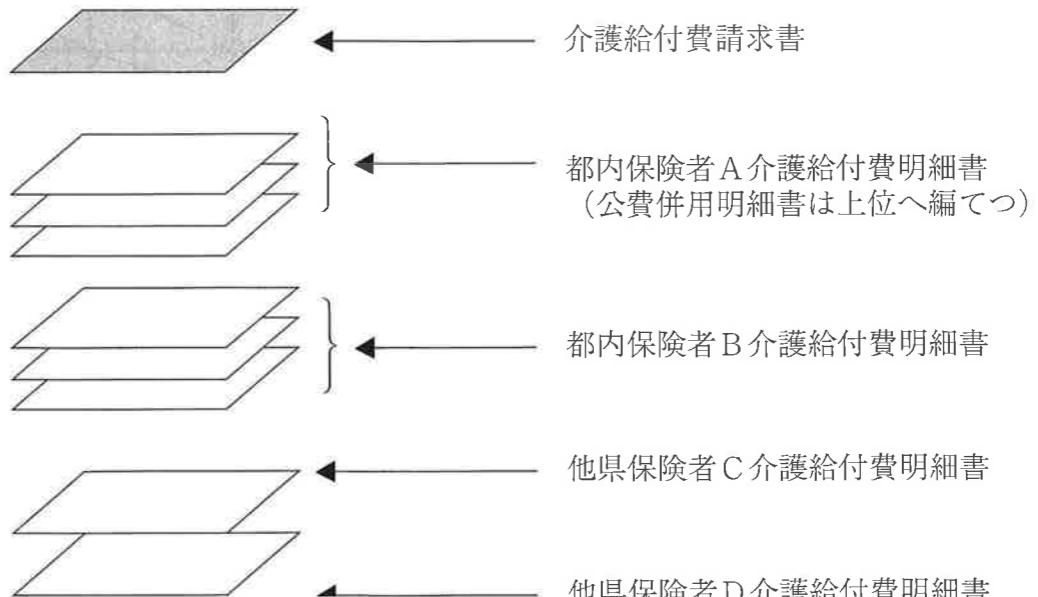
5) 請求事業所の名称、所在地、連絡先欄

指定時に届け出た事業所名、所在地（実際には保険薬局指定時の地方厚生局長への届出）及び連絡先電話番号を記載します。

6) 請求書の集計方法

- (1)薬局が行う居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導費は、「居宅サービス・施設サービス・介護予防サービス」の区分に記載します。
- (2)「保険請求」の件数・単位数欄には、全明細書を合計して記載します。費用合計、保険請求額、公費請求額、利用者負担額は金額（円）を合計して記載します。
- (3)公費適用がある場合、その分について「公費請求」の「居宅サービス・施設サービス・介護予防サービス」区分に件数、単位数、費用合計、公費請求額を合計して記載します。
- (4)合計欄に再掲します。

7) 請求書・明細書の編てつ方法



(居宅サービス介護給付費明細書、介護予防サービス介護給付費明細書ごとに区分して上記順に編てつします)

様式第一（附則第二条関係）

平成	2	0	年	1	0	月分				
介護給付費請求書						(7111)				
保険者 (別記) 殿 下記のとおり請求します。										
平成18年11月6日										
事業所番号 1 3 4 0 1 5 0 0 0 1 7										
名 称 神田みやこ薬局										
請求事業所 所在地 〒 1 0 1 - 0 0 5 4 千代田区神田錦町1-21										
連絡先 03-3294-0271										
保険請求（1）										
区分	サービス費用					特定入所者介護サービス費等				
	件数	単位数 ・点数	費用 合計	保険 請求額	公費 請求額	利用者 負担	件数	費用 合計	利用者 負担	公費 請求額
居宅・施設サービス 介護予防サービス 地域密着型サービス等	2	1600	16000	14400		1600				
居宅介護支援・ 介護予防支援										
合 計	2	1600	16000	14400		1600				
公費請求（2）										
区分	サービス費用				特定入所者介護サービス費等					
	件数	単位数 ・点数	費用 合計	公費 請求額	件数	費用 合計	公費 請求額			
12 生保 居宅・施設サービス 介護予防サービス 地域密着型サービス等										
12 生保 居宅介護支援・ 介護予防支援										
10 結核 34条										
11 結核 35条										
21 障自・通院医療										
15 障自・更生医療										
19 原爆・一般										
51 特定疾患等 治療研究										
57 障害者・支援措置（経過措置）										
81 被爆者助成										
86 被爆体験者										
87 有機ヒ素・緊急措置										
88 水俣病総合対策 メチル水銀										
66 石綿・救済措置										
58 障害者・支援措置（全額免除）										
合 計										

4. 居宅サービス介護給付費明細書の記載方法

1) 公費負担者番号欄

介護保険にも公費負担制度があります。

ただし、医療保険のように数は多くなく、右表の公費負担医療制度に限られます。該当する場合は、処方せんに記載してある公費負担者番号を記載します。なお、精神通院（21）、更正医療（15）、結核（一般－10）及び東京都負担医療の心障者（80）等は介護保険との併用はありません。

①原爆（一般疾病）－法別番号19
②特定疾病治療及び先天性血液凝固障害等－同51136026（一般）は限度額まで一部負担あり 同51136018（重症）は一部負担金なし
③生保（介護扶助）－同12

2) 被保険者欄（保険者番号、被保険者番号、生年月日、要介護状態区分、認定有効期間）

これらは、被保険者証（525ページ参照）に記載されています。必ず確認して記載します。

3) 事業者欄

介護給付費請求書に準じて記載します。

4) 居宅サービス計画欄

居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の場合は記入しません。

5) 開始年月日及び中止理由欄

(1)開始年月日は、当該月から居宅療養管理指導サービスの提供を開始した場合、最初のサービス提供日を記載します。前月から継続している場合は記載しません。

(2)中止年月日は、当該月中にサービスの提供を中止した場合に、最後にサービスを提供了した日を記載します。居宅療養管理指導サービスを翌月も継続して提供する場合は記載しません。

(3)中止理由は、中止することとなった場合、その理由を該当するものから選択します。

6) 給付費明細欄

(1)サービス内容、サービスコード、単位数は次により記載します。

[介護給付]

サービス内容略称	サービスコード		単位数	備 考
	種類	項目		
薬剤師居宅療養Ⅱ1	31	1223	500	月の1回目
薬剤師居宅療養Ⅱ1・特薬	31	1224	600	月の1回目 + 特別な投薬
薬剤師居宅療養Ⅱ2	31	1225	300	がん末期の患者以外の月の2回目以降
薬剤師居宅療養Ⅱ2・特薬	31	1226	400	がん末期の患者以外の月の2回目以降 + 特別な投薬
薬剤師居宅療養Ⅱ3	31	1253	300	がん末期の患者の月の2回目以降
薬剤師居宅療養Ⅱ3・特薬	31	1254	400	がん末期の患者の月の2回目以降 + 特別な投薬

[予防給付]

サービス内容略称	サービスコード		単位数	備 考
	種類	項目		
予防薬剤師居宅療養Ⅱ1	34	1223	500	月の1回目
予防薬剤師居宅療養Ⅱ1・特薬	34	1224	600	月の1回目+特別な投薬
予防薬剤師居宅療養Ⅱ2	34	1225	300	がん末期の患者以外の月の2回目以降
予防薬剤師居宅療養Ⅱ2・特薬	34	1226	400	がん末期の患者以外の月の2回目以降 +特別な投薬
予防薬剤師居宅療養Ⅱ3	34	1253	300	がん末期の患者の月の2回目以降
予防薬剤師居宅療養Ⅱ3・特薬	34	1254	400	がん末期の患者の月の2回目以降 +特別な投薬

(2)回数、サービス単位数は、提供したサービスの回数及び合計単位数を記載します。

(3)公費分回数及び公費対象単位数は、適用となる回数及び単位数を記載します

(4)摘要欄には、訪問して居宅療養管理指導サービスを提供した日を記載します。

(明細書様式) 様式第二 識別番号7131

要介護 状態区分	経過的要介護・要介護1・2・3・④・5
-------------	---------------------

給付費明細欄	サービス内容	サービスコード		単位数	回数	サービス単位数	公費分回数	公費対象単位数	摘要			
		3	1									
	薬剤師居宅療養Ⅱ1	3	1	1	2	2	3	500	1	500		4
	薬剤師居宅療養Ⅱ2	3	1	1	2	2	5	300	2	600		11,18
	薬剤師居宅療養Ⅱ1・特薬	3	1	1	2	2	4	600	1	600		2
	薬剤師居宅療養Ⅱ3・特薬	3	1	1	2	5	4	400	6	2400		11,13,18,20,25,27

薬局の薬剤師が行う場合、別に厚生労働大臣が定める者（がん末期患者）に対して、居宅を訪問し薬学的管理指導を行った場合、2回目以降の算定の場合については1週に2回、かつ、1月に8回を限度として算定する。

【記入に際しての注意点】

- ①薬剤師の居宅療養管理指導費を月2回以上算定する場合、算定日は6日以上の間隔をあけて算定します。（がん末期患者を除く）
- ②摘要欄の算定日は半角英数文字のみを使用し、左詰めで記載をしてください。
- ③要介護状態区分欄の要介護度を○で囲む際、他の数字と重ならないよう記入してください。
- ④改正前の要支援者が次回要介護認定の更新がされるまでの間、「経過的要介護者」として給付されます。
この場合、要介護認定の有効期間を確認のうえ、経過的要介護者を○で囲みます。

【介護予防居宅療養管理指導】

(明細書様式) 様式第二の二 識別番号7132

要支援 状態区分	要支援1・要支援2
-------------	-----------

※介護予防居宅療養管理指導費を請求する際の明細書欄記載イメージは介護給付のイメージと同様。ただし、介護予防のサービスコード種類は介護給付のサービスコード種類と異なりますのでサービスコード表にてご確認願います。

7) 請求額欄

- ①サービス種類・コード／②名称欄には、サービスコード「31又は34」と「居宅療養管理又は予防居宅療養管理」と記載します。
- ③サービス実日数欄には、居宅療養管理指導サービスを提供した日数を記載します。
- ④計画単位数・⑤限度額管理対象点数・⑥限度額対象外単位数欄には、居宅療養管理指導の場合は記載しません。
- ⑦給付単位数欄には、給付費明細書欄の各行に記載した単位数の合計を記載します（居宅療養管理指導は区分限度管理対象外であるため全合計点数を記載します）。
- ⑧公費分単位数欄には、公費がある場合に、その合計単位数を記載します。
- ⑨単位数単価欄には、居宅療養管理指導の1単位当たり単価である「10▲00」円を記載します。
- ⑩保険請求額欄には、⑦給付単位数に⑨単位数単価を乗じた金額に、保険給付率を乗じた金額を記載します。
- ⑪利用者負担額欄には、徴収した患者負担額を記載します。
- ⑫公費請求額欄には、公費給付率から保険給付率を差し引いた実際に公費負担医療等が負担する金額を記載します。
- ⑬公費負担医療等に本人負担額がある場合に、その金額を記載します。
- ⑭給付率欄には、被保険者証等を参考にして介護給付費の基準額に対し保険給付を行う率を百分率で記載します（通常90）。
- ⑮公費負担医療等の給付を行う率を百分率で記載します（たとえば、生保の介護扶助であれば100）。
- ⑯合計欄には、⑩保険請求額、⑪利用者負担額、⑫公費請求額、⑬公費本人負担額の各欄に対応する金額を再掲します。

5. 請求書の提出先

伝送、磁気媒体、帳票（紙請求書）のいずれの場合も、翌月の10日までに下記へ送付します。

〒102-0072 千代田区飯田橋3-5-1

東京区政会館11階

東京都国民健康保険団体連合会介護福祉課

TEL: 03-6238-0207

様式第二（附則第二条関係）

居宅サービス・地域密着型サービス介護給付費明細書 (7131)
 (訪問介護・訪問入浴介護・訪問看護・訪問リハ・居宅療養管理指導・通所介護・通所リハ・福祉用具貸与・
 夜間対応型訪問介護・認知症対応型通所介護・小規模多機能型居宅介護)

公費負担者番号							平成 20年 10月分			
公費受給者番号							保険者番号 1310111			
被 保 険 者	被保険者番号	00000123456	事業所番号	13401500017						
	(姓)	スズキ タロウ								
	氏名	鈴木 太郎								
	生年月日	1.明治 2.大正 3.昭和 6年 1月 13日	性別	1.男 2.女						
	要介護状態区分	経過的要介護・要介護 1 2·3·4·5								
	認定有効期間	平成 20年 1月 1日 から 平成 21年 3月 31日 まで	連絡先	電話番号 03-3294-0271						
居宅 サービス 計画	1. 居宅介護支援事業者作成 2. 被保険者自己作成									
	事業所番号	事業所名称								
開始年月日	平成 年 月 日	中止年月日	平成 年 月 日							
中止理由	1.非該当 3.医療機関入院 4.死亡 5.その他 6.介護老人福祉施設入所 7.介護老人保健施設入所 8.介護療養型医療施設入院									
給付費明細欄	サービス内容		サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	公費分回数	公費対象単位数	摘要	
	薬剤師居宅療養Ⅰ		311223	500	1	500			7日	
	薬剤師居宅療養Ⅱ		311225	300	1	300			21日	
請求額集計欄	①サービス種類コード ②名称	3 1	居宅療養管理						給付率 (/100)	
	③サービス実日数	2	日		日		日			
	④計画単位数									
	⑤限度額管理対象単位数									
	⑥限度額管理対象外単位数									
	⑦給付単位数 (④⑤のうち少ない数) +⑥	8 0 0								
	⑧公費分単位数									
	⑨単位数単価	1 0 0 0	円/単位	▲	円/単位	▲	円/単位	▲		合計
	⑩保険請求額	7 2 0 0		▲		▲		▲		7 2 0 0
	⑪利用者負担額	8 0 0								8 0 0
	⑫公費請求額									
	⑬公費分本人負担									
	社会福祉法人等による軽減欄	軽減率	▲	%	受領すべき利用者負担の総額 (円)	軽減額 (円)	軽減後利用者負担額 (円)	備考		
11 訪問介護										
15 通所介護										
71 夜間対応型訪問介護										
72 認知症対応型通所介護										
73 小規模多機能型居宅介護										

1 枚中 1 枚目

様式第二の二（附則第二条関係）

介護予防サービス・地域密着型介護予防サービス介護給付費明細書 (7132)
 (介護予防訪問介護・介護予防訪問入浴介護・介護予防訪問看護・介護予防訪問リハ・介護予防居宅療養管理指導・介護予防通所介護・
 介護予防通所リハ・介護予防福祉用具貸与・介護予防認知症対応型通所介護・介護予防小規模多機能型居宅介護)

公費負担者番号							平成 20年 10月分			
公費受給者番号							保険者番号 1310111			
被 保 険 者	被保険者番号	0000987654	事業所番号	13401500017						
	(姓)	サトウ トミコ								
	氏名	佐藤 登美子								
	生年月日	1.明治 2.大正 3.昭和 4年 6月 22日	性別	1.男 2.女						
	要支援状態区分	要支援1・要支援2								
	認定有効期間	平成 20年 7月 1日 から 平成 20年 12月 31日 まで	連絡先	電話番号 03-3294-0271						
介護予防サービス計画	2. 被保険者自己作成			3. 介護予防支援事業者作成						
	事業所番号	事業所名称								
開始年月日	平成 年 月 日	中止年月日	平成 年 月 日							
中止理由	1.非該当 3.医療機関入院 4.死亡 5.その他 6.介護老人福祉施設入所 7.介護老人保健施設入所 8.介護療養型医療施設入院									
給付費明細欄	サービス内容		サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	公費分回数	公費対象単位数	摘要	
	予防薬剤師居宅療養Ⅰ		341223	500	1	500			6日	
	予防薬剤師居宅療養Ⅱ		341225	300	1	300			20日	
請求額集計欄	①サービス種類コード ②名称	3 4	予防居宅療養管理						給付率 (/100)	
	③サービス実日数	2	日		日		日			
	④計画単位数									
	⑤限度額管理対象単位数									
	⑥限度額管理対象外単位数									
	⑦給付単位数 (④⑤のうち少ない数) +⑥	8 0 0								
	⑧公費分単位数									
	⑨単位数単価	1 0 0 0	円/単位	▲	円/単位	▲	円/単位	▲		合計
	⑩保険請求額	7 2 0 0		▲		▲		▲		7 2 0 0
	⑪利用者負担額	8 0 0								8 0 0
	⑫公費請求額									
	⑬公費分本人負担									
	社会福祉法人等による軽減欄	軽減率	▲	%	受領すべき利用者負担の総額 (円)	軽減額 (円)	軽減後利用者負担額 (円)	備考		
61 介護予防訪問介護										
65 介護予防通所介護										
74 介護予防認知症対応型通所介護										
75 介護予防小規模多機能型居宅介護										

1 枚中 1 枚目

福祉事務所一覧表（3）

市 部

郵便番号	福祉事務所名	公費負担者番号	所 在 地	電 話	最 寄 駅
192-8501	八王子市福祉事務所 ②	12134011	八王子市元本郷町3-24-1	042(626)3111代	J R 中央線 八王子
		12134029			
190-0022	立川市 〃	12134110	立川市錦町3-2-26	042(523)2111代	〃 立 川
		12134128			
180-8777	武藏野市 三鷹市	12134219	武藏野市緑町2-2-28	0422(51)5131	〃 三 鷹
181-8555		12134318	三鷹市野崎1-1-1	0422(45)1151代	〃 〃
198-8701	青梅市 府中市	12134326			
183-8703		12134417	青梅市東青梅1-11-1	0428(22)1111代	J R 青梅線 東青梅
	府中市 ②	12134516	府中市宮西町2-24	042(364)4111代	J R 王線 府中
		12134524			
196-8511	昭島市 調布市	12134615	昭島市田中町1-17-1	042(544)5111代	J R 青梅線 昭 島
182-8511		12134714	調布市小島町2-35-1	042(481)7111代	J R 王線 調 布
194-8520	町田市 小金井市	12134813	町田市中町1-20-23	042(722)3111代	小田急線 町 田
184-8504		12134912	小金井市本町6-6-3	042(383)1111代	J R 中央線 武藏小金井
187-8701	小平市 日野市	12135018	小平市小川町2-1333	042(341)1211代	西武多摩湖線 青梅街道
191-8686		12135117	日野市神明1-12-1	042(585)1111代	J R 中央線 日 野
189-8501	東村山市 国分寺市	12135216	東村山市本町1-2-3	042(393)5111代	西武新宿線 東 村 山
185-8501		12135315	国分寺市戸倉1-6-1	042(325)0111代	西武国分寺線 恋ヶ窪
186-8501	国立市 西東京市	12135414	国立市富士見台2-47-1	042(576)2111代	J R 南武線 矢 川
202-8555		12135513	西東京市中町1-5-1	042(464)1311代	西武池袋線 保 谷
197-8501	福生市 狛江市	12135711	福生市本町5	042(551)1511代	J R 青梅線 福 生
201-8585		12135810	狛江市和泉本町1-1-5	(3430)1111代	(3430)1111代 小田急線 狛江
207-8585	東大和市 清瀬市	12135919	東大和市中央3-930	042(563)2111代	西武拝島線 東大和市
204-8511		12136016	清瀬市中里5-842	042(492)5111代	西武池袋線 清 瀬
203-8555	東久留米市 武蔵村山市	12136115	東久留米市本町3-3-1	042(470)7777代	〃 東久留米
208-8501		12136214	武蔵村山市本町1-1-1	042(565)1111代	J R 中央線 立 川
206-8666	多摩市 稻城市	12136313	多摩市関戸6-12-1	042(375)8111代	J R 王線 永 山
206-8601		12136412	稻城市東長沼2111	042(378)2111代	J R 南武線 稲城長沼
197-0814	あきる野市 羽村市	12136511	あきる野市二宮350番地	042(558)1111代	J R 五日市線 東 秋 留
205-8601		12136610	羽村市緑ヶ丘5-2-1	042(555)1111代	J R 青梅線 羽 村

郡 部

198-0036	西多摩福祉事務所	12130019	青梅市河辺町6-4-1	0428(22)1165	J R 青梅線 河 辺
----------	----------	----------	-------------	--------------	-------------

島しょ

100-0101	大島 支庁総務課	12130027	大島町元町字オンドシ222-1	04992(2)4421代	
100-1102	三宅 総務課	12130035	三宅村伊豆642	04994(2)1311代	
100-1401	八丈 総務課	12130043	八丈町大賀郷2466-2	04996(2)1112代	
100-2101	小笠原 総務課	12130050	小笠原村父島字西町	04998(2)2121代	

東京都の国民健康保険・保険者一覧表

平成20年4月1日現在

	保険者番号	保険者名	電話番号	所 在 地
特 別 区	13 801 6	千代田区	03-3264-2111	〒102-8688 千代田区九段南1-2-1
	13 802 4	中央区	03-3543-0211	〒104-8404 中央区築地1-1-1
	13 803 2	港区	03-3578-2111	〒105-8511 港区芝公園1-5-25
	13 804 0	新宿区	03-3209-1111	〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1
	13 805 7	文京区	03-3812-7111	〒112-8555 文京区春日1-16-21
	13 806 5	台東区	03-5246-1111	〒110-8615 台東区東上野4-5-6
	13 807 3	墨田区	03-5608-1111	〒130-8640 墨田区吾妻橋1-23-20
	13 808 1	江東区	03-3647-9111	〒135-8383 江東区東陽4-11-28
	13 809 9	品川区	03-3777-1111	〒140-8715 品川区広町2-1-36
	13 810 7	目黒区	03-3715-1111	〒153-8573 目黒区上目黒2-19-15
	13 811 5	大田区	03-5744-1111	〒144-8621 大田区蒲田5-13-14
	13 812 3	世田谷区	03-5432-1111	〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27
	13 813 1	渋谷区	03-3463-1211	〒150-8010 渋谷区宇田川町1-1
	13 814 9	中野区	03-3389-1111	〒164-8501 中野区中野4-8-1
	13 815 6	杉並区	03-3312-2111	〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1
	13 816 4	豊島区	03-3981-1111	〒170-8422 豊島区東池袋1-18-1
	13 817 2	北区	03-3908-1111	〒114-8508 北区王子本町1-15-22
	13 818 0	荒川区	03-3802-3111	〒116-8501 荒川区荒川2-2-3
	13 819 8	板橋区	03-3964-1111	〒173-8501 板橋区板橋2-66-1
	13 820 6	練馬区	03-3993-1111	〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1
	13 821 4	足立区	03-3880-5111	〒120-8510 足立区中央本町1-17-1
	13 822 2	葛飾区	03-3695-1111	〒124-8555 葛飾区立石5-13-1
	13 823 0	江戸川区	03-3652-1151	〒132-8501 江戸川区中央1-4-1
西多摩地区 (8)	13 828 9	青梅市	0428-22-1111	〒198-8701 青梅市東青梅1-11-1
	13 841 2	福生市	042-551-1511	〒197-8501 福生市本町5
	13 849 5	あきる野市	042-558-1111	〒197-0814 あきる野市二宮350
	13 850 3	羽村市	042-555-1111	〒205-8601 羽村市緑ヶ丘5-2-1
	13 851 1	瑞穂町	042-557-0501	〒190-1292 西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎2335
	13 852 9	日の出町	042-597-0511	〒190-0192 西多摩郡日の出町大字平井2780
	13 854 5	檜原村	042-598-1011	〒190-0212 西多摩郡檜原村467-1
	13 855 2	奥多摩町	0428-83-2111	〒198-0212 西多摩郡奥多摩町氷川1111 保健福祉センター
南多摩地区 (5)	13 824 8	八王子市	042-626-3111	〒192-8501 八王子市元本郷町3-24-1
	13 832 1	町田市	042-722-3111	〒194-8520 町田市中町1-20-23
	13 835 4	日野市	042-585-1111	〒191-8686 日野市神明1-12-1
	13 847 9	多摩市	042-375-8111	〒206-8666 多摩市関戸6-12-1
	13 848 7	稲城市	042-378-2111	〒206-8601 稲城市東長沼2111
北多摩地区	13 825 5	立川市	042-523-2111	〒190-0022 立川市錦町3-2-26
	13 826 3	武蔵野市	0422-51-5131	〒180-0012 武蔵野市緑町2-2-28
	13 827 1	三鷹市	0422-45-1151	〒181-8555 三鷹市野崎1-1-1
	13 829 7	府中市	042-364-4111	〒183-8703 府中市宮西町2-24
	13 830 5	昭島市	042-544-5111	〒196-8511 昭島市田中町1-17-1
	13 831 3	調布市	042-481-7111	〒182-8511 調布市小島町2-35-1

東京都の国民健康保険・保険者一覧表（2）

平成20年4月1日現在

市町村別保険者一覧表					
区画		保険者番号	保険者名	電話番号	所在地
国 民 健 康 保 険 組 合	北 多 摩 地 区 (17)	13 833 9	小金井市	042-383-1111	〒184-8504 小金井市本町6-6-3
		13 834 7	小平市	042-341-1211	〒187-8701 小平市小川町2-1333
		13 836 2	東村山市	042-393-5111	〒189-8501 東村山市本町1-2-3
		13 837 0	国分寺市	042-325-0111	〒185-8501 国分寺市戸倉1-6-1
		13 838 8	国立市	042-576-2111	〒186-8501 国立市富士見台2-47-1
		13 839 6	西東京市	042-464-1311	〒188-8666 西東京市南町5-6-13
		13 842 0	狛江市	03-3430-1111	〒201-8585 狛江市和泉本町1-1-5
		13 843 8	東大和市	042-563-2111	〒207-8585 東大和市中央3-930
		13 844 6	清瀬市	042-492-5111	〒204-8511 清瀬市中里5-842
		13 845 3	東久留米市	042-470-7777	〒203-8555 東久留米市本町3-3-1
		13 846 1	武蔵村山市	042-565-1111	〒208-8501 武蔵村山市本町1-1-1
		13 856 0	大島町	04992-2-1443	〒100-0101 大島町元町1-1-14
		13 857 8	利島村	04992-9-0011	〒100-0301 利島村248
		13 858 6	新島村	04992-5-0240	〒100-0402 新島村本村1-1-1
		13 859 4	神津島村	04992-8-0011	〒100-0601 神津島村904
		13 860 2	三宅村	04994-5-0902	〒100-1212 三宅村阿古497
		13 861 0	御藏島村	04994-8-2121	〒100-1301 御藏島村字入かねが沢
		13 862 8	八丈町	04996-2-1121	〒100-1498 八丈町大賀郷2345-1
		13 863 6	青ヶ島村	04996-9-0111	〒100-1701 青ヶ島村無番地
		13 864 4	小笠原村	04998-2-3111	〒100-2101 小笠原村父島宇西町
	国 民 健 康 保 険 組 合 (22)	13 303 3	全国土木建築	03-5210-4380	〒102-8532 (関東事務所) 千代田区麹町3-2 麹町共同ビル内
		13 304 1	東京理容	03-3341-3147	〒151-0051 渋谷区千駄ヶ谷5-28-10-102
		13 306 6	東京芸能人	03-5379-0611	〒160-0022 新宿区新宿2-1-11 御苑スカイビル7階
		13 307 4	文芸美術	03-5807-3551	〒101-0021 千代田区外神田5-2-1 外神田Sビル7階
		13 309 0	東京料理飲食	03-3543-3761	〒104-0061 中央区銀座6-14-8 デ・リード銀座ビル8階
		13 311 6	東京技芸	03-3940-3561	〒114-0024 北区西ケ原1-56-12 SKビル3階
		13 313 2	東京食品販売	03-3404-0123	〒150-0001 渋谷区神宮前2-6-1 食品衛生センター内
		13 314 0	東京美容	03-3370-7301	〒151-0053 渋谷区代々木1-56-4 美容会館3階
		13 315 7	東京自転車商	03-3253-2561	〒101-0021 千代田区外神田2-2-2 小久江ビル2階
		13 316 5	東京青果卸売	03-5492-2560	〒143-0001 大田区東海3-2-1 大田市場 事務棟2階
		13 317 3	東京浴場	03-5687-2639	〒101-0031 千代田区東神田1-10-2 東浴ビル4階
		13 318 1	東京写真材料	03-5282-7320	〒101-0052 千代田区神田小川町2-3 M&Cビル8階
		13 319 9	東京都弁護士	03-3581-1096	〒100-0013 千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館14階
		13 320 7	東京都薬剤師	03-3874-7411	〒110-0013 台東区入谷1-6-6-207 上野ロイヤルハイツ2階
		13 322 3	東京都医師	03-3270-6431	〒103-0022 中央区日本橋室町4-1-21 近三ビル5階
		13 323 1	全国左官タイル塗装業	03-3269-4778	〒162-0843 新宿区市谷田町2-29「こくほ21」3階
		13 324 9	東京建設職能	03-3260-6441	〒162-0843 新宿区市谷田町2-26
		13 325 6	東京建設業	03-3406-1555	〒150-0002 渋谷区渋谷1-10-12
		13 326 4	中央建設	03-3200-1155	〒169-8656 新宿区高田馬場2-13-16
		13 327 2	東京土建	03-3370-8161	〒151-0053 渋谷区代々木2-33-3
		13 328 0	全国板金業	03-3453-8464	〒108-0073 港区三田1-3-37 板金会館3・4階
		13 329 8	全国建設工事業	03-5652-7001	〒103-0015 中央区日本橋箱崎町12-4

市町村国保の保険者番号及び記号・番号一覧表

区市名	区分	保険者番号	記号	番号	区市名	区分	保険者番号	記号	番号
千代田区	一般	138016	01-*	0000~9999	墨田区	一般	138073	07-*	0001~9999
	退職	67138016	(※:00~99)			退職	67138073	(※:01~99)	
	後期	39131016	なし	7桁の一連番号		後期	39131073	なし	7桁の一連番号
中央区	一般	138024	02-*	0001~9999	江東区	一般	138081	08-*	0001~9999
	退職	67138024	(※:01~50・欠番あり)			退職	67138081	(※:00~29)	
	後期	39131024	なし	7桁の一連番号		後期	39131081	なし	7桁の一連番号
港区	一般	138032	03-*	0001~9999	品川区	一般	138099	09-*	0001~9999
	退職	67138032	(※:01~99)			退職	67138099	(※:10~99)	
	後期	39131032	なし	7桁の一連番号		後期	39131099	なし	7桁の一連番号
新宿区	一般	138040	04-*	0001~9999	目黒区	一般	138107	10-*	0001~9999
	退職	67138040	(※:01~90・欠番あり)			退職	67138107	(※:01~98)	
	後期	39131040	なし	7桁の一連番号		後期	39131107	なし	7桁の一連番号
文京区	一般	138057	05-*	0001~9999	大田区	一般	138115	11-*	0001~9999
	退職	67138057	(※:00~99)			退職	67138115	(※:01~97)	
	後期	39131057	なし	7桁の一連番号		後期	39131115	なし	7桁の一連番号
台東区	一般	138065	06-*	0001~9999	世田谷区	一般	138123	12-*	0001~9999
	退職	67138065	(※:01~13)			退職	67138123	(※:01~98)	
	後期	39131065	なし	7桁の一連番号		後期	39131123	なし	7桁の一連番号

区市名	区分	保険者番号	記号	番号	区市名	区分	保険者番号	記号	番号
渋谷区	一般	138131	13-*	0001~9999	板橋区	一般	138198	19-*	0001~9999
	退職	67138131	(※:01~99・欠番あり)			退職	67138198	(※:01~99)	
	後期	39131131	なし	7桁の一連番号		後期	39131198	なし	7桁の一連番号
中野区	一般	138149	14-*	0001~9999	練馬区	一般	138206	20-*	0001~9999
	退職	67138149	(※:01~99)			退職	67138206	(※:01~99)	
	後期	39131149	なし	7桁の一連番号		後期	39131206	なし	7桁の一連番号
杉並区	一般	138156	15-*	0001~9999	足立区	一般	138214	21-*	0000~9999
	退職	67138156	(※:01~77)			退職	67138214	(※:00~99)	
	後期	39131156	なし	7桁の一連番号		後期	39131214	なし	7桁の一連番号
豊島区	一般	138164	16-*	0001~9999	葛飾区	一般	138222	22-*	1~9999
	退職	67138164	(※:01~58・欠番あり)			退職	67138222	(※:01~99・欠番あり)	
	後期	39131164	なし	7桁の一連番号		後期	39131222	なし	7桁の一連番号
北区	一般	138172	17-*	0001~9999	江戸川区	一般	138230	23-*	0001~9999
	退職	67138172	(※:01~30)			退職	67138230	(※:10~99・欠番あり)	
	後期	39131172	なし	7桁の一連番号		後期	39131230	なし	7桁の一連番号
荒川区	一般	138180	18-*	0001~9999	八王子市	一般	138248	24-*	0001~9999
	退職	67138180	(※:00~21)			退職	67138248	(※:10~99)	
	後期	39131180	なし	7桁の一連番号		後期	39132014	なし	7桁の一連番号

区市名	区分	保険者番号	記号	番号	区市名	区分	保険者番号	記号	番号
立川市	一般	138255	25-*	0001~9999	調布市	一般	138313	31-*	0001~9999
	退職	67138255	(※:01~55)			退職	67138313	(※:01~90・欠番あり)	
	後期	39132022	なし	7桁の一連番号		後期	39132089	なし	7桁の一連番号
武蔵野市	一般	138263	26-*	0000~9999	町田市	一般	138321	32-*	0001~9999
	退職	67138263	(※:00~99)			退職	67138321	(※:01~99)	
	後期	39132030	なし	7桁の一連番号		後期	39132097	なし	7桁の一連番号
三鷹市	一般	138271	27-*	0001~9999	小金井市	一般	138339	33-*	0001~9999
	退職	67138271	(※:01~99)			退職	67138339	(※:01~99)	
	後期	39132048	なし	7桁の一連番号		後期	39132105	なし	7桁の一連番号
青梅市	一般	138289	28-*	0000~9999	小平市	一般	138347	34-*	0001~9999
	退職	67138289	(※:00~95)			退職	67138347	(※:01~65・欠番あり)	
	後期	39132055	なし	7桁の一連番号		後期	39132113	なし	7桁の一連番号
府中市	一般	138297	29-*	1~9999	日野市	一般	138354	35-*	0001~9999
	退職	67138297	(※:01~84・欠番あり)			退職	67138354	(※:01~99)	
	後期	39132063	なし	7桁の一連番号		後期	39132121	なし	7桁の一連番号
昭島市	一般	138305	30-*	1~9999	東村山市	一般	138362	36-*	0001~9999
	退職	67138305	(※:20~28)			退職	67138362	(※:01~81・欠番あり)	
	後期	39132071	なし	7桁の一連番号		後期	39132139	なし	7桁の一連番号

区市名	区分	保険者番号	記 号	番 号	区市名	区分	保険者番号	記 号	番 号
国分寺市	一般	1 3 8 3 7 0	37-*	清瀬市	一般	1 3 8 4 4 6	44-*	0001~9999	
	退職	6 7 1 3 8 3 7 0	(※:00~05)		退職	6 7 1 3 8 4 4 6	(※:01~32・欠番あり)		
	後期	3 9 1 3 2 1 4 7	なし		後期	3 9 1 3 2 2 1 2	なし		
国立市	一般	1 3 8 3 8 8	38-*	東久留米市	一般	1 3 8 4 5 3	45-*	7桁の一連番号	
	退職	6 7 1 3 8 3 8 8	(※:01~87・欠番あり)		退職	6 7 1 3 8 4 5 3	(※:01~89・欠番あり)	1~9999	
	後期	3 9 1 3 2 1 5 4	なし		後期	3 9 1 3 2 2 2 0	なし		
西東京市	一般	1 3 8 3 9 6	39-*	武蔵村山市	一般	1 3 8 4 6 1	46-*	2001~9999	
	退職	6 7 1 3 8 3 9 6	(※:50~99)		退職	6 7 1 3 8 4 6 1	(※:10~51・欠番あり)		
	後期	3 9 1 3 2 2 9 5	なし		後期	3 9 1 3 2 2 3 8	なし		
福生市	一般	1 3 8 4 1 2	41-*	多摩市	一般	1 3 8 4 7 9	47-*	0000~9999	
	退職	6 7 1 3 8 4 1 2	(※:01~34)		退職	6 7 1 3 8 4 7 9	(※:00~99)		
	後期	3 9 1 3 2 1 8 8	なし		後期	3 9 1 3 2 2 4 6	なし		
狛江市	一般	1 3 8 4 2 0	42-*	稲城市	一般	1 3 8 4 8 7	48-*	7桁の一連番号	
	退職	6 7 1 3 8 4 2 0	(※:01~17・欠番あり)		退職	6 7 1 3 8 4 8 7	(※:01~99・欠番あり)	1001~9999	
	後期	3 9 1 3 2 1 9 6	なし		後期	3 9 1 3 2 2 5 3	なし		
東大和市	一般	1 3 8 4 3 8	43-*	あきるの市	一般	1 3 8 4 9 5	49-*	0001~9999	
	退職	6 7 1 3 8 4 3 8	(※:01~99)		退職	6 7 1 3 8 4 9 5	(※:01~99)	0001~9999	
	後期	3 9 1 3 2 2 0 4	なし		後期	3 9 1 3 2 2 8 7	なし		

区市名	区分	保険者番号	記 号	番 号	区市名	区分	保険者番号	記 号	番 号
羽村市	一般	1 3 8 5 0 3	50-*	利島村	一般	1 3 8 5 7 8	57-01	0001~9999	
	退職	6 7 1 3 8 5 0 3	(※:00~99)		退職	6 7 1 3 8 5 7 8			
	後期	3 9 1 3 2 2 7 9	なし		後期	3 9 1 3 3 6 2 4	なし		
瑞穂町	一般	1 3 8 5 1 1	51-*	新島村	一般	1 3 8 5 8 6	58-*	7桁の一連番号	
	退職	6 7 1 3 8 5 1 1	(※:11~99)		退職	6 7 1 3 8 5 8 6	(※:01~04)	00001001~00009999	
	後期	3 9 1 3 3 0 3 8	なし		後期	3 9 1 3 3 6 3 2	なし		
日の出町	一般	1 3 8 5 2 9	52-30	神津島村	一般	1 3 8 5 9 4	59-00	00000001~00009999	
	退職	6 7 1 3 8 5 2 9			退職	6 7 1 3 8 5 9 4			
	後期	3 9 1 3 3 0 5 3	なし		後期	3 9 1 3 3 6 4 0	なし		
檜原村	一般	1 3 8 5 4 5	54-*	三宅村	一般	1 3 8 6 0 2	60-00	7桁の一連番号	
	退職	6 7 1 3 8 5 4 5	(※:01~33)		退職	6 7 1 3 8 6 0 2			
	後期	3 9 1 3 3 0 7 9	なし		後期	3 9 1 3 3 8 1 4	なし		
奥多摩町	一般	1 3 8 5 5 2	55-*	御蔵島村	一般	1 3 8 6 1 0	61-01	0001~9999	
	退職	6 7 1 3 8 5 5 2	(※:00~05)		退職	6 7 1 3 8 6 1 0			
	後期	3 9 1 3 3 0 8 7	なし		後期	3 9 1 3 3 8 2 2	なし		
大島町	一般	1 3 8 5 6 0	56-*	八丈町	一般	1 3 8 6 2 8	62-*	0001~9999	
	退職	6 7 1 3 8 5 6 0	(※:00~15)		退職	6 7 1 3 8 6 2 8	(※:00~99・欠番あり)	0001~9999	
	後期	3 9 1 3 3 6 1 6	なし		後期	3 9 1 3 4 0 1 0	なし		

東京都の国民健康保険組合・被保険者証記号番号一覧表

平成20年4月1日現在

区市名	区分	保険者番号	記 号	番 号
青ヶ島村	一般	138636	63-01	1~9999
	退職	67138636		
	後期	39134028	なし	7桁の一連番号

保険者番号	保険者名	記 号	番 号
133033	全国土木建築	71または72ハイフンと数字4桁(0001~9899)の組み合わせ	1~99999
國 民 健 康 保 險 組 合	133041 東京理容	73ハイフンと下記との組み合わせ 001~004・006~009・011~014・021~026・031・ 032・041・043・045・047~049・051・052・055~ 059・061~069・071・073・074・081~086・088・ 089・101・102・104・105・109・111・113・115・ 116・118・121・123・125・126・128・129・132・ 501・912	1~1999
	133066 東京芸能人	74-01001~74-99999	1~9999
	133074 文芸美術	75-01~75-54	1~99999
	133090 東京料理飲食	76-005~76-525 (ハイフン以下5番おきの番号)	1~9999 (1000除く)
	133116 東京技能	77ハイフンと数字4桁(0101~0924)の組み合わせ	0100~9999
	133132 東京食品販売	78ハイフンと数字4桁の組み合わせ 上2桁(事務所) 01~12・20・90 下2桁(業種) 01~05・11~15・21・23~25・31・ 32・34・35・42・45・51~55・61~64・71・73・ 75・81~83・85・91~99	1001000~9999999
	133140 東京美容	79-001~79-076 (79-022・79-035を除く)	1~99999
	133157 東京自転車商	80-01~80-60	10100~59999
	133165 東京青果卸売	81-01~81-10	50001~89999
	133173 東京浴場	82-01~82-82	1~999
	133181 東京写真材料	83-0101~83-3599	0010~9999
	133199 東京都弁護士	84-101・84-105・84-111・84-115・84-121・84-125・ 84-151・84-155・84-161・84-165・84-171・84-175	1~99999
	133207 東京都薬剤師	85-01~85-03・82-05~85-41・85-43・85-45~85-57	1000~999999
	133223 東京都医師	86-001~86-099 (86-012~86-015・86-046・86-051~86-080・86- 093~86-098を除く)	正組合員 0001~9999 准組合員 0001201~9999999
	133231 全国左官タイル塗装業	87-01~87-46と01~99の組み合わせ	1~9999
	133249 東京建設職能	88-01~88-99	1~9999
	133256 東京建設業	89-0101~89-0125・89-0201~89-0218・89-0401~89- 0456・89-0501~89-0510・89-0701~89-0711・89- 0721~89-0724・89-0801・89-0901	00001~99999
	133264 中央建設	90-02~90-46と01~99の組み合わせ (90-04・90-06・90-11・90-14・90-16・90-20・90- 21・90-24・90-26~90-28・90-33・90-34・90-37・ 90-41・90-42を除く)	1001~999999
	133272 東京土建	91-01~91-38	00001~99999
	133280 全国板金業	92-01~92-46 (92-19を除く)	事業主 10001~19999 従業員 20001~29999
	133298 全国建設工事業	93-0101~93-4799	100001~999999

【東京都国民健康保険患者一部負担割合等一覧表】

平成20年4月1日現在

【特別区・市町村】

保険者番号	保険者名	一部負担金の割合				結核予防法第34条35条適用医療の自己負担	障害者自立支援法第58条適用医療（精神通院）の自己負担
		一般被保険者	退職被保険者	3歳未満	70歳以上高齢者		
					一般		
13 801 6	特別区(23区)市町村(39市町村)	3割	2割	※4 2割	3割	5% ※1	10%
13 864 4							

※1 一定の所得要件に該当する被保険者には、法制93「結核医療給付金受給者証」または「国保受給者証（精神通院）」が交付されます。医療機関等（都内に限る）でこの証を提示した場合、適用医療の自己負担はありません。

※4 70歳から75歳未満の一般所得者の一部負担金は、平成21年3月31日まで1割となります。

窓口では1割の額を徴収してください。

【国民健康保険組合】

保険者番号	保険者名	一部負担金の割合				結核予防法第34条35条適用医療の自己負担	障害者自立支援法第58条適用医療（精神通院）の自己負担		
		組合員	3歳未満	70歳以上高齢者					
				一般	一定所得以上				
13 323 1	全国左官タイル塗装業	3割	2割	※4 2割	3割	5% ※2	10% ※3		
13 326 4	中央建設								
13 329 8	全国建設工事業								
13 303 3	全国土木建築								
13 304 1	東京理容								
13 306 6	東京芸能人								
13 307 4	文芸美術								
13 309 0	東京料理飲食								
13 311 6	東京技芸								
13 313 2	東京食品販売								
13 314 0	東京美容								
13 315 7	東京自転車商								
13 316 5	東京青果卸売								
13 317 3	東京浴場								
13 318 1	東京写真材料								
13 319 9	東京都弁護士								
13 320 7	東京都薬剤師								
13 322 3	東京都医師								
13 324 9	東京建設職能								
13 325 6	東京建設業								
13 327 2	東京土建								
13 328 0	全国板金業								

※2 自己負担として結核医療にかかる5%の額を徴収してください。

※3 自己負担として精神医療にかかる10%の額を徴収してください。

ただし、世帯の所得や病名に応じて月額上限額があるため、医療受給者証等の確認をお願いします。

【近隣県における国保組合の患者負担割合一覧】

平成20年4月1日現在

【埼玉県】

保険者番号	保険者名	3歳以上70歳未満		3歳未満	70歳以上	
		組合員	家族		一般	一定所得以上
113019	埼玉県医師					
113027	埼玉県歯科医師					
113035	埼玉県薬剤師					
113043	関東信越税理士					
113050	埼玉県建設					
113068	埼玉土建					

【埼玉県】

保険者番号	保険者名	3歳以上70歳未満		3歳未満	70歳以上	
		組合員	家族		一般	一定所得以上
123018	千葉県医師					
123026	千葉県歯科医師					
123034	千葉県薬剤師					

【神奈川県】

保険者番号	保険者名	3歳以上70歳未満		3歳未満	70歳以上	
		組合員	家族		一般	一定所得以上
143016	神奈川県医師					
143024	神奈川県歯科医師					
143032	神奈川県食品衛生					
143040	神奈川県薬剤師					
143057	神奈川県建設業					
143065	神奈川県建設連合					

【山梨県】

保険者番号	保険者名	3歳以上70歳未満		3歳未満	70歳以上	
		組合員	家族		一般	一定所得以上
193672	山梨県医師					
193698	中央建設(山梨県支部)					

【愛知県】

保険者番号	保険者名	3歳以上70歳未満		3歳未満	70歳以上	
		組合員	家族		一般	一定所得以上
233064	建設連合					

上記以外の他府県国保組合の変更状況は把握できていません。処方せん又は被保険者証の負担割合等でご確認ください。

投与期間制限医薬品一覧表 (平成20年8月1日現在—東京都薬剤師会作成)				
--------------------------------------	--	--	--	--

※14日分を限度とされる内服薬及び外用薬

一般名	(向精神薬種別)	商品名	後発品	メーカー名
[内服薬]				
アヘン末、アヘン散、アヘンチンキ、塩酸アヘンアルカロイド、塩酸エチルモルヒネ、1%を超えるリン酸コデイン製剤、1%を超えるリン酸ジヒドロコデイン製剤、メチルメテバノール錠、アヘン・トコシ散、塩酸ペチジン(麻薬)				
[外用薬]				
塩酸コカイン(麻薬)				
葉価基準収載後1年を経過していない新医薬品				
アモバルビタール	向-2種	イソミタール原末	日本新薬	
塩酸ペンタゾシン	向-2種	ソセゴン錠	アステラス	
		ペルタゾン錠	あすか製薬=日本化薬	
		ペンタジン錠	第一三共	
クロラゼブ酸二カリウム	向-3種	メンドンカプセル	アボット	
ジアゼパム	向-3種	ダイアップ坐剤	和光堂	
バルビタール	向-3種	バルビタール「エビス」	エビス=吉田製薬	
		バルビタール「ホエイ」	マイラン製薬	
フェノバルビタールナトリウム	向-3種	ルピアル坐剤	久光製薬	
		ワコビタール坐剤	和光堂	
プロマゼパム	向-3種	セニラン坐剤	サンド	
ペントバルビタールカルシウム	向-2種	ラボナ錠	田辺製薬	
マジンドール	向-3種	サノレックス錠	ノバルティス	
塩酸ブレノルフィン	向-2種	レペタン坐剤	大塚製薬	
モダフィニル	向-1種	モダイオダール錠	アルフレッサファーマ	

※30日分を限度とされる内服薬、注射薬及び外用薬(網掛けは平成20年4月から14日限度から30日限度に移行したもの)

一般名	(向精神薬種別)	商品名	後発品	メーカー名
[内服薬]				
塩酸モルヒネ、硫酸モルヒネ、塩酸オキシドン、塩酸オキシドン水和物(麻薬)				
[外用薬]				
塩酸モルヒネ、フェンタニル(麻薬)				
[注射薬] 塩酸モルヒネ(麻薬)				
[注射薬] 塩酸ブレノルフィン	向-2種	レペタン注	大塚製薬	
		ザルバン注	○ 日新:山形	
アルプラゾラム	向-3種	アズリタン錠	○ 大洋薬品=日本ジェネリック	
		カームダン錠	○ 共和薬品	
		コンスタン錠	武田薬品	
		ソラナックス錠	ファイザー	
		メデポリン錠	○ メディサ新薬=沢井製薬	
		アルプラゾラム錠「トーワ」	○ 東和薬品	
エスタゾラム	向-3種	エスタゾラム錠「アメル」	○ 共和薬品=日医工=東洋フ アルマー	
		ユーロジン散・錠	武田薬品	

一般名	(向精神薬種別)	商品名	後発品	メーカー名
オキサゾラム	向-3種	セレナール散・錠		第一三共
		トッカータ錠	○	共和薬品
		ネブスン散・錠	○	辰巳化学
		ペルサール細粒・錠	○	イセイ
クアゼパム	向-3種	クアゼパム錠「トーワ」	○	東和薬品
		クアゼパム錠「MNP」	○	日新製薬=明治製薬
		クアゼパム錠「YD」	○	陽進堂
		クアゼパム錠「アメル」	○	共和薬品
		クアゼパム錠「サワイ」	○	沢井製薬
		クアゼパム錠「日医工」	○	日医工
		ドラール錠		久光製薬=三菱ウェルファーマ
クロキサゾラム	向-3種	セバゾン散・錠		三共
クロチアゼパム	向-3種	イソクリン糖衣錠	○	沢井製薬
		エモレックス錠	○	日医工
		ナオリーゼ錠	○	鶴原製薬
		ニラタック錠	○	大正薬品
		リーゼ顆粒・錠		三菱ウェルファーマ=吉富薬品
		リリファー錠	○	マルコ製薬=日医工
		リルミン錠	○	大洋薬品
		クロチアゼパム錠「トーワ」	○	東和薬品
		コンスーン散・錠		鶴原製薬
クロルジアゼポキシド	向-3種	コントール散・錠		武田薬品
		バランス散・錠		アステラス
		リサチーフ散		キヨウリンリメディオ
		マイスリー錠		アステラス
酒石酸ゾルピデム	向-3種	アサション錠	○	長生堂製薬=日本ケミファ
		アスコマーナ錠	○	日新製薬
		カムリトン錠	○	寿製薬
トリアゾラム	向-3種	トリアゾラム錠「EMEC」	○	サンノーバ=エルメッドエ ーザイ
		トリアゾラム錠「TSU」	○	鶴原製薬
		トリアラム錠	○	小林化工
		ネスゲン錠	○	辰巳化学=マイラン製薬
		ハルシオン錠		ファイザー
		ハルラック錠	○	富士薬品=共和薬品
ニメタゼパム	向-3種	パルレオン錠	○	大洋薬品=日本ジェネリック
		ミニザイン錠	○	日医工
		エリミン錠		大日本住友製薬
ハロキサゾラム	向-3種	ソメリン細粒・錠		三共
フルニトラゼパム	向-2種	サイレース錠		エーザイ
		ビビットエース錠	○	辰巳化学=日本ジェネリック
		フルトラース錠	○	シオノケミカル
		フルニトラゼパム錠「アメル」	○	共和薬品
		ロビプロール錠		中外製薬
		アストモリジンD錠・M錠		マルボ
フェノバルビタール配合剤	向-3種	トランコロンP錠		アステラス
		ベゲタミン錠-A・B		塩野義製薬
		フルジアゼパム	向-3種	大日本住友製薬

☆平成20年12月末日までは14日限度

※90日分を限度とされる内服薬

*ソナコン細粒のみ後発品

索引

医療保険の種類と調剤報酬の請求先	329
医療保険の仕組みと給付の範囲	1
医療保険の法別番号	330
医療保険を扱うには	19・21
医療保険で使用できる医薬品の範囲	120
インスリン注入器を交付する場合の 高度管理医療機器販売業の許可	212
インターネット (IPsec+IKE) 接続方式	410
医師への報告書例（在宅訪問）	
医師法（抄）	575
医師法施行規則（抄）	575
医師・歯科医師の資格確認サイト	88
1点の単価は10円	156
1単位の単価（介護保険）	533
石綿による健康被害の救済医療	436
一包化調剤料	189
一包化調剤料が算定できる基本的要件	190
一部負担金に関する特例措置	96
一部負担金に上限のある公費負担医療	11・96
一部負担金の徴収猶予及び減免事例	97・371
一部負担金額の明細書への記載方法	371
一部負担金は10円単位	95
一部負担割合	10
医薬品安全管理指針	612
医薬品安全管理責任者	613
医薬品安全管理業務手順書	613
医療・介護関係事業者における個人情報の 適切な取扱いのためのガイドライン	694
医療制度改革大綱（平成17年）	673
医療の安全を確保するための措置	612
医療費の内容の分かる領収書	99
受付回数の考え方	163
嚥下困難者用製剤加算	176
嚥下困難者用製剤加算算定上の留意点	183
塩酸モルヒネの投薬	311・688
お薬手帳の活用による重複投薬の防止	117
開局時間の掲示	80
開局時間以外における調剤体制の掲示	92
会計検査院による検査	670
海外研修生に係る調剤費	506
外国人留学生医療費助成	505
介護給付費請求書記載例	544
介護型各施設の違い	92

介護給付費明細書記載例	548
介護支援専門員との兼務	615
介護保険か健康保険か	523
介護保険－運営規程（試案）	512
介護保険－重要事項説明書（試案）	515
介護保険－居宅療養管理指導・契約書（例）	519
介護保険における「みなし指定」	511
介護保険の居宅療養管理指導費の請求	542
介護保険の調剤報酬	533
介護保険の要介護者に対する費用の算定	156
介護保険被保険者証	94・525
介護保険被保険者の確認	94・523
介護保険を取扱える薬局	511
介護予防居宅療養管理指導費	540
介護予防居宅療養管理指導費単位数表	540
介護予防給付費明細書記載例	549
外用薬調剤料	202
外用薬調剤料の考え方	207
外来医療を含む公費負担医療	14・425
外来服薬支援料	258
隔日投与の内服薬調剤料	181
覚せい剤加算	208
割線のある錠剤の半錠化	221
割線のない錠剤の半錠化	221
カラーコピーによる偽造処方せんに関する 留意事項	111
患者一部負担割合	10
患者が自由に薬局を選択できる権利	76
患者から求めることができる実費について	83
患者の希望に基づくサービス	83・321
患者の受給資格の確認	89
患者の服薬状況・薬剤服用歴の確認	116
患者の不正行為に対する通知（薬担規則）	110
患者の不正を発見した場合の通報先	111
患者負担金の受領	95

患者負担割合の確認	88
管理者の兼務	615
関係機関・団体等一覧	713
監査	48・666
肝炎治療特別促進事業医療の 月額自己負担上限管理	468
肝炎治療特別促進事業に係る医療給付	433
危害の防止（薬事法）	592
基準調剤加算	158・171
基準調剤に関する届出	38・173
基準調剤の具体的な基準と届出書類	38・167
偽造処方せんに注意	89
偽造処方せんを見破るには	110
休日加算	210
共同指導	48
「居宅等」の定義	569
居宅サービス介護給付費請求書の記載方法	542
居宅サービス介護給付費請求書の記載例	544
居宅サービス介護給付費明細書の記載方法	545
居宅サービス介護給付費明細書の記載例	548
居宅等で行うことのできる調剤の業務等	560
居宅療養管理指導運営規程（試案）	512
居宅療養管理指導・契約書（例）	519
居宅療養管理指導のサービス提供に係る 重要事項等説明書（試案）	515
居宅療養管理指導の調剤報酬	533
居宅療養管理指導の実際	529
居宅療養管理指導の薬剤師身分証明書	523
居宅療養管理指導費単位表	536
居宅療養管理指導費サービスコード表	545
居宅療養管理指導費の単位数とは	533

近隣県政令指定都市の代表保険者番号（国保）	342
近隣県の後期高齢者医療代表保険者番号	345
国の公費負担医療制度の指定の有無	44
組合管掌健康保険	5
携帯型ディスポーザブル注入ポンプセット	122・311
計量混合調剤加算	218
計量混合調剤加算の考え方	225
計量混合調剤加算の特別の乳幼児製剤の考え方	228
月額自己負担限度額	11・464・468
結核患者の適正医療	428
結核・精神通院医療給付金	445
健康保険事業の健全な運営の確保（保険薬剤師）	123
健康保険事業の健全な運営の確保（保険薬局）	74
健康保険法（抄）	617
健康保険被保険者証	8
健康保険高齢受給者証	90
原子爆弾被爆者に対する援護に関する 法律10条認定医療	425
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律 一般疾病医療	431
現物給付	3

公害医療請求書・明細書の入手・提出先	484
公害医療手帳の記号・番号	485
公害医療の指定疾病と給付対象となる薬剤の範囲	482
公害医療の請求事務	481
公害医療の対象薬剤	482
公害医療の調剤報酬	482
公害調剤報酬請求書の記載例	486
公害調剤報酬明細書の記載例	487
高額療養費の支給要件及び支給額	473・632
高額療養費支給事務の取扱いについて（通知文）	659
後期高齢者医療広域連合	136
後期高齢者終末期相談支援料	301
後期高齢者医療請求書（紙請求する場合）の 記載方法	334
後期高齢者医療制度の概要	136
後期高齢者医療制度の財源の仕組み	135
後期高齢者医療の調剤報酬	137
後期高齢者医療被保険者証	90・136
後期高齢者医療における療養担当基準	138
後期高齢者薬剤服用歴管理指導料	294
向精神薬・覚せい剤原料・毒薬等の 重複時の取扱い	212
向精神薬加算	208
向精神薬の廃棄	684
向精神薬の事故の届出	685
高度管理医療機器販売業	312
高度先進医療	12
後発医薬品情報提供料	254
後発医薬品調剤加算	229
後発医薬品調剤体制加算	158・170
後発医薬品調剤体制加算の届出	174
後発医薬品とは	230

後発医薬品に関する保険医署名欄	53
後発医薬品使用の考慮義務（保険医）	60
後発医薬品の調剤（薬担）	112
後発医薬品の調剤体制（保険薬局）	61
後発医薬品の調剤努力義務（保険薬剤師）	62
後発医薬品への変更不可欄の記載とその考え方	55
高齢者の医療の確保に関する法律	3・137
公費適用と公費が適用されない薬剤が	
同時処方された場合の明細書記載方法	366
公費負担医療の種類と給付の範囲	14
公費負担医療の法別番号及び略称表	354
公費負担医療の優先順位	354
公費負担医療を取り扱うには	44
交付できる特定保険医療材料	122
国保組合の被保険者証番号一覧表（東京都）	725
国保組合員の一部負担割合（東京都）	726
国保組合の一部負担割合（近隣県）	727
国保請求書・明細書の編綴方法	402
国保総括請求書（紙請求の場合）の記載方法	304
国保都外請求書（紙請求の場合）の記載方法	342・400
国民健康保険高齢受給者証	90
国民健康保険における一部負担金の減免制度	97
国民健康保険の特別療養費の取扱い	98・403
国民健康保険被保険者証	8
国民健康保険被保険者資格証明書	98
国民健康保険保険者一覧表	717
国民皆保険のしくみ	3
個人情報取扱規則（例）	710
個人情報保護法施行に係る薬局向けQ & A	698
個人情報取扱事業者	692
個人情報保護法の概要	692
個人情報保護法における薬局での具体的措置	708
個人情報保護法に基づく薬局内掲示	85・708

個人情報の利用目的の掲示	708
個人情報の対象となる医療・介護事業における情報	696
個人情報保護に関する基本方針	709
国家公務員共済組合	3
国家公務員災害補償法に基づく労災医療	494
個別指導	47・537
混合診療の禁止	12・122
災害時等の一部負担金の減免	97
在宅医療の推進のための麻薬の取扱いの	
弾力化について	688
在宅医療のために処方されるバルーン式ディスポーザブルタイプの連続注入器に入った麻薬注射薬の取扱いについて	688
在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料	278
在宅患者緊急時等共同指導料	282
在宅訪問薬剤管理指導は介護保険優先	94
在宅患者訪問薬剤管理指導実施の届出	41・268
在宅患者訪問薬剤管理指導料	262
在宅患者訪問薬剤管理指導の流れ	269
在宅患者訪問薬剤管理指導料・居宅療養管理指導費どちらを優先するのか	267
在宅療養支援診療所	156
材料価格基準	308
自衛官等の療養の給付	329
C型ウイルス肝炎に係る医療の給付	442
歯科医師法（抄）	576
歯科医師法施行規則（抄）	576
自家製剤加算	217

自家製剤加算の考え方	220
自家製剤加算の特別の乳幼児用製剤とは	224
時間外・時間外加算の特例・休日・深夜加算の	
考え方	213
時間外加算	209
時間外加算の特例	209
自己負担限度額（月）	10・465・470
自己負担上限額管理票	466・471
施設基準受理後の定時報告	39
施設基準にかかる届出	38
施設基準の問合せ先・届出先	43
施設入所者と在宅患者訪問薬剤管理指導料	267
施設入所者への処方せん	98・139・665
指定更新時の保険薬局集団指導	47
児童福祉法の措置等係る医療	435
実費徴収するサービスの掲示	82
社保請求書・明細書の編綴方法	401
社保請求書（紙請求の場合）の記載方法	336
使用医薬品（薬担規則）	120
錠剤の分割・粉碎	221
錠剤の粉碎と嚥下困難者用製剤加算・	
自家製剤加算	183
小児慢性特定疾患治療研究に係る医療の給付	434・440
情報の提供（薬剤師法）	560
使用薬剤料	303
処置として薬剤を施用する場合	577
処方せん医薬品の取扱い	609
処方せん医薬品の販売（薬事法）	589
処方せん受入れ準備体制整備のための	
ファクシミリの利用について	567
処方せん中の疑義（薬剤師法）	115
処方せん等の保存（薬担規則）	107
処方せんに関する取扱いについて（通知文）	580
処方せんの確認（薬担規則）	86
処方せんの記載事項	57・107
処方せんの記載上の注意事項	57・87
処方せんの交付義務（医師法）	575
処方せんの交付義務（歯科医師法）	576
処方せんの交付について	577
処方せんのコピー提出	419
処方せんの調剤済み年月日欄の記載	58
処方せんの提出	89
処方せんの保険薬剤師氏名欄の記載	59
処方せんの有効期間	57・91
処方せんの有効期間（保険医療機関療養担当規則）	91・639
処方せんの様式	53・87
処方せん備考欄への記入	58
処方せんへの裏書	105
処方せんへの記入（薬剤師法）	108・561
処方せんの記載事項（医師法施行規則）	575
処方せんを廃棄する際の注意事項	107
処方せん料について	656
処方欄の記載省略ができる薬局とその条件	326
自立支援医療	429・459
自立支援医療の指定	460
自立支援医療における月額上限管理方法	465
自立支援医療と生活保護	458
自立支援医療の一部負担金欄の記載方法	466
新医薬制度の実施について（通知文）	577
新規指定時保険薬局指導	47
新規登録保険薬剤師集団指導	46
人工透析医療と東京都公費併用の場合の	
明細書記載方法	478
人工透析を必要とする腎不全（特殊医療）	
	96・441
心身障害者医療	443
心身障害者医療費請求書（社保用）の記載例	398
心身喪失者医療観察法の医療給付	427

審査支払機関における調剤報酬審査要領	418
浸煎薬・湯葉	185
湯煎薬・湯葉の薬剤料	187
深夜加算	210
診療情報提供料（I）	265
診療報酬明細書等の被保険者への開示について （通知文）	658
診療録の電子媒体による保存について	563
診療情報の提供に関する指針	581
診療録等の記載上の注意事項	56・87
生活保護法による医療扶助	437・451
生活保護法による介護扶助	451
生保調剤券・介護券の入手	453
政令指定都市代表保険者番号	342
漸減療法処方の剤数と日数	182
船員保険療養補償証明書	356
前期高齢者医療に関する保険者間の財政調整	135
請求省令	331
請求方法の違いによる必要書類	332
全国健康保険協会	5・110
全国健康保険協会東京支部	111
選定療養	12・634
選定療養における薬剤料	306
遡及指定	30
遡及指定時の調剤基本料	160
続紙の貼付方法	349

退院時共同指導料	286
大気汚染関連疾病	441
退職者医療制度の保険者番号	330
地域保険	6
治験医薬品の取扱い	13・120
地方公務員等共済組合	5
地方公務員災害補償法に基づく労災医療	494
チャンピックス錠の取扱い	307
注射器・注射針のみの処方せんによる給付	656
注射薬調剤料	202
注射薬の施設基準の届出	40・206
注射薬の無菌製剤処理	203
注射用生理食塩水は外用に転用できるか	207
長期特定疾病と人工透析医療の併用	477
長期特定疾病に関わる高額療養費	96・473
長期特定疾病と心身障害者医療との併用の場合の 明細書記載例	382
長期投薬情報提供料1	248
長期投薬情報提供料1算定にあたっての留意点	250
長期投薬情報提供料2	248
長期投薬情報提供料2算定にあたっての留意点	251
長期旅行等特殊な事情がある場合の 投与期間の取扱い	146
中国残留邦人帰国者への医療支援	437
調剤基本料	158
調剤基本料の算定基準	158
調剤基本料の算定に届出は必要か	163
調剤された薬剤の表示（法文）	560
調剤した保険薬剤師の氏名	107・126

調剤済みの旨の記載	108	調剤報酬明細書記載例（生保単独）	392
調剤情報提供料	288	調剤報酬明細書記載要領	347
調剤情報提供料算定にあたっての留意点	288	調剤報酬明細書の続紙の貼付方法	349
調剤の一般的方針（薬担規則）	114・116	調剤薬局の取扱いについて（通知文）	596
調剤の求めに応ずる義務	70	調剤料	176
調剤の場所	69・570	調剤録（薬剤師法）	561
調剤報酬算定における保険薬剤師と保険薬局の責任範囲の違い	128	調剤録として不備な事例	125
調剤報酬請求書の記載要領	336	調剤録の記載及び整備（薬担規則）	104
調剤報酬請求書の提出日	334	調剤録の記入事項	124・561
調剤報酬請求書・明細書の編綴方法	401	調剤録の記載（薬担規則）	124
調剤報酬請求書・明細書の様式	332	調剤録の電子媒体による保存について	106
調剤報酬体系の概要	152	調剤を断ることができる正当な理由	70
調剤報酬点数表通則	154	重複投薬・相互作用防止加算	234
調剤報酬点数表の掲示	81	重複投薬・相互作用防止加算算定にあたっての留意事項	242
調剤報酬の審査支払機関からの入金日	334		
調剤報酬の請求事務	327		
調剤報酬請求についての審査要領	417		
調剤報酬明細書「職務上の理由」欄について	355	月の途中で要介護者となる場合の取扱い	94
調剤報酬明細書「摘要」欄の記載例	367		
調剤報酬明細書「特記事項」欄の記載について	356		
調剤報酬明細書「薬学管理料」欄の記載例	370	適正な手続きの確保（保険薬局）	73
調剤報酬明細書記載例（後期高齢者3割）	380	適正な費用の請求の確保（薬担規則）	127
調剤報酬明細書記載例（社保家族・障併用）	386	摘要欄の記載例	368
調剤報酬明細書記載例（社保家族・乳併用）	397		
調剤報酬明細書記載例（社保本人）	378		
調剤報酬明細書記載例（後期高齢者・結核併用）	382		
調剤報酬明細書記載例（自立支援医療・精神通院）	388	同一薬局における分割調剤時の調剤料	181
調剤報酬明細書記載例		東京都公費負担医療費請求書（社保用）の記載要領	396
（自立支援医療・精神通院・生保併用）	390	東京都公費負担医療制度と指定の有無	45
調剤報酬明細書記載例（生保・結核・精神の併用）		東京都公費負担医療－東京都薬剤師会員が属する保険薬局での取扱い	45
	394	東京労働局労災補償課医療係	488

投薬できる注射薬	121・205
投薬期間制限医薬品一覧表	728
投薬期間に関する保険薬剤師の役割	147
投薬期間に制限のある医薬品 (厚生労働大臣が定める医薬品)	145・728
投与期間	143
都外国保請求書の記載例	400
特掲技術料の施設基準	167・206
特定疾患治療費及び先天性血液凝固因子障害等 治療費	431
特定疾病療養受療証	96・476
特定の保険薬局への誘導の禁止	76
特定保険医療材料	122・308
特定保険医療材料の価格	308
特定保険医療材料料の端数処理	310
特別の乳幼児用製剤とは	224
特別養護老人ホーム入所者への 在宅患者訪問薬剤管理	272
毒薬加算	208
特例退職者被保険者	330
ドライシロップ剤とシロップ剤の混合	220
取扱処方せん数の届出（薬事法施行規則）	592
取扱処方せん数の届出（薬事法施行令）	595
屯服薬調剤料	185
内服薬調剤料	176
内服薬と屯服薬の違い	186
内服薬の算定単位である1剤とは	179
内服用滴剤の調剤料	178
内服用滴剤とは	184
内服用滴剤の調剤料と内服薬調剤料算定上限との 関係	184

75歳以上の生保単独患者の 薬剤服用歴管理指導料の取扱い	299
軟膏同士の計量混合	225
軟膏基剤を含む計量混合	227
難病等医療費助成	440
ニコチネルTTSの取扱い	307
ニコチン依存管理料	307
日本私立学校振興・共済事業団	5
日本スポーツ振興センター法による医療費助成	502
入院医療のみを給付する公費負担医療	425
入院患者の処方せんの取扱い	92・577・580
乳幼児・義務教育就学児医療費助成	444
乳幼児医療費請求書（社保用）の記載例	397
乳幼児用製剤とは	224
ネットワーク回線	408
ネームプレートの着用	81
配合不適の薬剤が処方されている場合	180
バルーン式ディスポーザブル注入器	311・688
備考欄の記載	58
ひとり親家庭等医療費助成	443
被爆者の子に対する医療	440

被保険者等が自由に薬局を選択できる権利の尊重	76
別剤として算定できない例（内服薬）	179
別剤として算定できる例（内服薬）	180
法律・施行規則・基本通知	551
法別番号及び制度の略称表	330
訪問ヘルパー等が行える医行為類似行為	527
訪問薬剤管理指導記録簿	273
保険医署名欄の記載方法	55
保険医療機関及び保険医療養担当規則（抄）	637
保険医療機関等及び保険医等の指導及び 監査について（通知文）	661
保険外併用療養費	12・313
保険外併用療養費と調剤報酬	313
保険外併用療養費の掲示	83
保険給付の範囲	7
保険収載された新薬の適用外投与	13・317
保険処方せんの様式	53
保険者への通知	110
保険使用できる医薬品	120
保険診療における医薬品の取扱い（通知文）	657
保険請求の用いる書類の様式	332
保険調剤になじまない医薬品	120
保険調剤のしくみ	327
保険調剤録の記入事項	104・124
保険調剤録の取扱い	104
保険薬剤師登録後の変更届け	33
保険薬剤師登録票	22
保険薬剤師の責務	24・624
保険薬剤師の登録	21・623
保険薬剤師の登録届出先	43
保険薬剤師の登録の取消し（健康保険法）	24・628

保険薬局及び保険薬剤師の登録に関する 政省令（抄）	620
保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則	65・129
保険薬局指定通知書	29
保険薬局指定後の変更届け	33
保険薬局で交付できる特定保険医療材料	120
保険薬局で交付できる特定保険医療材料（点数表）	308
保険薬局における掲示事項	78
保険薬局における調剤録の取扱い（通知文）	124・563
保険薬局の指定	26・621
保険薬局の指定期間	29・622
保険薬局の指定更新	29・622
保険薬局の指定申請先	43
保険薬局の指定の取消し（健康保険法）	26・628
保険薬局の責務	31・623
保険薬局の選定指定	30
保険薬局の独立性	74
保険薬局への指導・監査	46
末期がん患者の訪問薬剤管理指導	262・272
麻薬及び向精神薬取締法（抄）	678
麻薬及び向精神薬取締法施行規則（抄）	678
麻薬加算	208
麻薬管理指導加算（在宅訪問）	266
麻薬管理指導加算（在宅訪問）算定にあたっての 留意点	270
麻薬管理指導加算（薬剤服用歴管理）	233
麻薬小売業者間の譲渡しの許可申請の特例	679
麻薬小売業免許証番号の明細書への記載	358
麻薬の取扱いの弾力化について	689

麻薬が処方せんに記載されている場合の確認事項	91
麻薬の廃棄の方法	682
麻薬を処方する場合の処方せんの記載事項（法文）	681
万年筆型注入器用注射針	310
民間事業者等が行う書面の保存等に関する 法律の施行について	563
無菌製剤処理加算の施設基準	206
無菌製剤処理加算の届出先	206
名義貸しに係る保険医等の取扱いについて (通知文)	670
夜間・休日等加算の掲示	82・211・215
薬学的管理指導計画書・訪問結果評価記録票の 事例	275・532
薬剤師ネームプレートの着用	81
薬剤師法（抄）	553
薬剤師法施行規則（抄）	553
薬剤師に対する再教育研修の実施	571
薬剤師の資格確認サイト	88
薬剤師の再教育研修	554
薬剤師の相対的欠格事項	553

薬剤使用に関する薬事法上の取扱い (投薬期間関連)	147
薬剤情報提供料	244
薬剤師倫理規定（日本薬剤師会）	71
薬剤の投与期間	143
薬剤服用歴管理指導料	233
薬剤服用歴管理指導料と薬歴簿の記載	238
薬剤料の算定事例	304
薬剤料の算定単位	304
薬事法（抄）	584
薬事法承認後、保険収載前の医薬品の投与	13・41・314
薬事法承認後、保険収載前の医療機器の交付	320
薬事法施行規則（抄）	584
約束処方による処方せんの交付について（通知文）	579
薬歴簿	240
薬価基準収載医薬品でも 保険調剤になじまないもの	120
薬価基準に収載された新薬の適用外使用	13・41・317
薬局及び一般販売業の薬剤師の員数を定める省令	595
薬局開設許可証の掲示	80
薬局業務運営ガイドライン（通知文）	601
薬局情報の提供	84・587・611
薬局等勤務薬剤師の介護支援専門員との 兼務について	615
薬局における医薬品に係る医療安全の確保	589・612
薬局における個人情報保護法に関する具体的措置	708
薬局を利用するため必要な情報の掲示	84
レセプト・オンライン請求への移行スケジュール	333・408
レセプトコンピュータの自動算定機能の解除	127
レセプト電算処理システムの支払基金・ 国保連合会への提出物	404
レセプト電算処理システム	404
レセプトのオンラインによる請求方法	408
レセプトのオンライン請求のための 電子証明書の取得	412
レセプトのオンライン請求システムに係る 安全対策の規程例	415

労災医療指定薬局	488
労災医療指定薬局以外での取扱い	492
労災医療のアフターケア制度	491
労災医療の調剤報酬	489
労災医療の調剤報酬請求先	490
労災医療の調剤報酬請求事務	489
労災保険指定薬局の療養担当契約事項	492
老人保健施設入所者の処方せんの取扱い	92・655

'08年 改訂版 保険調剤のてびき

平成20年12月15日 発行

編集・発行人 桑原辰嘉

発行所 社団法人 東京都薬剤師会

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町1-21

電話 03-3294-0271

印刷所 大東印刷工業株式会社

〒131-0033 東京都墨田区向島3-35-9

電話 03-3625-7481

◎いかなる形式においても著作者に無断で全部または一部を複製し
利用することを禁じます。

力

力

力

1乞化

189

十

八

時間外労働
住宅

209

212

分割請求

164

マ

ヤ

夜間休日等加算

211

ナ

7